

平成28年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号 (3月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	15
大浦 トキ子 君	15
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第4号の上程、説明、質疑	64
延会の宣告	68

第2号 (3月2日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
延会の宣告	107

第 3 号 (3月3日)

議事日程	109
本日の会議に付した事件	110
出席議員	110
欠席議員	110
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	110
職務のため出席した者の職氏名	110
開議の宣告	112
議事日程の報告	112
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	184
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	187

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
延会の宣告	199

第 4 号 (3月4日)

議事日程	201
本日の会議に付した事件	201
出席議員	201
欠席議員	201
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	201
職務のため出席した者の職氏名	202
開議の宣告	203
議事日程の報告	203
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
延会の宣告	264

第 5 号 (3月7日)

議事日程	265
本日の会議に付した事件	265
出席議員	266
欠席議員	266
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	266
職務のため出席した者の職氏名	266
開議の宣告	267
議事日程の報告	267
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	276

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	279
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	283
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	284
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	286
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	288
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	290
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	292
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	297
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	299
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	301
陳情審査報告	305
閉会中継続審査申出	307
日程の追加	308
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	308
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	310
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	311
閉会の宣告	313

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の結果
- 日程第 4 「陳情の付託」について
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 日程第 8 議案第 2号 天栄村情報公開条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 天栄村個人情報保護条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第15 議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第17 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君
参事兼 産業振興 課長	吉成	邦市	君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎	君
参事兼 会計 管理	小山	志津夫	君	湯支所 本長	兼子	弘幸	君
天保所 保育所 長	山本	サト子	君	学校 教育 課長	清浄	精司	君
生涯学 習課 長	内山	晴路	君				

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木	利弘		書記	星	千尋	
書記	森	和昭					

◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成28年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより、平成28年3月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり、出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 熊 田 喜 八 君

8番 須 藤 政 孝 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月23日午後1時30分より、議会運営委員会を開催いたし、平成28年3月天栄村議会

定例会の会期について審議をいたしました結果、今定例会の会期は、本日3月1日より9日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より3月9日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月1日から9日までの9日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（小山克彦君） 日程第3、諸般の報告並びに例月出納検査の結果について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（小山克彦君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理し、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託した陳情は3件で、皆さんのお手元に配付した陳情文書表のとおりでありますので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（小山克彦君） 日程第5、村長行政報告。

村長より平成28年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成28年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案47件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況並びに平成28年度における施策の概要を申し上げます。

まず、12月定例会以降の行政運営の状況についてご報告いたします。

昨年6月に契約をしました消防ポンプ自動車購入事業につきましては、12月に納車され、当日、消防団に引き渡しを行い、4分団第1班の飯豊地区に配置されたところであります。

次に、災害時防災拠点としての機能拡充を図る目的として進めてきました役場非常用発電設備等設置工事につきましても、12月末に完成し、年末に試験運転等を実施し、その成果を確認したところであります。これにより、停電時の電源確保が図られ、災害時においても安定した事務執行が可能となったところであります。

また、災害時における食糧、資材等の備蓄を行う防災備蓄倉庫の建設工事につきましては、今月末の完成に向け、現在、工事を進めているところであります。

さらに、災害時における情報の入手手段の確保と、平時における観光情報の発信を図るため、公共無線LANのアクセスポイントを役場本庁舎及び生涯学習センターに1月に設置したところであり、先に設置済みの湯本支所及び季の里天栄とあわせ、今年度4カ所の整備が終了したところです。

また、湯本支所の外構工事につきましては、11月に着工し、今月末の完成を目指し、現在、工事が進められておりますが、冬期間の積雪の影響等により、若干のおくれがあるため、翌年度の繰り越し事業として実施していきたいと考えております。

次に、地方創生事業につきましては、人口減少、少子高齢化という大きな課題に対し、暮らしやすい生活環境や人口増のための当面の計画である、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することになっており、多方面の方々からの意見を反映すべく、意見交換等を開催してきました。

まず、1月には、子育て中の保護者代表として、各小・中学校のPTA会長や幼稚園、保育所等、保護者会会長の方々、及び天栄村に移住され地域でご活躍されている方々にお集まりをいただいた子育て移住者ワークショップを開催し、それぞれのお立場でのご意見をいただいたところであります。

2月には、庁内プロジェクトチーム会議と外部有識者会議を開催し、天栄村人口ビジョン及び天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案を説明し、さまざまなご意見をいただいたところであります。

今後は地方創生総合戦略推進本部での報告を行い、今月末には、天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をし、今後の人口減少対策に取り組んで参りたいと考えております。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業の進捗状況についてでございますが、太郎地区、大山地区、春日山地区が年度内に完了予定となっており、これにより15地区が完了となる見込みです。また、現在、大里東部地区、後藤地区、飯豊地区、西郷地区、高林地区、沖内地区の除染作業を進めておりますが、いずれも繰り越し事業として引き続き実施し、早期完了を目指してまいります。

仮置き場の進捗状況につきましては、14箇所仮置き場が確保され、除染土壌物等の搬入完了もしくは搬入作業を行っております。なお、現在、高トヤ地区の建設工事を実施しており、今月末には1期工事が完了となるところであります。

また、昨年11月24日から12月10日にかけて、環境省が事業主体となって沢邸地区仮置き場から大熊町の中間貯蔵施設保管場への試験輸送が実施され、保管していた除染土壌等が全て搬出されたところであります。今後は、仮置き場としてお借りしていた土地を原形復旧するために、関係機関と十分協議して実施してまいるとともに、他の仮置き場の除去土壌物等についても、引き続き中間貯蔵施設への早期搬出が実施できるよう、国・県に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、福祉関係につきましては、2月27日、文化の森てんえいにおきまして、障害者等に対する理解促進啓発事業として、無料映画上演会を開催いたしました。当日は子供から大人まで多くの村民の方々に参加していただき、障害について認識が深められたものと考えております。今後も障害をお持ちの方々が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くため、継続して同様の事業を実施し、障害に対する理解促進を図って参ります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の生きがい活動支援事業として実施しておりました水中ウォーキング事業が11月で終了となり、本年度は46名の方が登録され、5月から11月まで計25回実施し、延べ410名の方が参加されました。来年度も内容を充実させ、引き続き実施し、健康増進及び介護予防に努めて参ることとしております。

次に、健康づくりプロジェクト事業につきましては、特定健診、各種がん検診がいずれも1月末で終了いたしました。検診費用の無料化や受診勧奨に努めた結果、受診者総数は延べ345人、対前年度比約9%の増となり、疾病の予防、早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところであります。

また、12月に妊婦や4歳未満の子供52名の内部被曝検査を実施し、今年度受診した780名全員が、健康に影響はないとの判定を受けたところであります。来年度につきましても、引き続き定期的な検査、正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理につなげて参ります。

次に、税務関係につきましては、昨年4月に軽自動車税のコンビニ収納を開始しましたが、本年4月からは、住民税、固定資産税、国民健康保険税等全ての村税が、コンビニでの収納が可能となり、納税者の利便性の向上と未納者の圧縮が図られるものと考えております。

また、マイナンバー制度へ対応したシステムの改修を進めているところでありますが、これにより個人番号を用いた地方税情報の管理と連携が図られ、ネットワークを通じて情報を取得することが可能となり、住民の利便性も図られるものと考えております。

滞納者対策としましては、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部を昨年10月から

年末にかけて実施し、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、村税等の徴収強化を図りました。また、担当課においては、多額滞納者や悪質な滞納者に対しては、厳正な滞納処分を実施しているところでもあります。

国土調査につきましては、現在、後藤地区を含む牧本第22地区と高林地区の広戸第23地区の地籍調査を実施しているところであり、牧本第22地区においては、本年2月に本閲覧を完了し、認証に向けた準備を進めているところでもあります。

次に、農業振興についてでございますが、まず米の生産調整につきましては、すかがわ岩瀬地域農業再生協議会が中心となり、経営所得安定対策とあわせて推進してきたところでもあります。

平成27年産米の生産調整につきましては、県配分目標数量に対して、98.3%の達成率となっております。また、経営所得安定対策の加入につきましては、水田所有者の60.9%が加入され、交付金7,378万9,000円の交付がなされたところでもあります。

次に、平成28年産米の生産調整につきましては、昨年末の県からの配分通知では、対前年比で27トン減の3,379トンとなり、作付目標面積は、対前年比10.3ヘクタール減の643ヘクタールと示されたところでもあります。

なお、平成28年産米の生産調整の配分方法等につきましては、昨年度と同様、県内一律配分となったことから、すかがわ岩瀬地域農業再生協議会の臨時総会におきましても、生産調整の配分内容が可決承認され、配分率が決定されたところでもあります。この結果を受け、先月22日から説明会を開催し、生産調整の推進と経営所得安定対策の加入推進を図っているところでもあります。

次に、中山間地域直接支払交付金につきましては、19地区が耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保に取り組み、今年度の取り組み面積は760ヘクタール、交付金6,382万4,000円が交付される見込みとなっております。

多面的機能支払につきましては、19地区が地域の農道、水路、環境保全、農業施設の維持管理に取り組み、今年度の取り組み面積は780ヘクタール、交付金3,757万2,000円が交付されたところでもあります。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、71名の農業者の方々が取り組み、今年度の取り組み面積は196ヘクタール、1,322万7,000円が交付される見込みとなっております。

次に、農産物のPR事業として、12月11日、12日には、東京都板橋区大山商店街にて、生産者とともに、三大ブランド等の村農産物販売を行い、安全・安心のPRを行ってまいりました。

有害鳥獣対策としては、わな免許取得補助事業により、新たに4名の方々にわな免許を取得していただきました。

次に、県営ダムである龍生ダムについては、農村地域防災減災土地改良事業として採択され、来年度より6カ年間の事業にて、堤体の補修や土砂上げ、管理棟の改修等を行い、防災ダムとしての機能の拡充を図ってまいります。

次に、湯本スキー場経営評価委員会につきましては、今年度3回の委員会を開催し、湯本スキー場の経営改善計画の取り組みについて評価をいただいておりますので、引き続き経営改善に努めるよう指導して参ります。

次に、観光振興につきましては、来年度のアフターデスティネーションキャンペーンに向け、首都圏での旅行商談会や、観光誘客キャラバン等に積極的に参加し、村観光素材のPRに努めたところであります。

また、風評払拭の対策として始まった天栄村サポーター制度では、現在、天栄村応援団として約800名の全国からのサポーターが集まり、2月に村特産品のセットを送付いたしました。

次に、企業誘致につきましては、2月18日に株式会社セーフティーステップとの立地協定並びに土地貸付分譲契約の締結に至り、2月24日にはTNK株式会社との土地貸付分譲契約の締結を行いました。また、2月12日には、福島県企業誘致推進協議会が主催する企業立地セミナーに参加し、首都圏の企業に対し、村工業団地のセールスを行って参りました。今後ともさまざまな方策を考えながら、企業誘致を積極的に進めて参ります。

また、雇用対策につきましては、福島県緊急雇用創出基金事業を活用した結果、今年度は5事業で11人の雇用を創出し、観光や商工業、さらには教育支援など、多岐にわたる業務に従事していただいているところであります。

次に、主な道路整備につきましては、特定防衛施設周辺整備交付金で進めております村道戸ノ内・丸山線改良工事を昨年12月に発注し、現在計画工程どおりに工事を進めている状況であります。

また、社会資本整備総合交付金事業で進めております惣五郎内橋の補修工事は2月に完了し、矢吹沢橋につきましても、年度内竣工に向けて工事を施工しているところであります。

農道関係につきましては、田良尾字上ノ原地区の改良工事、大里東部地区及び小川地区の農道整備工事が1月までに完了したところであります。

次に、除雪事業につきましては、今シーズンは現在のところ、降雪量が少ないため、除雪委託費用については予算内で動いており、今後につきましても降雪の状況を見ながら、随時道路交通の安全に努めて参りたいと考えております。

また、住宅関係につきましては、1月に村営小丸山住宅1棟の解体工事が完了いたしました。残りの住宅につきましても、順次検討を重ね、よりよい住宅環境の確保に努めて参りたいと考えております。

次に、水道事業では、大里字仁戸内地区及び小川字古内地区の石綿管管路舗装復旧工事を発注し、また、同じく石綿管布設替工事では下松本字鈴河地区及び向田地区の工事を発注したところであります。

次に、教育の取り組みにつきましては、村内幼稚園や小・中学校に勤務する教職員が日々の教育実践の中から問題点を捉え研究した教職員研究物77点が、2月3日から12日まで文化の森てんえいに展示されました。12日には、代表者による実践発表も行われ、研究の成果が広く披露されました。

また、引き続き教育講演会が開催され、平成30年度からの道徳の教科化を前に、文部科学省から教科調査官を講師に迎え、「今、なぜ道徳の教科化か」と題した講演をいただき、授業の参考といたしました。

児童・生徒の活躍では、第43回県アンサンブルコンテストが、1月16日にいわき市で開催され、天栄中学校の木管八重奏が金賞を受賞しました。また、第57回湯本地区学校スキー大会が2月4日にスキーリゾート天栄で開催され、大会にエントリーした村内小・中学校の児童・生徒が練習の成果を存分に発揮するとともに、学校間の交流を図ることができました。

次に、生涯学習につきましては、放課後子ども教室と冬休み子ども教室を開催し、地域ボランティアの協力を得ながら、団子さしや正月飾りづくりなどの伝統行事と、お手玉、メンコなどの昔遊びなどを体験していただきました。特に、湯本子ども教室では、古くから伝わる虫除けの行事であるつちんぼの踊りなどを体験し、地域に息づく伝統や風習を学んだところです。

また、女性団体連絡協議会による研修としまして、福島市のかあちゃんの力プロジェクトを訪問し、地域の食材を使った弁当や食品開発など、飯舘村の女性の方々の力を生かした取り組みを視察し、今後の協議会の運営や女性が活躍できる地域づくりの取り組みなど、参考としたところです。

次に、社会体育につきましては、スキーリゾート天栄を会場として、1月31日と2月20日の2日間、小学生を対象としたスキー、スノーボード教室を開催し、初心者や上級者など、レベルに合わせた技術の習得を図ったところです。

文化芸術関係につきましては、ふるさと文化伝承館において、「つげ義春の旅へ」展を開催し、当時の作品と風景写真の比較や、昭和40年から50年代に使用されていた時計や扇風機などの展示により、来館者に楽しんでいただいたところです。

また、2月20日から3月6日まで、「ふるさと湯本工房作品展」と題して、湯本公民館の受講生が時間をかけて作り上げたわら細工の温かみのある作品の数々を展示したほか、実演やわら細工の実技講演を開催し、伝統工芸に触れていただいたところです。

次に、平成28年度の施策の概要について、申し上げます。

平成28年度の一般会計当初予算は、第4次総合計画の将来像「自然の恵みを活かし、みんなが大きく輝く村・天栄」の実現と人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、地方創生事業を実施し、さらには6つのプロジェクト事業を中心に、各課が連携して積極的に取り組むための予算編成としたところであります。

1つ目の、地方創生事業では、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、村全体で取り組み、農業、観光、商工業等の特徴を生かした社会の創生を目指して参ります。特に、天栄村を全国に発信するための映画製作への支援や、村へ移住したい方々への方策として、民間事業者による賃貸住宅建設への支援などを実施し、活力ある村づくりを推進して参ります。

2つ目の、安全・安心プロジェクトでは、県中地方総合防災訓練を実施し、防災意識の向上等を図り、東日本大震災の教訓を再確認するとともに、木造住宅の耐震改修助成や、道路の維持、整備を図り、安全・安心できる村づくりを進めて参ります。

3つ目の産業の育成・振興プロジェクトでは、村の基幹産業である農業と観光を振興するため、これまで進めてきたさまざまな事業に加え、登山客の誘客や村の三大ブランドを発信する取り組みを通じ、産業を育成して参ります。また、鳥獣被害対策を図り、農作物の被害を防止して参ります。また、村の玄関口とも言われている道の駅羽鳥湖高原トイレの新築事業を実施し、さらなる誘客を図り、インバウンド需要を担って参ります。

4つ目の地域力・教育力プロジェクトでは、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを進めるとともに、英語教育など特色ある教育をさらに進めて参ります。特に英語活動プログラム作成事業を新たに実施し、小学校での英語指導の充実を検討して参ります。また引き続き、医師養成奨学金やひとり暮らし高校生生活支援金などを通じて、本村の人材育成につなげて参ります。

5つ目の健康づくりプロジェクトでは、引き続きがん検診の無料化を実施するとともに、がん予防や生活習慣病の改善のため、食生活や運動の大切さなどの普及、啓発を図る取り組みを進めて参ります。さらに、水中ウォーキング事業やゆったりミニデイサービスなど、高齢者の健康増進を支援して参ります。

6つ目の除染・風評払拭プロジェクトでは、村除染実施計画において、最終年度と位置づけた住宅除染を終了させ、中間貯蔵施設早期建設と除去土壌物等の早期搬出を関係機関に積極的に働きかけて参ります。また、放射能の影響からの健康管理を引き続きしっかりと進め、風評による観光客の減少に歯どめをかけるため観光客の誘客や、商工業を支援する取り組みを進めて参ります。

これらの施策を積極的に推し進めるため、一般会計の予算総額は53億5,200万円としたところであり、その内訳としまして、除染事業等が約15億8,038万円、その他の事業が約37億

7,162万円の予算編成としたところであります。

平成28年度においては、今後10年の村の方針を定める天栄村第5次総合計画を策定する中で、少子高齢化や人口流出という現状をいかに解決していくのかが大きな課題となります。この難局を乗り越えるためにも、議会議員の皆さんを始め、村民の皆様のご協力が必要でございます。さらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 天栄村情報公開条例の制定について、議案第3号 天栄村個人情報保護条例の制定についてであります。いずれも平成26年に全改正された行政不服審査法が、平成28年4月に施行され、不服申立て構造等の見直しや行政不服審査会への諮問手続の新設等大きな改正となったことから、関係条例の全改正及び一部改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の制定についてであります。緑の分権事業として湯本地区に設置した農業栽培ハウスの実証実験を終了したことに伴い、当該施設の設置に関する条例を制定するものであります。

議案第5号 天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定についてであります。本年度をもって農山漁村活性化プロジェクト交付金事業が終了することに伴い、本事業において建設した当該施設の設置に関する条例を制定するものであります。

議案第6号 天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定についてであります。鳥獣被害防止特措法により策定した被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するための天栄村鳥獣被害対策実施隊を設置するために、本条例を制定するものであります。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。天栄村鳥獣被害対策実施隊を非常勤の特別職として業務を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、期末、勤勉手当等の支給率を改正するため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。平成28年度税制改正大綱に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてで

ありますが、行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。いずれも、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。大里中部地区にあります定住促進村営住宅入居者への払い下げ要件を緩和し、早期定住を促進するために、所要の改正をする行うものであります。

議案第17号 天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。湯本テニスコートが完成してから30年が経過し、老朽化が顕著となり、かつ今後の利用状況等を考慮した中で、施設を閉鎖するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。昨年度策定した平成27年度から平成31年度までの整備計画において、道の駅羽鳥湖高原の事業計画の一部を変更するため、整備計画の一部を変更するものであります。

議案第19号 工事請負契約の一部変更についてであります。高トヤ仮置き場建設工事の1期工事につきまして、当該契約の一部を変更するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15億8,393万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ67億193万9,000円とするものであります。

議案第21号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてであります。事業勘定において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,730万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億2,127万6,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,944万5,000円とするものであります。

議案第22号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出それぞれ40万9,000円とするものであります。

議案第23号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予

算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26万1,000円とするものであります。

議案第24号 平成27年度湯本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ176万6,000円とするものであります。

議案第25号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万円を減額し、歳入歳出それぞれ2,004万4,000円とするものであります。

議案第26号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち歳出について、所要の補正を行うものであります。

議案第27号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億877万7,000円とするものであります。

議案第28号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,053万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,513万円とするものであります。

議案第29号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億9,808万2,000円とするものであります。

議案第30号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち歳出について、所要の補正を行うものであります。

議案第31号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,542万4,000円とするものであります。

議案第32号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ822万8,000円を減額し、資本的収入及び支出において、収入を633万6,000円、支出を736万6,000円それぞれ減額補正するものであります。

議案第33号 平成28年度天栄村一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比30.8%減の53億5,200万円で、主な要因は除染対策事業費等の減によるものであります。

議案第34号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてであります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.2%増の8億2,753万円であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比6%減の4,851万4,000円であります。

議案第35号 平成28年度牧本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比297.7%増の262万1,000円で、主な要因は、5年に一度、東京電力が支払う財産区所有地の樹木伐採補償料の増によるものであります。

議案第36号 平成28年度大里財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度と同額の28万2,000円であります。

議案第37号 平成28年度湯本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度と同額の175万1,000円であります。

議案第38号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比40%増の2,394万9,000円で、主な要因は土地貸付収入の増によるものであります。

議案第39号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比8.6%増の1,316万1,000円であります。

議案第40号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.4%増の2億622万2,000円であります。

議案第41号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比20.5%減の231万4,000円であります。

議案第42号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比32%増の1億4,787万7,000円で、主な要因は簡易水道再編推進事業の最終年度による配水管布設事業等の増によるものであります。

議案第43号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比23%減の135万8,000円であります。

議案第44号 平成28年度天栄村介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比13.5%増の6億4,151万5,000円であります。

議案第45号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の9,592万7,000円であります。

議案第46号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.6%減の4,596万3,000円であります。

議案第47号 平成28年度天栄村水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出は、対前年度比7.6%減の1億5,942万5,000円、資本的収入は、対前年度比4.7%減の3,334万9,000円、資本的支出は、対前年度比2.9%減の1億5,020万円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告及び平成28年度の施策の概要並びに提出議案の概要について、ご説明申し

上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

平成28年3月1日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時49分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時55分)

◎一般質問

○議長（小山克彦君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は、3番、大浦トキ子君1名です。

一般質問は一問一答方式とし、質問者は質問席にて質問を行います。質問者の質問の持ち時間は1人40分であります。執行者の方は事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 天栄村会議規則第61条第2項に基づき、質問いたします。

1、学校給食費の無料化について。

給食費の無料化は少子化、人口減少を食いとめる対策として全国自治体に広がっている。天栄村でも、学校給食の負担が高い、何とかしてほしいとの要望が多く寄せられている。

金山町では全額無料、矢祭町が5から6割の助成、石川町5割の助成、また、4月からは浅川町が5割の助成をすることが決定した。

天栄村でも全額無料を目指しながらも、直ちに5割助成を行うべきと思うが、考えをお聞きしたい。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

[教育長 増子清一君登壇]

○教育長（増子清一君） おはようございます。

学校給食費の無料化について、お答えいたします。

学校給食費を村で助成すべきとのご意見であります。12月定例会の一般質問に対して、村長が答弁したとおり、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費については、設置者の負担、それ以外の経費については、学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担と既定されております。

保護者に負担していただいている学校給食費は、食材のみでありますので、食費として個人に負担していただくべきものであると考えております。

教育委員会といたしましては、給食費の助成を行うよりも、教育に費用をかけることによって、次世代を担う子供たちにたくましく生き抜く力を身につけてもらいたいと考えておりますので、ご理解をくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 文部省で出しております学校給食執務ハンドブックと、こういうのがございます。お手元に配付してあるかなと思うのですが、それによりますと、こう長々と書いてありますが、一番最後の棒線、また、ちょっと読ませていただきます。「また、学校給食関係法令の規定から明らかなように、学校給食費として捉えられるものは、食材料費及び光熱水費であり、原則として保護者負担となるが、これら法令の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであって、設置者が保護者にかわって学校給食費を負担することを禁止する趣旨のものではない」と、このように述べておりますが、教育長に、質問いたしますが、このハンドブック、この内容はこのようになっておりますが、これは、学校給食費の無料化あるいは助成をする、こういうことを反対しているということではないですね。

そういうことで捉えて、教育長はそれでいいと思いますか。どのように捉えておりますか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

これらの文に関しましては、議員お配りいただきましたこのハンドブックにもよりますけれども、憲法において、義務教育は無料化だというふうな話もここにございます。そういうふうなことを考えたときに、今、教科書の無料とか、あるいは授業料の無料というようなものについては、実施されております。ある意味では、無料であればやはりこういうふうなものについても、私は国がしっかりとした考えで臨むべきでないかな、そういうふうなことで考えております。

この文面に関しましては、いろいろな捉え方はあるかと思うのですが、今、私が先ほど答弁したとおり、教育に関しましては、やはり子供たちの学力あるいはこれから次世代

を担う子供たちのために、やはり予算をしっかりと使うべきものであると。そういうふうな
ことにおいては、無料化というふうなものについては、国でしっかり、義務教育でありますの
で、やはり国のほうで考えるべきことなのだから、そういうふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、栃木県の大田原市教育委員会、これで、学校給食費無料化の
概要と、こういうものがありまして、もう何年も前から無料化に向けて取り組んでおります。
その一部をちょっと、議会の質問に対する答弁、市長の答弁をちょっとご紹介したいと思
います。いろいろ質問がありますが、ちょっと時間の関係上、答弁だけ言わせてもらいます。

年間では、小学校が約1億9,037万円、中学校が約1億1,246万円、合わせて約3億283万
円がその無料化にすると見込まれております。多額の予算を必要とするわけではありますが、
反面、多様な効果を期待もできます。給食費の無料化は、一つに保護者の教育費の負担の軽
減があることは当然であります。子供たちにとって、誰に遠慮することなく、親の経済的
な状況に振り回されることなく、食事を取ることが平等の権利として保証されるという利点
があります。また、子供たちに天地の恵みの感謝の心や、また父母、お父さん、お母さんや
社会の人たちが納税をしてくれているおかげで無料で給食が食べられるという感謝の心を
先生を通して徳育を進めることができます。そういった中において、健やかな子供たちが
育つ教育環境というものがさらに充実されるものと思います。また、さらなる子育て環境充
実による大田原市の魅力の発信につながっていくものと思っております。

大田原市に新たな活力の原点となる子育て人口の増加は、大きな将来にわたっての大田原
市にとっての新たな財産となるのではないかと考えているわけでありまして。などなどの副産
物、波及効果を生む費用対効果や将来、還元率の高い行政サービスと考えておりますので、
子育て世代が大田原に定着していただけるよう、また住宅を初め、数々の経済効果が生まれ
るよう、多くの資金が必要とはなりますが、いろいろな調査過程の中においてそれを実現し
てまいりたいと思っております。また、既に実施をしている自治体の事例を参
考としながら、財源の確保を含め、実施時期及び実施方法などを総合的に検討し、実現に向
けていきたいと考えているところでございます。このように述べられております。

そういうことで、大田原市のこの市長の考えです。それで、子供が2人、3人という家庭
では、本当に、約1カ月5,000円ですか、そうすると1万5,000円と、そういうことで、なか
なかお子さんの1人いる家庭でも、本当はもう2人、3人欲しかったのだけれども、教育費
がとにかくかかるので、ほかの自治体もそういうふうな5割助成とか、無料化にするとい
うことは、この前のさきの議会でもお話ししたように、無料化にしますと約2,200万円です
か、くらいかかるということの答弁でありましたが、やはり第2子以降とか、そういうことを無

料化にする、そういう考えがあれば、やはり子供の少子化対策とか、じゃあ、一人っ子だけれども、まあ2人くらいは欲しいなど、そういう考えに父兄の方はいくということも私もじかに聞いております。

そういうことで、全額無料とまではいかないですけれども、第2子以降は無料にするとか、そういう考えでもっていけば、そういう考えもあると、私、思いますが、教育長はその点はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

先ほど、議員、お配りの資料にもあったのですけれども、給食関係につきましては、そういった金銭的なものについては、設置者というようなことで、私から述べる内容ではないと思います。それで、我々、教育委員会につきましては、給食の中身、あるいは食育、そういうふうなあるいは安全・安心、そういうふうなところであれば、私の口のほうからの発言はできるかと思うのですけれども。

ただし、議員おっしゃるように、人口減、特に少子化対策につきましては、先ほど村長の説明にもありましたように、大きな村の課題でもあり、教育委員会におきましても同じであります。そのため、27年度につきましては、少し不便けれども魅力いっぱい天栄村というふうな合言葉をもちまして、学校教育を展開してきたところであります。限られた村の予算でありますので、学校給食費を全ての保護者に無料化、あるいは5割補助、そういうふうなことよりかは、本当に大変な家庭に対してしっかりと補助し、少子化対策へ魅力ある教育の展開を図ることが重要でないかなと、私は思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 教育長におかれましては、食品、食材の安心・安全、そういうことに向けてやりたいと。しかしながら、設置者としておりますのは、村長でありますので、村長がどのように考えているかどうかということではありますが、じゃあ、村長にお伺いしたいと思います。

教育長としましては、予算もなかなか、無料化にすると2,200万円、完全無料化ね、なると、そのようなことであります。第2子以降、あるいは第3子以降と、そういうことになれば金額も少数で済みますので、そこら辺は、村長はどのように考えておられるか。

ここで私も申し上げましたように、とにかく白河郡のほうでは結構、無料化になっております。矢祭、あと石川町、あと浅川町も4月からということで、県南地方でもどんどん無料化が進んでおります。無料化まではいかなくても、3割とか5割とか、そういう自治体もおりますので、村長は、この少子化対策、村を挙げて人口、増加まではいかなくても、減少に

歯どめをかける、そのようにするための子育て支援、いろいろな支援はしておりますが、この給食費の無料化は、やはり2人、3人という方は、なかなか大変だと、このような意見もたくさん寄せられておりますので、そういう面で、村長はどのように考えておられるか伺います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

12月の定例会でも申し上げたとおり、本当に困っている子供さんがいれば、そういった子供たちに対しては、手厚く支援をしていきたいという思いでございます。また、本当に給食費を無料にして、人口減少、少子化対策ができるのであれば、幾らでもそれはやれる部分がありますが、先ほども教育長が申し上げましたように、教育にいろいろと天栄村ではかけていきたい。子供たちが小・中学生、ブリティッシュヒルズに行つて、1泊なり日帰りなりの研修を行つたり、そういったところを村でしっかりと支援をしていっております。また、英語の村天栄を掲げながら、この28年度も子供たちにしっかりとそういった面でやっているというようなところで、給食費も大切なのですが、その教育にかける部分、そういったところで村もしっかりと子供たちのサポートをしているというようなことで、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長も教育長も、同じような考えというように受け取れますが、最後にもう一つ、紹介しておきます。

やはり、先ほどの大田原の市長の答弁なのですが、再々質問に対する答弁ね。

学校給食費の無料化につきましては、まず第一にやはり経済的な状況や、また親御さんの考え方によって、給食費を払えない、払わないという現象が最近多々見られてきております。本市においても、数は少ないではありますが、やはりそういった部分があります。また、経済状況によって、生活保護などを受けて、そういった中から教育費が支払われているという部分があります。子供さんたちは大変敏感でありまして、自分の置かれている立場がということを考え、また、学校生活の中において、自分のうちは給食費を払っている、払っていないという心情の中において、仮に、ないとは思いますが、仮に、おまえのうちは給食費を払っていないのだよねという言葉が一つ出たとしても、その対象になった子供にとっては大変つらいものがあるかと、私は思っております。

そういったことを考えますと、やはり教育の平等の権利を保障していくという部分において、何よりも学校に行つての楽しみは、友達と遊ぶこと、そして勉強すること、もちろんではありますが、昼食時に友達と話をしながら、学校の話やまたは自分の夢やそういったこと

を語りながら過ごす時間の給食の時間というのは、非常に大切な時間ではないのかなど。その給食費が先ほど言った事情のようで、俺んちは払っていないのだよな、勇気を出して学校に行ったとしても、先ほどのような状況が出てきたときには、本当に子供さんたちにとって今の教育、これほど豊かでこれほど先進国と言われている日本において、現実には格差社会があらわれているのではないかなど。

それを気がついたとき、やはり子供、給食費を無料化することによって、誰にはばかることなくお金を持っている、持っていないではなくて、誰にはばかることなく、自分は学校に行き、勉強し、スポーツをし、友達と遊び、そして給食を存分に食べていただくと、そういう体制づくりを、やはり今だからこそやるべきではないのかというふうに私は考えております。そして、マニフェストに載せていただきました。市長にならせていただいて、真っ先に調べさせていただいたこの部分であります。このように、まさしく本当に、市長の考えが伝わってくるような、そういう答弁であります。

やはり、これは教育の一環として、給食費、これの無料化に向けて、少なくとも3割とか半分とか助成をしていただくように、このように私は申し上げまして、1番目の質問は終わりにします。

次に、2番目に移らせていただきます。

2、村営住宅の建設について。

天栄村の人口は平成2年に6,964人であったが、ことし2月には5,946人に減少している。いかにして人口をふやすか、少子化対策をどのようにするか、どの市町村でも大きな課題となっている。こうした中で、天栄村に戻ってきたい、天栄村に住みたいと考えている人のために、村でも村営住宅の建設を早急に進め、人口増につなげるべきと思うが、考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の村営住宅の建設についてであります。以前より住宅供給につきましては課題となっており、これまでさまざまな検討をまいりました。

その結果、当村においては、定住促進や村内で働く方々のための住宅供給が有効であると考えられ、都市部と比較し、立地面での不便さを補うため、新年度より民間の方々に建設、運営していただくためのアパート建設補助金を予算化し、建設を促してまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの答弁では、民間の業者にアパート建設、それをしてもらいたいと、なんかそんなようなふうなのですが、前のさきの議会でも答弁がありました。民

間で、もし建設して、1戸住宅建てるということになると、結構高くなって、家賃も高くなると思います。そういうことより、私は、今、村営住宅、向こうの牧本地区にちょっとね、奥のほうにありますが、やはりこっち側に、勤めている人は、須賀川とか、そっち方面にあるでしょう。

だから、今、促進住宅は、あれ、ちょっと縛りがあるんですね。国の交付金とか大里小の20棟でしたか、ありますね、建ててね、建設ね。ああいった感じで、1軒当たり1,000万円くらいの予算で、10軒くらい建てて、そしてあそこの住宅は1カ月4万円だと思うのですが、それくらいで10軒で1,000万円、家賃4万円くらい。そうすると、20年でもとは取れるのではないかと、計算で、おおよそのね、そういうふうに思いますが、そういうことの考えはありますか。

民間ではなくて、どうですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村営でやる住宅というようなことですが、これまでも大里地区に建てた住宅、20年、10年、そうすると設備も傷む、あとはそのほかにも傷む。維持管理等々、意外と費用がやはりかかります。それで、例えば子供さんが2人、3人になった場合、増改築ができないというような状況なものですから、そうではなくて、自由に、今度できるように、先ほども挨拶の中で申し上げたように、もうちょっと緩くして、売却を進めるというような方法。

ということは、今やはり皆さんが望んでいるのは、自由にできる部分、それとあと村内に進出している企業さんで働く方々、社員の方々に、やはり聞きますと、近くにそういったアパートがあれば、一戸建てよりもアパートとかあれば、十分、それを利用しやすいというようなことで、アンケート調査もしたのです。村内にもいろんな企業さんがあって、朝早い業種の方もいるのです。できれば、地元でそういった建物があればというようなことで、まず、その民間の方々とアパートの建築というようなことで村を進めていくのと。

今、あとは空き家が大分、村内でも出てきております。空き家の調査のほうも終わりましたので、そういったところをもっと有効活用していただくような、そういう方法で、移住なり定住なりしていただくよう、今後進めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 住宅となると、村の管理とか、あっち壊れたなんかで大変だと。そういうことも考えられるということなんですが、これね、人口の減少を食い止めるためには、やはり、民間任せではだめなんです。民間でなくて、村で本当に真剣に取り組むべきだと思

います。そして、民間で建設すると、5万、6万くらいはあれでしょう、結構ね、かかるでしょう、月。そうすると、村だと4万くらいの住宅で建てて、それで20年たてば、もと取れるようになるでしょう、計算すると、単純計算で。

課長、どう思いますか。課長、答弁。金額的に言って、1軒1,000万円で建てたとして、4万くらいの家賃、1カ月ね。そうすると、20年でとれるでしょう。そういう計画、あるかどうか。村長は、アパートで空き家対策をして、人口を入れたいとか、民間にちょっと任せるとか、そういう答弁でしたが、そうではなくて、村、あのお金、利益上げるんじゃないんです。ほかの企業というのは、やはり利益、もうけがなければできませんから。そうすると高くなります、5万、6万と。そういうのではなくて、村で人口減少をこれ以上食い止めるためには、村独自で建てなくてはだめなのです。そういうには思っています。

それでやはり、こういう方もいらっしゃるよ、何人か知り合いでね。須賀川に子供さんがいて、そして孫を2人、1歳と2歳でお守りさせられて、大変だと。村で住宅あれば、すぐにでもこちらに移ってきて、入って、こちらの幼稚園、学校に行かせて、そういうことになる、家族が、もう子供と夫婦で4人ふえるということになるんです。

そしてあともう一つのケースは、これも聞いて、何とか住宅ないかなと言われている方なんですが、埼玉県にいます。埼玉にいて、やはり家族が5人いて、子供さんも3人。そういうことで、家賃、やはりこっち来ると、5万、6万くらいかかるけれども、4万くらいの適当なところがないかどうかと、そういうところがあれば、すぐにでもこっちに移住したいと。実家がこっちですから、天栄村ね。そういうことで、村でも何とか取り上げてもらえないかと、こういう要望がいっぱいありますので、今回も質問したようなわけであります。

大体、促進住宅は、国の補助金でやったでしょう。あの学校、大里小の住宅ね。あれは何かどれくらいかかったんですか。補助金だけれども、村単独ではないですけどもね。村単独でやれば、1,000万円として1軒。

〔発言する声あり〕

○議長（小山克彦君） 大浦議員、質問を続けてください。

ずっとあなたの質問の時間ですよ。あなたは、答弁を求めているですよ、あなたは今。

○3番（大浦トキ子君） そうでしたか。課長に、私、言っていたんですけども。答弁どうですかと。じゃあ、いいです。村長に聞きます。課長はいいです。

大里の促進住宅、ありますね。あれは、私、国の補助金、ちょっと幾らかもらってやはりやったのかなと思うのですが、これは村の単独ですか。村単独でやったんですか、自分で、独自で。

答弁ください。

○議長（小山克彦君） 大浦議員、誰に質問しているのですか。

○3番（大浦トキ子君） 課長でなく、村長です。村長お願いします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

大里の住宅については、当時、過疎債が使えたものですから、その起債でございます。今は、そういった過疎債がもうないものですから、やるとすれば、もう本当に単独予算でやらざるを得ないところがございますので、そういったところも含めてご理解をいただければと思います。

議員おっしゃるように、人口減少対策にはすごくいいというようなことで、村でも今、空き家を調査しながら、進めておりますので、そういった方々いれば、ご紹介いただければ、住むところ、空き家もありますので、村でも紹介してまいりたいと。今、紹介でも、田舎暮らし体験ツアーなどを行いながら、体験入居もして、移住者向けの取り組み等々やっております、28年度も、村でその予算も計上しておりますので、議員の皆様方のご理解をいただければ、またそういった取り組みを進めていくということなものですから、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、村長の答弁では、その住宅というのは過疎債対策だから、少しそっちのほうの対策費として単独ではないんですね。単独、重要じゃない。そこどうなんですか。そこがわからないんです。借金か。

〔発言する声あり〕

○3番（大浦トキ子君） そうすると、村では大体12億くらい、財政調整基金あるでしょう。だから、お金があるのですから、そちらの一部を取り崩してもできるでしょう。そういったことを空き家対策どうのこうのではなくて、それを自分の独自の、予算で取って、すぐにもやれば、人口減少につながるんです。そう、あっちこっち民間に任せるとか、そうではなくて、そういった決断力がないとだめなんです。

国からの補助金がどうの、それを探してやるとか、そういうことではなくて、約12億近く、あるんですから。その一部、ちょっと使ってやればできるでしょう、すぐに。そういう、今言った、あれ、資料が、はい、こういうことにやります、人口減対策としてやります。そういうのではなくて、真剣に取り組んでください、村として。人任せではなくて、村独自でこれ、やります。そして、しかも、そっちの奥のほうではなくて、こっちの広戸地区のもうちょっと便利、利便性のいいところ、そういうところ、幾らでも場所あるでしょう、探す気になれば、あります、いっぱいあるんだから。

そういうことで、もう頭痛い、もう何十年後には3,000人、人口になってしまう、減少する。

そうやって頭抱えているよりは、ぱ一っと独自で、村独自でここでやります。そうするには職員が一丸となって取り組まないと、人口減少どうしようか、少子化対策どうしようか、頭が痛いなんて、そんなこと言っている暇があったら、うちで、独自の予算でこれだけやりますと、こういうふうにごんとやってください。子供は宝なんですから、国の宝、村の宝です。人口減少食いとめ、そういうことで、私は、そういうふうに思いますが、村長、あとその一言、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も職員も一丸となって、真剣に取り組んでいますよ。で、財調、12億までではないのですが、議員がおっしゃるように、そんなお金使っていたら、村はたちまち終わってしまいます。そのほかにも、全体的にやっばり見てやらなくてはならないこと、そういったものを、やはり見ながら、持続可能な村づくり、議員がおっしゃるように、何かやっていったら、何でもただにする。じゃ、これもあれも、あれもやれ、これもやれ、四、五年で村は終わってしまいますよ。やはり、そこは先を見据えた形でやっていかないと、全体を見てやっていかないと、そういう部分でご理解をいただければと思います。

全く何もやっていないわけではないですよ。民間の活力を得てやっていくということが、これからやはり必要な部分ですから。行政でできる部分、民間でできる部分、そこを、やはりお互いにすみ分けをしながら進めていく。全く何もやっていないわけではない。真剣にこれはやっていますから。財調だって、やはりしっかり見ていく。これから、道路、これから今、橋の改修工事等々もやっています。新年度の予算にも載せています。学校も老朽化してきて、学校もある程度、補修なり改修なりしていかなくてはならない。そういったところ、子供たちの安全・安心のため、そういうのもやっていかなければならない。

全体的に見ていくといった形の中で、民間の活力を得ながら進めていく方法が一番いい。打ち出の小づちがあるのだんならば、議員が言うようにできます。そういったところ、いろいろご提案をいただいて大変ありがたいのですが、じゃあ、その財源も、一緒に、どうせやるのだんならば、それも見つけていただければ、大変、私もうれしいと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 財源が余らないという答弁であります。財源はありますので。約12億、11億九千幾らからありますが、あるんですから、そういうところでしっかりと取り組んで、人口減少を食いとめるためにやっていただきたいなと思っております。

2番目の質問を終わります。

次、3番目に移ります。

幼稚園への送迎バスの運行について。

現在、幼稚園の送迎には福島交通のバスを利用しているが、ワンマンカーであり、幼い子供の安全対策をバスの運転手に委ねることは危険であります。保護者の方からは、村独自の送迎バスが欲しいとの要望が多く出されている。安心・安全の立場から、村はこの要望に応えるべきと思うが、考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 幼稚園の送迎バスの運行についてお答えいたします。

天栄幼稚園の園児114名中、福島交通のバスを利用して通園している園児の数は、年中、年長組、合わせて31名であります。バスでの通園を行うに当たりましては、年度初めの4月に1週間、幼稚園教諭が同乗し、バスの中での乗車方法等、安全に乗車するための指導を実施しております。また、福島交通でも、運転士が園児に目を配りながら、安全な運行に努めているところであります。

しかしながら、子供の安全・安心の確保は重要なことでもありますので、これまでに福島交通のバスに大人の方に添乗していただく方法等も考えてまいりました。種々検討した結果、村独自の送迎バスを運行することが、安全・安心の確保の観点から有効であるとの結論に達し、準備を進めているところであります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今、村長の答弁では、いろいろ検討した結果、村独自の運行、こういったことを進めていきたいと、こういうような答弁でありました。

実は、私も何年になりますかね、3歳児から幼稚園に通うということでありまして、前村長時代だったのですが、3歳児となると、危ないんですね。ちよろちよろね。それで、乗ってみたんです、バスに。どういうあんばいかと。そしたら、運転手さんは大変なんです。前向いて運転しなければならぬんです。脇見なんかできません。そうすると、3歳ですから、4月入って登園したばかりのころは、つき添いの先生がちょっと一緒に乗ったりしていたと思うんですが、1カ月くらいはね。それ以後、やはり子供、後ろでやったり、もうね、手たたいたりなんかね、頭こんなこと、やったり、もうね、すごいんですよ。危なくてね、ワンマンカーで、運転士1人に任せておかれません。

そういうことで、私も前の村長時代にはさんざんこれを取り上げて、何とか幼稚園のバス、送迎バス、してもらいたいと。もうほかの父兄の方からもそういう要望が多くあります。そして、ある方は、子供さん1人、一人っ子です。本当は2人、3人、欲しかったんだけど、幼稚園のバスがないために、共稼ぎでお迎えに行っていられない、バス停まで。そうい

うことで、岡ノ内、鏡石の、そちらに子供を通わせた。本当、いまだかつて言われるんです。本当は人口減少を食いとめるためには、3人くらい欲しいと。ただ、共稼ぎで、うち、ローンで建てて、大変だから、1人にしたんですと。あれからもう、10年以上たって、1人娘、子供からはきょうだい欲しかった、こういうふうにいまだかつて言われるんですと。つい最近も言われました、その方から。

だから、やはり、これは幼稚園バス、これはお金はかかるとは思います、やはり必要ですね。そうすると、安心して、幼稚園バスで行くと、自宅の前までやはり岡ノ内とか鏡石のほうは、自宅の前までなんか乗せてくれるということなんです、送り迎え、バス停まで出られなくて、出なくて済むしね、そういうことで。

あとは、もう一人の方からは、幼稚園に1月に雪がどっと降ったでしょう。そのときに、1時間以上もバスがおくれて、須賀川から来るバスね、登園がおくれた。そして、あの寒い中、1時間も待たされて、3歳ですから、子供がおしっこ出たい、おしっこ出たい、もうね、大変だった。本当にこれは、バスね、本当に幼稚園バス、欲しいと。こういう方、何人もこういう方ね、その寒さのためにバスおくれた。そういうことも可能性もありますので、そういうことから考えますと、何かの方策で、やはり幼稚園のバス、これは欲しいなど。早急にやってもらいたいと、こういう父兄の方からはたくさんの要望が出されておりますので。

そういうことから、先ほど、どのような、今、模索中だ、検討中だということなのですが、そこはどういうふうにご検討おられるのですかね。国からの支援とか、いろいろなね、いろいろ調べてやるとか、そういう、どうご検討されているのですか。その内容的に、ちょっと伺います。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

今の議員のご質問にありましたように、まず、補助があるかどうか、その辺の検討、あと、実際の運行に当たりまして、今、どのぐらいの人数がバスに乗車を希望するか。そのようなところを含めまして、今、検討を始めたところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、補助制度があるかどうかということが一番問題になってくると思うのですよね。村独自でお金出してやるということだったら、すぐにでもできることですよね。ただ、国と県の補助事業があるか調べているということになると、1年なるか2年なるかわからないでしょう、これ、そういうことになりますよね。

あとは、なんかバスの乗車の人数、何人乗るか、こういうことなんですけれども、今の時点では、バス乗車が31名ということで、さっきの答弁で、31名ということでしたが、31名く

らのバス、乗る小型のバスですね、それを1台確保して運行、村全体の全部を送迎して歩くのにはどのようにするかとか、あるいは、そうすると運転手1人は確保しなければならない、人件費がかかるとか、そういう点もいろいろと考えられると思うんですが、そういった点は今、ちょっと検討中では、はっきりちょっとそれではわからないです、だめです、そういうことでは。

国の補助ね、国の補助あるかどうかではなくて、村独自で進めると、その辺はどのように考えているんですか。教育長でも、構わないんですけど、村長でも、どちらでも。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 最初にお答えしたように、実施できる、今、方向で検討しているというようにございますので、そこはご理解をね、いつになるかわからないなんていうことではなくて、やれる方向で今進めているわけです。いろんな助成があれば、そういうのを活用するのが、これは行政のやり方ですから、そういったものがあればやっていくし、子供たちの安全・安心のためにやると。

あとは3地区ありますから、1台で回すというのは、なかなか、それこそおしっこが我慢できなかったという子供さんがいるというような話でございますので、そういったところも、あとは、子供さん、保護者の方々からも、意向調査もしながら、進めていくというようなことで今やっておりますので、ご理解をいただけたと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 別に、私、怒っているわけではないんですよ。実施ね、実施できますという、いつから実施できると、検討中で、国の補助金とか、そういうふうに、そういうのを検討しながらと、そういうふうに、私、こういうふうに聞いたもんで、聞いたって、私、そういうふうに受け取ったんですよ。だから、そういう補助事業では、いつになるかわからないと、こう言ったのです。

そしたら、それは、いつくらいに実施できるように、時期的に、どれくらい期間かかるのですか。実施できると、村長言ったのですから、年度中にはできるんですか。それとも1年先なんですか、教育長に伺います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これについては、この28年度、新年度中に、いろいろと検討を重ねながら、どういった方法ができるのかというようなことを、進めていきたいというようなところでございます。そういったところで、ただこれは、我々だけがやると言ってもなかなかできない。いろいろな

クリアしなければならない部分がありますから、その段階にまだ入っていないというようなことをご理解をいただければと思います。

28年度中にはそういったところの方向性がある程度、見えてくれば、議会議員の皆様方のご理解がなければこれも進めていけない部分もありますので、そういったところを補填しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長の答弁では、28年度中にいろいろお話をして、検討委員会みたいなものをつくるんでしょうか、そこら辺はまだちょっとわからないですが、いろいろ考えながら、今年度中に、28年度中には実施できるようにしていきたいと、こういう前向きな答弁でありますので、これは本当に実施できるようにお願いしたいと、このように思います。

次に、4番目に移りたいと思います。

平成27年6月定例会において、村では小学生で2キロメートル以上の学生に対して2分の1の補助金を支給しているが、村民からは2キロメートル以内の学生にも支給してほしいとの要望が出されている。村としては、どのように考えているかとの質問に対して、世の中、物騒になり、いろいろな事件が報じられている。今後、教育委員会のほうでも検討していかなければならないとの答弁であったが、その後の進捗状況はどのようになっているのか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） バス通学の定期券の補助、拡大についてお答えいたします。

バスで通学する小学生の定期券補助につきましては、今年度から対象を4キロメートル以上の距離から2キロメートル以上の距離に拡大して実施をしているところであります。

保護者の方々には、安全・安心のため、児童を路線バスで通学させたいという考えもあるかと思っておりますので、集団登校の状況等、現状を確認し、検討をしてみたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの教育長の答弁では、安心・安全の立場から現状を検討していきたいと。現状を検討していきたいということは、どのような現状を検討していくのですか。それ、2キロメートル以内の、以上ですけれども、私の言いたいのは、全部出してもらいたいと、こういうことなんです、2キロメートル以内でも。

検討していきたいとは、どのように、その進捗状況はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 議員おっしゃるように、2キロメートル以上というふうな形で新しく実施しているところなんですけれども、やはり、一つの決まりというふうなことで考えたときに、ある程度の基準というふうなもの、やはりしっかりしていかないと、全て補助するというような形にならざるを得なくなります。

そういうような意味においては、やはり2キロというふうな基準を設定し、今、議員おっしゃるように、安全・安心というふうなところをしっかりと現状を確認をして、誰もが、2キロ以内でも、2キロという基準はあるんですけれども、2キロ以内でも、ああ、あの子は仕方がないなというふうな現状をしっかりと把握をしながら、対応していきたいと、そういうふうにご考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、先ほどの答弁では2キロ以内でもしっかりと考えていきたいと、こういうことでよろしいんですね、教育長。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 先ほどお話ししましたように、2キロというふうなのは基準でございますので、それについての以内につきましては、先ほどお話ししましたように、子供たちが安全・安心を脅かされる、そういうふうな状況がきちっと確認ができたならば、学校あるいは保護者、しっかりと話し合いをして、検討をしていくというふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実に前向きな答弁でありまして、これは、すぐにでも実施をしていただければ、この前も、さきの議会でお話ししましたが、保護者の方は本当にこの物騒な世の中でもありますので、いつ誘拐とか、いろいろな事件が発生するとも限りませんので、そういったことを前向きにこういうふうな、2キロ以内でもできると、こういうふうな状況になれば、本当に保護者の方も安心・安全の立場からいいと思いますよ。

そういうことで、やはりこれは、やはり全部、すぐにでもしていただきたいなど、こういうふうにご思いますので、よろしく願いいたします。

そういうことで、私は、私の質問をこれで終わりいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前11時51分）

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（天栄村臨時行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年度天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（天栄村税条例の一部を改正する条例）

第2条天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

お手元にお配りしております議案説明資料により、ご説明申し上げます。

現行の第5条の中の第2号「不服申立て」、これを改正後で「審査請求」に改める。それから、18条の2で「不服申立て」を改正後で「審査請求」に改めるものでございます。

提案の理由についてご説明申し上げます。

この議案第1号、それからこれから審議していただきます議案第2号 天栄村情報公開条例、それから議案第3号 天栄村個人情報保護条例の制定につきましては、いずれの議案も改正行政不服審査法がことしの4月1日から施行されることから、この法律施行に伴い関係する条例を改めるものでございます。

まず、この議案第1号でございますが、行政不服審査法の施行に伴いまして、従来の「不

服審査申立て」が「審査請求」に改めるため、文言の改正を行うものでございます。

天栄村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び天栄村税条例で規定している「不服申立て」を、法律に合わせて「審査請求」に文言を改めるものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第2号 天栄村情報公開条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第2号 天栄村情報公開条例の制定について。

天栄村情報公開条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 公文書の開示（第5条～第18条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第19条～第22条）

第2節 天栄村行政不服審査会（第23条）

第3節 審査会の調査審議の手續等（第24条～第31条）

第4章 情報公開の総合的推進等（第32条・第33条）

第5章 雑則（第34条～第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、村民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、村の保有する情報の一層の公開を図り、もって村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにし、村民の村政への参加の下、公正で透明な村政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号 実施機関。村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。

第2号 公文書。実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

ロ 教育委員会において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、村民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条

例の目的に即し、適切な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該開示請求に係る公文書を保有している実施機関に提出して行わなければならない。

第1号 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名。

第2号 開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項。

第2項 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

第1号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公

開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条第1項に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、公にすることより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

第2号 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報。

第3号 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報。

第4号 法人その他の団体（国、県、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第5号 村の機関、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に村民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

第6号 村の機関、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそ

れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約交渉又は争訟に係る事務に関し、村、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 村若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上不当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

第2項 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3項に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定が開示請求に係る公文書の全部を開示請求があった日に開示する旨の決定であるときは、口頭により通知することができる。

第2項 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第3項 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の

決定又は一部を開示する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部について開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当分について当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号 この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号 残りの公文書について開示決定等をする期限。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第2項 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

第3項 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に村、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第21条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第2項 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、その第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第1号 第三者に関する情報が含まれている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

第2号 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

第3項 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る公文書を開示しなければならない。

第2項 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

第3項 実施機関は、開示請求に係る公文書を開示することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第8条の規定により公文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより、当該公文書の開示を行うことができる。

（他の制度による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例

の規定に、一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。

第2項 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 第16条第2項又は第3項の規定により文書又は図画の閲覧を受けるものは、実施機関が定める額の手数料を負担しなければならない。

第2項 第16条第2項又は第3項の規定により文書又は図画の写しの交付を受けるものは、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3項 第16条第2項又は第3項の規定により電磁的記録の開示を受けるものは、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、天栄村行政不服審査会に諮問しなければならない。

第1号 審査請求が不適法であり、却下するとき。

第2号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

第2項 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第3項 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

第1号 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第2号 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第3号 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

第1号 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決。

第2号 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

第2節 天栄村行政不服審査会

第23条 第20条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、天栄村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2項 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関して実施機関に意見を述べることができる。

第3節 審査会の調査審議の手続等

（審査会の調査権限）

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の開示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

第2項 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第3項 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第4項 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2項 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補

佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

第2項 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した場合を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧)

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、第24条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

第2項 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(反論書等の提出)

第28条 諮問実施機関は、次の各号に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

第1号 行政不服審査法（以下この条において「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出された反論書。

第2号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出された意見書。

第3号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第31条又は法第34条から第37条までに規定する手続の記録。

第4号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件。

第5号 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件。

(調査審議手続の非公開)

第29条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第30条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第31条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 情報公開の総合的推進等

(情報公開の総合的推進)

第32条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、村民が村政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の提供及び公表)

第33条 実施機関は、村民が必要とする情報を的確に把握し、情報通信技術の活用等により村政に関する情報を効率的に提供するよう努めるものとする。

第2項 実施機関は、村民の村政への参加を一層推進するために必要な情報を公表する制度の整備及び充実に努めるものとする。

第5章 雑則

(公文書の管理)

第34条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

第2項 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第35条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第36条 村長は、毎年1回、各実施機関がこの条例の規定に基づき行う公文書の開示の実

施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(指定管理者の情報公開)

第37条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）について、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 天栄村情報公開条例（平成9年天栄村条例第32号）は、廃止する。

お手元にお配りしております議案第2号の説明資料でございます。

目的は、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴って、情報公開条例の規定の整備を行うことでございます。

なお、今回は文言の改正が多岐にわたることから、天栄村情報公開条例、平成9年に制定しました天栄村情報公開条例を廃止して新たな同じ名前の条例を制定するものでございます。それでは、提案理由のご説明をします。

この議案第2号につきましても、先ほどの議案第1号と同様に行政不服審査法の施行がことし4月から施行されることから、新たに同じ名前での条例を制定するものでございます。

条例の主な内容でございますが、条例第1条の目的から18条までの費用負担まではおおむね従来の条例と同じような内容となっております。

13ページにあります最終行の審査請求、ここからは行政不服審査法の施行に従いまして、従来の不服申立て、それが審査請求に改められたことによりまして、情報公開の処遇に対する不服があった場合、今までの情報公開審査会の行ってきた内容を今後は行政不服審査会が行うこととなり、これらの手続に関する定めを設けたものでございます。

第3章の審査請求、第1節の諮問等、それから第2節の天栄村行政不服審査会、それから第3節の審査会の調査審議の手続、第4章の情報公開の総合的推進等、それから第5章の雑則といった内容で整理を行って、この第1条に記載してあるように、公文書の開示、それから情報提供の推進に関した必要な事項を新たに定めるものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第3号 天栄村個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第3号 天栄村個人情報保護条例の制定について。

天栄村個人情報保護条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 個人情報の取扱い（第5条～第10条）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第11条～第24条）

第2節 訂正（第25条～第32条）

第3節 利用停止（第33条～第38条）

第4章 審査請求

第1節 諮問等（第39条～第42条）

第2節 天栄村行政不服審査会（第43条）

第3節 審査会の調査審議の手續等（第44条～第51条）

第5章 雑則（第52条～第57条）

第6章 罰則（第58条～第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、村の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号 個人情報。生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第2号 実施機関。村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。

第3号 公文書。実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの

ロ 教育委員会において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第4号 保有個人情報。実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第5号 個人情報ファイル。保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

(村民の責務)

第4条 村民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次の各号に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供しなければならない。ただし、その事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第1号 個人情報取扱事務の名称。

第2号 個人情報取扱事務の目的。

第3号 個人情報取扱事務を所管する組織の名称。

第4号 個人情報取扱事務を登録した年月日。

第5号 個人情報ファイルの名称。

第6号 個人情報ファイルに係る次に掲げる事項。

イ 個人情報の対象者の類型、記録項目及び次条第4項に規定する個人情報を収集する場合には、その理由

ロ 個人情報ファイルの形態及び第7条第4項に規定する提供の有無

ハ 個人情報の主な収集先

ニ 保有個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

第7号 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項。

第2項 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3項 前2項の規定は、次の各号に掲げる事務については、適用しない。

第1号 村の機関の職員又は職員であった者に関する事務。

第2号 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務。

第3号 犯罪の捜査に関する事務。

第4号 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務。

第4項 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的をできる限り特定し、その所掌する事務を遂行するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第2項 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第1号 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

第2号 本人の同意があるとき。

第3号 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第4号 出版、報道等により公にされているとき。

第5号 他の実施機関からの提供を受けるとき。

第6号 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は実施機関以外の村の機関から収集することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第7号 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に支障が生じるおそれがある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第3項 前項の場合において、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

第1号 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

第2号 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

第3号 利用目的を本人に明示することにより、村、県、国、独立行政法人等、他の地方

公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4号 収集の状況からみて利用目的があきらかであると認められるとき。

第4項 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき又は利用目的を達成するために当該個人情報が欠くことができないときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第1号 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

第2号 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。

第3号 出版、報道等により公にされているとき。

第4号 同一実施機関内で利用し、又は国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由があるとき。

第5号 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他の保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

第3項 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第4項 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護について必要な措置が講じられていると認められるときを除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが臨時入手し得る状態にするものに限る。）により保有個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2項 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第3項 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

第4項 実施機関は、保有個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(委託等に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

第2項 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

第3項 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4項 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、村が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(職員の義務)

第10条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

第2項 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出して行わなければならない。

第1号 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所。

第2号 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他の開示請求に係

る保有個人情報を特定するに足りる事項。

第2項 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第3項 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

第1号 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人により開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第5号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。

第2号 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、開示することにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

ニ 開示請求者が明らかに知ることができる情報であつて、開示することにより、開示請

求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められるもの。

第3号 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報。

第4号 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報。

第5号 法人その他の団体（国、県、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

第6号 指導、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

第7号 村の機関、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に村民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

第8号 村の機関、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、村、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 村若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

第2項 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示請求があった日に開示する旨の決定であるときは、口頭により通知することができる。

第2項 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第3項 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定

の理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部について開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号 この条を適用する旨及びその理由。

第2号 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限。

(事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第2項 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

第3項 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に村、国、県、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第2項 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、その第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第1号 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第13条第2号ロ又は同条第5号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるとき。

第2号 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

第3項 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（第40条及び第41条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 実施機関は、開示決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

第2項 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

第3項 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあるとき、第14条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複写したものにより、当該保有個人情報の開示を行うことができる。

第4項 第12条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

第2項 前項の規定による開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提示しなければならない。

第3項 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第17条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により直ちに開示するものとする。

(費用負担)

第24条 第22条第2項又は第3項の規定により文書又は図画の保有個人情報に係る部分の閲覧を受けるものは、実施機関が定める額の手数料を負担しなければならない。

第2項 第22条第2項又は第3項の規定により文書又は図画の保有個人情報に係る部分の写しの交付を受けるものは、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3項 第22条第2項又は第3項の規定により電磁的記録の保有個人情報に係る部分の開示を受けるものは、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

○議長（小山克彦君） ここで、暫時休議いたします。

(午後 2時42分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時59分)

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 第2節 訂正

(訂正請求権)

第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

第2項 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

第1号 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所。

第2号 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項。

第3号 訂正請求の趣旨及び理由。

第2項 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

第3項 第12条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、当該決定等の内容を書面により通知しなければならない。

第2項 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第3項 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第29条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第12条第3項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第30条 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号 この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号 訂正決定等をする期限。

(事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第2項 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

第3項 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第28条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。）の内容が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

第1号 次に掲げる事項のいずれかの場合、当該保有個人情報の利用の停止又は消去。

イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき

ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき

ハ 第7条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

ニ 第6条の規定に違反して収集され、第8条第3項又は第4項の規定に違反して保有されているとき

第2号 第7条の規定に違反して提供されているとき。当該保有個人情報の提供の停止。

第2項 第11条第2項の規定は、利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手續)

第34条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

第1号 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所。

第2号 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項。

第3号 利用停止請求の趣旨及び理由。

第2項 第12条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、当該決定等の内容を書面により通知しなければならない。

第2項 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第3項 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第34条第2項において準用する第12条第3項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号 この条の規定を適用する旨及びその理由。

第2号 利用停止決定等をする期限。

第4章 審査請求

第1節 諮問等

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第39条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第40条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、天栄村行政不服審査会に諮問しなければならない。

第1号 審査請求が不適法であり、却下するとき。

第2号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

第3号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとするとき。

第4号 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止することとするとき。

第2項 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第3項 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

第1号 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第2号 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第3号 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第42条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

第1号 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決。

第2号 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意見を表示している場合に限る。）

第2節 天栄村行政不服審査会

第43条 第40条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、天栄村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2項 審査会は、前項の調査審議を行うほか、個人情報保護制度の運営に関して実施機関に意見を述べることができる。

第3節 審査会の調査審議の手続等

（審査会の調査権限）

第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

第2項 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第3項 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第4項 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第45条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2項 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第46条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

第2項 審査会は、第44条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧)

第47条 審査請求人等は、審査会に対し、第44条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

第2項 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(反論書等の提出)

第48条 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

第1号 行政不服審査法（以下この条において「法」という。）第9条第3項において読

み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出された反論書。

第2号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出された意見書。

第3号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第31条又は法第34条から法第37条までに規定する手続の記録。

第4号 法第9条第3項において読み替えて適用する法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件。

第5号 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件。

(調査審議手続の非公開)

第49条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第50条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第51条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(適用除外)

第52条 法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の適用を受けないこととされる同法第2条第2項の個人情報に係る個人情報、統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により村長その他の執行機関が総務大臣に届け出た統計調査によって集められた個人情報（同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれるものに限る。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

第2項 法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されないこととされる同法第2条第2項の個人情報に係る個人情報及び同条第3項の保有個人情報に係る保有個人情報については、第3章及び第4章第1節の規定は、適用しない。

(他の制度との調整)

第53条 法令又は他の条例（天栄村情報公開条例（平成28年天栄村条例第 号を除く。））に自己に関する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続の定めがあるときは当該法令

又は他の条例の定めるところによる。

第2項 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正の手續の定めがないときは、当該保有個人情報は、第25条第1項の規定の適用については、第22条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

第3項 法令又は他の条例の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報について、当該法令又は他の条例に利用停止の手續の定めがないときは、当該保有個人情報は、第33条第1項の規定の適用については、第22条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなす。

(苦情の処理)

第54条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切に、かつ、速やかにこれを処理するよう努めなければならない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供)

第55条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において、「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第56条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が定める。

第6章 罰則

第58条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は第9条第2項若しくは第4項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号イに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第62条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第58条又は第59条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 天栄村個人情報保護条例（平成9年天栄村条例第33号）は、廃止する。

お手元にお配りしております資料で3ページをお開きください。

これが今回の条例の全体の構成でございます。

この条例につきましても、あわせてこの議案につきましても先ほどの議案第2号と同じく、行政不服審査法の施行が今年の4月1日から施行されることから、平成9年に制定されました天栄村個人情報保護条例を廃止して新たに同じ名前での条例を制定するものでございます。

主な条例の内容でございます。

条例の第1条の目的から第38条までの利用停止決定等の期限の特例までは、おおむね従来の条例と同じ内容となっております。

43ページ以降の審査請求からは、今までの行政不服審査法の施行に伴いまして、従来の不服申立てから審査請求に改められたことによりまして、当該実施機関が保有する個人情報の開示の決定に不服があった場合、従来の個人情報保護審査会が行ってきた内容を、今後は行政不服審査会が行うこととなりまして、これらの手続に関する定めを新たに設けたところでございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第4号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第4号 天栄村農業推進ハウス設置に関する条例の制定について。

天栄村農業推進ハウス設置に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをごらんください。

天栄村農業促進ハウス設置に関する条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、農業の振興と地域活性化を図るため、天栄村農業促進ハウス（以下「農業促進ハウス」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 農業促進ハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 天栄村農業促進ハウス

位置 天栄村大字湯本字二俣1番1

（事業）

第3条 農業促進ハウスは、第1条の設置目的を達成するために次の各号の事業を行う。

第1号 農産物の生産に関すること。

第2号 農産物の販売に関すること。

第3号 その他第1条の目的を達成するために必要な事業。

（利用の許可）

第4条 農業促進ハウスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ

め村長の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

第2項 村長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(利用許可の取消し等)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合、又は農業促進ハウスの管理上、特に必要がある場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

第1号 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第2号 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第3号 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

第2項 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、村長は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第6条 利用者は、農業促進ハウスの利用の許可を受けた場合は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第7条 納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

第1号 利用者の責めに帰さない事由により農業促進ハウスの利用ができないとき。

第2号 利用する日の30日前までに利用の取消しを申し出て、村長の承認を得たとき。

第3号 その他村長が特別の理由があると認めたとき。

(立入指示)

第8条 村長は、利用中の農業促進ハウスに立ち入り、利用者に対し、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、農業促進ハウスの利用を終了したときは、速やかに利用した施設及び設備等を原状に回復しなければならない。第5条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは利用を制限されたときも同様とする。

第2項 利用者が前項の義務を履行しないときは、村長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償及び事故の責任)

第10条 利用者は、故意又は過失により、施設及び設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認

めるときは、この限りでない。

第2項 村長は、農業促進ハウスの利用中に生じた事故について、その責めを負わないものとする。

(指定管理者による管理運営)

第11条 農業促進ハウスの管理運営は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第2項 前項の規定により農業促進ハウスの管理運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条、及び第7条から第10条までの規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、農業促進ハウスの管理運営に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

第1号 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務。

第2号 利用の許可に関する業務。

第3号 利用料金の徴収及び還付に関する業務。

第4号 施設及び設備等の維持管理に関する業務。

第5号 前各号に掲げるもののほか、管理上必要と認める業務。

(指定の期間)

第13条 指定管理者が農業促進ハウスの管理運営を行う期間は、3年とする。

(利用料金)

第14条 第6条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により農業促進ハウスの管理運営を指定管理者に行わせる場合は、農業促進ハウスの利用者は、利用に係る料金を指定管理者に納めなければならない。

第2項 前項の利用料金は、別表で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

第3項 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4項 指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て定めた基準により、農業促進ハウスの利用料金を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次のページをご覧ください。

別表（第6条、第14条関係）

使用料、使用料備考。年額15万円、利用期間が1年に満たない場合は、月割りとする。

提案理由の説明を申し上げたいと思います。

当該施設におきましては、平成24年に総務省の緑の分権実証事業に地中熱と沢水を利用した農作物の実証ハウスを整備し、26年度からは村が移管を受け農作物の栽培を行ってまいりました。

現在はレタスの栽培を行い、村内の直売施設等での販売を行い採算性の確保に向け栽培技術の向上や他品目の栽培を行っているところであります。

次年度以降の施設の管理を意欲ある栽培士に運営を委託することにより、採算性の向上と地域雇用の確保を行うため、当該施設の設置条例を制定するものであります。

以上、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 指定管理者制度についてちょっとお尋ねしますが、指定管理者というのは公共の施設を借りて運営するわけなんですけど、この条文を見ると、指定管理者は借りてまた第三者に貸すことができるような文面に捉えられるんですけど、そういうことができるんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

第13条の部分だと思いますが、この指定管理者に任せた場合は、そのハウスの施設の利用を指定管理者が行わないという場合であれば、貸すことはできるというような形で、指定管理者に利用の申請をして借りることができるというような形で規定しております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） この文面はわかっているんです。ただ、指定管理者というのは、その方が、例えばこのハウスの場合、指定管理者が自分で利用するというので借りるわけですよ。ところが、そういうわけで借りる、指定管理者として借りるにもかかわらず、自分がやらないで第三者に貸すことができるのかと。指定管理者というのは、そういうこともできるのかということを知っている。

例えば、今の現状である直売所、あのやつを借りて指定管理者になったと。そして、そのやつがまた第三者に貸して金を取ることができるのかと。それと同じようなことが書いてあるから、そこを知っているんです。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えします。

現実には、指定管理の指定を受ける場合に、その3年間の栽培を確約するというようなことでやっておりますので、現実的にはそういうようなことにはならないというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 現実的には起こらないというんだけど、ここにここまで書いてあるということは、そういうができるということなのですか。全ての指定管理者の場合は、これも含めてできるのかと。これはできるということでしょう。村だから、指定管理者になって、ということは利用者に貸す場合には年間15万円の使用料を取れと、使用料を取れということをやっているわけだから。こういうのは今後だけじゃなくて、これもそうなんだけれども、全てのものはそういうことが規定上できるのかできないのかを聞いているんです。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

この指定管理者が指定の管理を受けて貸すというふうな形の部分につきましては、この後にも出てきますが、古民家とかあと、そういった利用料が時間単位、その部分で貸せるようなもの、1年単位とかそういったもので貸せるようなものにつきましては、使用料を徴収して貸すというふうな形ができますが、今言われているような直売所とか、そういったもの、時間当たりの賃貸ができないようなもの、あとはそういった時間当たりとか1日当たりで賃貸ができるようなものについては、そういう規定はないので、指定管理者はそういうことができません。

以上です。

〔発言する声あり〕

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 3時38分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時22分）

◎延会の宣言

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

（午後 4時23分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年3月2日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 天栄村指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 天栄村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 太平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第16 議案第19号 工事請負契約の一部変更について

日程第17 議案第20号 平成27年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁	君	2番	服 部	晃	君
3番	大 浦	トキ子	君	4番	廣 瀬	和 吉	君
5番	揚 妻	一 男	君	6番	渡 部	勉	君
7番	熊 田	喜 八	君	8番	須 藤	政 孝	君
9番	後 藤	修	君	10番	小 山	克 彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸	君	副 村 長	森	茂	君
教 育 長	増 子	清 一	君	参 事 兼 総務課長	伊 藤	栄 一	君
税 務 課 長	森	廣 志	君	住 民 福 祉 課 長	揚 妻	浩 之	君
参 事 兼 産業振興 課 長	吉 成	邦 市	君	参 事 兼 地域整備 課 長	佐 藤	市 郎	君
参 事 兼 会 計 者 管 理 者	小 山	志 津 夫	君	湯 支 所 本 長	兼 子	弘 幸	君
天 保 育 所 栄 長	山 本	サ ト 子	君	学 校 教 育 課 長	清 浄	精 司	君
生 涯 学 習 課 長	内 山	晴 路	君				

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 参 務 局 長	蕪 木	利 弘		書 記	星	千 尋
書 記	森	和 昭				

◎開議の宣告

- 議長（小山克彦君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 昨日に引き続き、日程第1、議案第4号 天栄村農業促進ハウス条例の制定についてを議題といたします。

審議に先立ち、本議案であります提出条例案の一部について村長より訂正の申し出がありましたので説明を許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

このたびは答弁に時間を要してしまい大変申し訳ありませんでした。

次のとおり議案の訂正を請求いたします。

平成28年3月2日、天栄村議会議長、小山克彦様。

天栄村長、添田勝幸。

議案の訂正請求書。

平成28年3月1日提出した議案は次の理由により別紙のとおり訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記。

件 名 議案第4号 天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の制定について

訂正理由 条項の一部が施設の再貸付と解釈され、施設の管理運営上必要としないため。

以上でございます。

よって、議案の訂正を致したく、議会の皆様方のご理解をお願い申し上げ、よろしくお願

いたします。

- 議長（小山克彦君） ただいま村長より説明がありました本条例案の訂正を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、村長より申し出のありました本条例案の訂正を許可します。

条例案差し替えのため暫時休議いたします。

(午前10時02分)

- 議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時06分)

- 議長（小山克彦君） 引き続き提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

- 参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいま差し替えをさせていただきました訂正の部分についてのご説明をさせていただきます。

訂正前、訂正後の対照表をお配りしておりますので、その訂正表に沿ってご説明を申し上げます。

第11条2項を削る。

第12条中2号及び3号を削り、4号を2号とし5号を第3号とする。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

別表中、14条関係を削るとなります。

大変申し訳ありませんでした。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

- 6番（渡部 勉君） この指定管理料と言うんですか、前は何か50万円ということだったんですが、それは到底50万円ではおさまらないだろうということで、新たに1年間運営をしてみてもどのぐらいかかるか精査してみたいというふうな話だったんですが、その精査した結果はどのような形で、指定管理料はどのような額に今回はおさまると考えているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

平成26年度からリーフレタスの栽培を行いまして、その電気料その他もろもろの経費についてと販売額、賃金等を26年、27年と、27年は見込みでございますが、収支を見ますと約140万円程度の金額が足りないというふうな形になっております。

これにつきましては、まだその稼働率、そういったものが十分でないということもありますが、26年度と27年度を比較しますと、27年度は販売額が10万円ほど増えておりますので、これを意欲ある方々が収支を計算しながらやることによって、徐々にはそれは低くなっていくのではないかとこのふうには考えておりますが、現在、最高で150万円というような予算を考えております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） わかりました。

150万円の指定管理料ということですが、これは何か村長の話とか何か総合的に聞きますと、将来はそのぐらいは収入として得られるのではないかとこのふうな希望を持っておるよりに聞こえるのですが、課長はどうですか。その辺の自信というのはおありですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

前回からリーフレタスだけではなくてトマトも、昨年実証実験という形でトマトの栽培もしまして、トマトも生育が順調であることを確認しておりますので、そういった中にある栽培の品目、そういったものも考えながらやっていけば、収支がゼロというふうな形まではどうかわかりませんが、今の150万円という形よりは大幅に圧縮した形での指定管理料になれるのではないかとこのふうな思いはありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） もう1つちょっと聞きたかったのですが、この土地は借地ですか。借地料はどのくらい払っているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） この土地、今現在、湯本牧野組合からお借りしてございまして、無償ということでお借りをしております。今後も湯本牧野組合さんの方との契約を進めていくというふうなことで今打ち合わせをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 今、6番議員さんの質問に関連するんですけども、結局は140万円の、それから150万円が、メンテナンス全部敷いて、結局そういった分は村のほうから出資してもらわなきゃだめだということなんですよね。そうするとこれは今ミニトマトを栽培していて、それに対して今度どのぐらいの収支が出るという、はっきりそのあれは出ているのですか。そのミニトマトをやってどのぐらいの収支で、この140万円の村からの出資はどのぐらい減るのだということを、ここ1年、2年のそういう計画は立てているんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

トマトでございますが、去年はプランターでいうと10個だけ栽培しました。栽培で生育する、またその果実がおいしくなるということは確認しております。これをあの施設の中でやるとすれば施設の模様替え等も必要になってきますが、トマトだけで今、専門家というか、種苗屋さんとの計算をしていただきますと、販売金額で言うと約200万円以上にはなるだろうというようなことにはなっております。

ただ、今現在、リーフレタスが人気があって、とりあえず今完売しているというようなこともありますので、そちらのほうも今の65%ぐらいの稼働率からもうちょっと稼働率を上げて、リーフレタスの、現在のままだもいけるかどうかを、ここ一、二年というか、指定管理をしていただく方々と協力しながら収支の均衡を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の質問がまずかったのだからよくわからないのですけれども、私の聞いているのは、結局、今レタスを販売していますよね。レタスで販売していて、結局はこういったような140万円の、結局村のほうから補助してもらえないと経営していけないということなんですよね。それを今度はミニトマトにした場合にはその経営が成り立つんだか成り立たないんだかと聞いているんです。

だから、その辺のことをはっきりわからないと、今後も毎年毎年金額は幾らぐらいずつ村のほうから増資してもらうんだか、その辺もわからないでしょう、これでは。だから、2年後、3年後のときにはこれだけの黒字になりますと、これだけになります、それはミニトマトを増やせば、ミニトマトのほうが高額な価格が高いのでミニトマトに変えますとか、レタスは人気ありますけれども、レタスのほうは販売価格が安いので、営利目的というわけではないのですけれども、営利にはならないと、そういうふうな返事を聞いたかったんです。そうして2年後、3年後には村のほうには負担をかけないでやっていけると、そういう見通しがあるかないかということを知りたいです。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） この3年間の、今後指定管理をしていただく方が出れば、その方々とリーフレタス、またはトマトというものを見ながら、現在のその150万円という金額を圧縮して、次の3年間には3分の2とかそういった金額にできるように、徐々に、一遍にはなかなかできないと思いますので、徐々に収支のバランスがとれるような形で指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これ、たしか補助金でやったと思ひますけれども、例えば民間でしたらば、毎年毎年赤字経営なのに何らかの方策を考えなくてはならないですよ。だから、今の答弁を聞いていますと、何か雲をつかむような話ですよ。

結局はこの140万円の村からの支出が、補助金をもらわないとこの経営は成り立たないということになるのでしょうか。それを成り立つようにするにはどうするかということを知っているんですよ。徐々に徐々にではなく、それはちゃんと3年後にはこれだけの利益があつて、村からの補助金はもらわなくてもやっていますと、そういう答弁でないと、ずっと天栄村からの140万円の金を、例えば2年後には60万円になります、3年後には30万円、4年後にはゼロでやっていますと、そういうふうな計画を立てないで、ただ闇雲にそういうような答弁ではこれは納得いかないでしょう。私はですよ。だから、その辺をはっきりしてやらないと、これを廃止する、それを判断することも考えなくてはだめだと私そう思うんですけども。その辺もはっきりしないと。

これは村長さんのほうがよろしいので、村長さん、どう考えていますか、この件については。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答ひいたします。

まずはレタスについての栽培については、ある程度集積的な栽培ができるというようなことはつかめました。それで、新たにまだまだいろいろな野菜とか何かできる可能性があるものですから、今回はそのミニトマトでやりました。まだこの3月に入ったばかりなのですが、昨年、9月、10月、11月、私も1月に入ってから見てきまして、この寒さの中でも十分トマトは可能だと、まだそこまでの段階までしかつかんでいない部分なんですよ。

これが、サイクル的にこれが可能となれば、その圧縮する部分、当然、議員がおっしゃるような形でできる部分がまず1つあるのと、あとは前にも何度か申し上げましたように、知的障害者の方を雇用して今は栽培のほうもやっているものですから、そういった効果もあると。あとはまた、この地域にとってこれが新しい新エネルギー、再生可能エネルギーを使った施設だというようなことで視察も来ています。そういうことで、地域の方々も湯本牧野の方々も無償で提供しますよというようなことで言ってくれておりますので、その部分を加味

しながら、今後まだまだ発展途上のところがあるものですから、そのところのご理解をいただきながらもう少し圧縮できるような形で持っていきたいと。

もうちょっと、まだまだやっぱりかかる部分というのは当然出てくるんです。農業の部分ですから、トマトも栽培して、やっぱり1回植えつけして半年ぐらいで見なくてはならない。1年間やってみないとなかなかわからない部分があるんですが、私も見て来て、その可能性は十分にありますから、この3年間、トマト以外にもまた違った新たな作物をやれると、そういった取り組みをしながら、実証を兼ねながら意欲を持ってその地域でやっていただける方々をお願いをして、今後これを稼働できるような形で持っていければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長の言っている意味はわかります。でも、私の言っているのは、結局前にも質問しましたがけれども、あれだけのハウスだけでは経営は成り立ちませんよと前にも言っています、もっと拡大しなくてはと。そのときにはこんな、お湯の容量が足りないとかという問題ありましたから、そういうほうのことも考えてやらないと、今の既存のハウスの中では限られた栽培しかできないから、例えば、今度トマトでやった、トマトのほうで利益が上がるのだったらまた別な方法を考えるとか、そういうことを考えているのかということを知りたかったんですよね。だから、その140万円であとそのまま継続するんだっただけで、3年間でこういうふうにある程度の目安を立ててもらいたいというのが私の質問だったので、その辺はまだ、これからまだ見なくてはわからないということなんです。

では、これ以上整理しても結論が出ないようですから、私はこれでよろしいです。この次にまた質問させていただきます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 今、7番さんの言ったことですが、この建物がどのくらいもつのだか。仮にこれ150万円を出すと、これではやっていけないということにはならないのかと。それと、幾ら小屋を建ててあるみたいなどころがああいうふうになっているけれども、建物が壊れたり、どこが部品がどうかこうとかというのは出てくるわけだね、何年も過ぎてくると。これは何かいい補助が継続してあるようなものか。村でこれはやっぱり単費で借金して出すと。金を出すようになるのではないのかなと。いつも同じ建物ではないから、だんだん古くなっていくんだから。そうするといろいろな部品も買わなければならない、何も買わなければならない。150万円ですべていいというのならいい、これでこれ以上ふえないというならいいけれど、また議会にかかってふえる、もらわなきゃだめだと。これは補

助事業まだ終わらないからだめだと。こうなればどういふものだか。やめられるものならやめたほうが俺はいいと思うんだけど、これもやめられないんだからこれ。と思ってるから我々これ聞いているわけだから、その建物はどのくらいもつのだか。

それからこの、今の役場の西側につくった屋外のやつだって20年と言ったでしょう、建て替えが、1億もかかるわけだから。年間500万円、建物だって500万円もかかっているわけだから1年に、割れば、20年で。それと同じく、これも壊れることだから、建物だから。

そういうところまで見て計算をして、本当にだめならだめなような方法はあるのではないかと俺は思うんだけど、その辺どういふ考えているんだか。建物の消耗は。あと5年過ぎるとまただめになって建物建て直ししなきゃいか、柱が腐ってくるとか、どういふ中身かこれではわからないけれども、それはどういふ考えでいるのだからそれを聞きたいです。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 施設の耐用年数ということでお答えしたいと思います。

この鉄骨でございますので、骨組みにつきましては何十年かというふうな、30年ぐらいはもつというふうな形ですが、ビニールについては現在15年というふうな形で最初の設計はしておりますので、15年間はビニールはもつというふうな形で、物が飛んできて破れたりしない限りはというようなことではございますが、そのような形でやっております。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） ビニールは15年しかもたないと。その15年もつにして1回張りかえするのどのくらいかかるの。工事費というか、交換だから。それもただでは、ただというかそんな何万やそこらでできないから、それは相当の金はかかると思うんですけども。

ちょっと面積的に、やっぱり雇用問題もあるんだと思うけれども、規模が小さ過ぎるんだよね、我々見ると。ちょっとやっているなど、名前だけの感じなんだよね。誰が見に来たって視察に来たって、何だこんなものかなという、小さいなというくらいに俺は思っただけで帰って行くと思うよ。

そのビニールの値段だのどのくらいするのだから、それは把握というかわからないのか、それは。15年後の話だから今やらなくていいわけだけれども、わかれば教えてください。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

ビニールの張り替えでございますが、当初の工事費の中でありまして、ビニールの被覆というところで、新たに張りかえする金額とはまた違ふとは思いますが、157万円というふうな形で工事のほうはやっております。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番(須藤政孝君) 結局、壊れれば15年前にも、10年でも壊れれば村では出すしかないわね。出すようになるんだらうから。そうすれば、保険とか何かがこの風にやられて木が倒れた、そうするとハウスでも今みんな保険入っているんだから。そうすると、それでもう100%できるくらいの可能性でしょう。そういうのが何もないと言っても、保険も何も入ってはいないの。その15年ではなく、10年ぐらいで壊れたとか3年で壊れたとかという、建物だからわからないからね。それとその点はどうなの。

○議長(小山克彦君) 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長(吉成邦市君) お答えをいたします。

建物につきましては、村の総合保険の中でそういった事故があったときには対応するというような形で考えております。よろしく申し上げます。

○議長(小山克彦君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小山克彦君) 日程第2、議案第5号 天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長(吉成邦市君) 議案第5号 天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定について。

天栄村農村交流施設設置に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをごらんください。

天栄村農村交流施設設置に関する条例。

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、地域の活性化に資するにぎわい空間の創出と都市と農村の交流を通じて、郷土文化の理解と都市住民の農業及び農村に対する理解促進を図るため、天栄村農村交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湯本古民家

位置 天栄村大字湯本字居平6番地

(事業)

第3条 交流施設は、第1条の設置目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- 一 地域活性化に関すること。
- 二 農村交流に関すること。
- 三 農業体験及び農村生活体験に関すること。
- 四 その他第1条の目的を達成するために必要な事業。

(利用の許可)

第4条 交流施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 村長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合、又は交流施設の管理上、特に必要がある場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- 三 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、村長は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第6条 利用者は、交流施設の利用の許可を受けた場合は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第7条 納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- 一 利用者の責めに帰さない事由により交流施設の利用ができないとき。
- 二 利用する日の5日前までに利用の取消しを申し出て、村長の承認を得たとき。
- 三 その他村長が特別の理由があると認めたとき。

(立入指示)

第8条 村長は、利用中の交流施設に立ち入り、利用者に対し、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、交流施設の利用を終了したときは、速やかに利用した施設及び設備等を原状に回復しなければならない。第5条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは利用を制限されたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、村長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償及び事故の責任)

第10条 利用者は、故意又は過失により、施設及び設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 村長は、交流施設の利用中に生じた事故について、その責めを負わないものとする。

(指定管理者による管理運営)

第11条 交流施設の管理運営は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、交流施設の管理運営に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- 二 利用の許可に関する業務

- 三 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- 四 施設及び設備等の維持管理に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、管理上必要と認める業務
(指定の期間)

第13条 指定管理者が交流施設の管理運営を行う期間は、3年とする。

(利用料金)

第14条 第6条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により交流施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合は、交流施設の利用者は、利用に係る料金を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の利用料金は、別表で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て定めた基準により、交流施設の利用料金を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

次のページをご覧ください。

別表（第6条、第14条関係）

使用料。利用区分、利用時間、単位、使用料。個人及び団体。午前9時から午後1時まで、1申請につき2,000円。午後1時から午後5時まで、1申請につき2,000円。午後5時から午後9時まで、1申請につき2,000円。

以上でございます。

提案理由のご説明を申し上げます。

当該施設につきましては、平成24年に農林水産省の活性化プロジェクト交付金で地域活性化に資するための都市と農村の交流施設として整備を行い、平成27年度までの3年間で継続事業として、施設のPRや農業体験、生活体験を通じた都市、農村の交流イベント等を行い地域の活性化を促進する活動を行ってまいりました。次年度以降の施設の利用を行うために当該施設の設置条例を制定するものでありますので、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これも補助金でやった事業なんですけれども、年間にどのぐらいの利用者、何件ぐらいの利用者があって、そして使用料は年間どのぐらい入っているのだから、わかったらそれを教えてもらえますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

25年、26年、27年と3年間の事業を行ってきたわけですが、25年は一番、初年度ということもありまして、イベントの回数で言うと5回でございます。26年度が11回、27年度も11回ということございまして、月に約1回ぐらいのイベントの開催が行われているということになっております。こちらにつきましては設置条例がなかったものですから、使用料等の徴収は行っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これは使用料はもらっていないんですか。ということは、例えば湯本住民とか村民の方の場合には無料で貸し出しするとか使用してもらおうという、そういうふうになっているんですか。あと使用料はどういう場合にもらうんですか。その辺もちょっとお聞きしたいんですけれど。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今、この3年間につきましては、活性化プロジェクト交付金の継続事業ということでやっております。その事業の中でのイベント等の開催とかそういった部分で行っております。使用料につきましては設置条例がないものですから、今のところいただかないというふうなことになりますが、この設置条例ができた後につきましては、利用すればその利用料金をいただくというふうな形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） よくわからないのですけれども、3年間はその使用料はもらわないと、そういう判断でよろしいのですか。そして3年後を過ぎた場合には使用料をもらう。まだ設置条例がないので、またこれからつくと、そういうふうに私が理解してよろしいのですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられましたとおり、今までは設置条例がなかったので徴収の金額等の決まっていなかったということになります。これからは設置条例が制定されれば、その設置条例の金額で徴収していくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第6号 天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第6号 天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について。

天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

次ページをご覧ください。

天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例。

（設置）

第1条 本村における鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、天栄村鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(職務)

第2条 実施隊は、法第4条第1項に規定する村長が定める鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）に基づき、次に掲げる職務を行う。

- 一 村内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であつて被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の捕獲及び駆除に関すること。
- 二 対象鳥獣による人的又は物的被害が想定される場合等の緊急出動に関すること。
- 三 対象鳥獣の捕獲技術の向上及び担い手の育成に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、実施隊として村長が必要と認める事項に関すること。

(実施隊員)

第3条 実施隊に隊長、副隊長及び隊員（以下「実施隊員」という。）を置く。

2 実施隊員は、第2条に規定する職務の遂行に積極的に取り組むことが見込まれる者から村長が任命する。

3 実施隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(報酬)

第4条 実施隊員には、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年天栄村条例第10条）に定めるところにより報酬を支給する。

(公務災害補償)

第5条 前3条に規定する隊員が職務による災害（負傷、疾病、障がい、死亡等をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年福島縣市町村総合事務組合条例第16号）の定めるところにより補償を行うものとする。

(任期)

第6条 実施隊員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 村長は、任期途中で実施隊員に欠員が生じたときは、必要に応じてこれを補充することができる。

3 前項により補充された実施隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の施行が平成19年度から始まっており、この法律に基づき市町村が被害防止計画を策定することとなっております。

村では被害防止計画を平成23年に策定を行い、被害防止に努めてまいりましたが、平成28年12月から、鳥獣被害実施隊員以外の隊員は銃刀法に基づく狩猟所持許可の更新時における優遇措置等が受けられなくなることから、いわゆる被害鳥獣防止特措法の第9条の規定により実施隊を組織し、非常勤の公務員として任命するために本条例を制定するものであります。

以上でございます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これ鳥獣対策のことに関連してお聞きしたいんですけれども、例えばわなをかける人いますよね、隊員でわなね。そこにイノシシがわなに入ったということになりますよね、そうするとそこに、その人らは結局銃刀法持っていないからということで、猟友会の人に来て射殺するとなるんですか、それで埋める。そこはわかるんですけれども、わなのかけた人が、村から1頭に対して何万かというのが補助出ますよね。そのときに、わなのとった方とその猟友会の方が、射殺した人というのは、結局1頭に対しての村からの補助に対してはどのようになっているんだかお聞きしたいんですけれど。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

協力隊の部分だと思いますが、今の捕獲隊の部分でございますと、捕獲隊のほうに補助金というかが行っていて、そちらの中からお支払いをいただくというふうな形でやっております。協力隊のほうにつきましては、現在はわなの取得の免許の全額負担という部分だけで、協力隊がかけたわなにイノシシが入ってもその金額は行かないというような形になっておりますので、そのしとめたほうの捕獲隊のほうで、そちらのほうはいただいているという形になっております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、捕獲隊のほう、結局、鳥獣対策の方々が網をかけてそこにイノシシが入ったときには、その人には村からの補助金は行かないで、射殺した人に報酬を出すという、そういうふうで理解してよろしいんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。わなをかけた方、協力隊でわなをかけた方には金

額的な部分は行っていないというふうな形になります。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そのことで不満の声が何件か聞いたので質問したのですけれども。

わなをかけた人は山に登ってわなをかけて、そして何度も見に行ったり何かも動きしているらしいんですよね、今日、そこにかかったどうかというのを。そこにいろいろ餌とか何か入れて呼び込むようなことをやっているらしいんです。そしてその人らには一銭も行かないで、猟友隊の人が来て射殺したときには補助金、これは不公平じゃないですかと言われたのですけれども、その辺は村長さんはどのように考えていますか。そのわなのかけている人には、お金がもらわない。そこにたまたまイノシシがわなにかかって射殺したときだけは、その人には村からの補助金がある。私らはイノシシとっても一銭ももらえないんです、猟友隊が来て射殺した人には補助金が出るんです、これ、私納得いかないんですねと言われたのですけれども、全然知らなかったんです、私もそういうことは。その辺はどのように考える。それでよろしいんですか。その結局わなをかける人、一生懸命村のために協力しているのですけれども、講習も受けて資格も取って、そしてわなをかけてしている方が、実際にはその人がとったのですけれども、報酬がもらえない。猟友会の人たちが射殺してその人たち報酬もらう。これは私も疑問点に思いますけれども、それで村長さんはよろしいんですか。何とかそのわなのかけた方にも何かの便宜を図っていかないと、これ協力者がだんだん減っていくんじゃないですか。その辺を村長さんどう考えているのだから、それも知っていたのだから知らないのかもお聞きします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

○村長（添田勝幸君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、私も二、三人の方からそういったお話をいただきました。ただ、当初はその畑、作物を荒らされてしまうので何とかその駆除しなくてはならないと。それで自分たちも、じゃ、自分たちで駆除できるのならそういったわなの資格を取ってやりましょうというような思いでおりました。私もそういう、皆さんが何としても自分たちで、やっぱり自分たちのは自分のところで守っていくべと、そういう気持ちでやってきたものですから、その金銭的な部分。ただ、私も今年に入ってからなんです、そのわなを仕掛けるといろいろ消耗品が出るというようなところで、そういったところにもちょっと手厚くというようなお話もいただきましたので、担当課長にも議員が今おっしゃったお話を、話もしたところでございます。あとは、その猟友会の隊長のほうにも話をして、不公平さがないような形で、あとは捕獲する意欲を失わないような形で持っていけるようなことで話をしたところでございますので、今後そういったところの対応はしっかりとしていきたいと考えております。ご理解をいただければなと思います。

〔「どのように対応するの」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） 対応については、今後いろいろ捕獲隊の皆さんと協議をさせていただきます。議員がおっしゃったこと、私もつい最近聞いたばかりなものですから、その中でどういったことをやっていければというようなことで、協議をまずさせていただいてから検討させていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） わかりましたけれども、結局は、最初はイノシシで農作物がやられるということで皆さん何とかしようということでやったんですよね。ところが、そこに今度は報酬が絡むわけですよね、補助金が。そうすると、補助金が絡むとどうしても一生懸命やろうと、お金が絡むと人間とはどういうものか知らないけれども、損得勘定になるんですね。ということは、猟友会の人だけが3万円もらって捕獲隊のほうの方々はずゼロと、これは熊田さんおかしいんじゃないですかと。だからその辺はやっぱり折半にするとかね。結局はその人はちょこっと来て、ものの30分くらいで、1時間くらいでドーンと帰って、そして埋めて帰るだけで3万円持っていくんだ、俺らは年中、山に行ったり管理したりして一銭ももらえない、これはおかしいんじゃないですかということ。

それは私がここで折半とかという、それはどうのこうの言えないですけども、それは猟友会と捕獲隊の方々、よく相談してお互いに歩み寄るような線でやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そのわなをかけたやつで何匹とっているのだから。あとその100万円だか幾らで、枠で、センサーでやるやつ、機械を使った場合。それを使っているのだっぺから、それで何匹とっているのだから。合計何匹とったのだから。何だかそのわなは免許証とるんだけど、とった話聞かないからよ。どのくらいとっているのだから、その頭数だね。まあとりあえず。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

昨年の11月15日まで約90頭のイノシシとシカ、クマをとっております。大きい箱わなというか、自動で落ちるやつですが、まだ鉄のにおいとかそういったものがして、なかなか足跡が出てこないというようなことがあります、その箱わなについてはやっぱりちょっと時間がかかるというふうに言われております。以前に入れた箱わなも、2年間ぐらい全く入っていませんでしたけれども、昨年から徐々に入り始まったというようなことですので、箱わ

なについてはまだゼロです。箱わなのやっぱりにおいとか、鉄のにおいとか、そういったものでなかなかおびえて近くに来ない。ですから、ある程度時間を置いて、におい等そういったものがなくなって、警戒心がなくなれば入ってきてそこでとれるというようなことで伺っておりますので、今のところはゼロでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、その百何十万円かけて全然とっていないの。ゼロ。そのメーカーではどういうこと言ったの。それは1年くらいちょっとだめだけれども、そのうちにおいかぐからとれるからなんていうことで買ったものだから。カタログもあっぺし、買うのにただ100万円、150万円出してひっかからないのでは何ともしようがないべ。それで、その手でかけたわなで90頭とったわけかい。

そのかけ方が、俺の知り合っている人で須賀川の人なんだけれども、この人は何十匹もとるんだ。それじゃ天栄村さ教えに行ってもいいよと言っている。かけ方があるらしいよ、ひっかかる。発情期とかいろいろの時でないだめなんだと。においね。何か塗るんだと、通り道さ。そういう勉強もしないと、ただ免許取ったからといってボタンかけてウサギとるみたいにやったってひっかかるわけではないんだ、確かに。そのわなの売ったメーカーに、何か来て講習やらなければ、わからないでしょう買ったって、百何十万円も出して一匹もとれないでは、リースならまだいいけれども、買っちゃったんだから、売るほうはただ売ればいだけでしょうがないでしょう。その辺は課長、ばかにされているのではないのかな。その辺どうしたものでしょう、今後。2年も過ぎて1匹もとらないなんて。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

その大きい箱わなですが、メーカーのほうともいろいろ話はしておりますが、設置してすぐにとれるようなものではない、普通の小さいわなも設置してすぐにとれるようなものでもなくて、ある程度時間がたたないと、人のにおいとかそういったものがあると野生動物が近づかないというのがありますので、そちらのほうについて、ちょっともう少し様子を見ながらかかるように、今はその周りにいろんなものを置いたりして野生動物が来られるような環境づくりもしておりますので、そうやってちょっとずつならして捕獲をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） この実施隊員なんですが、今までの猟友会の人たち全員が実施隊に今度入るんですか、どうだか。何名くらいいるのだか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えします。

今までの捕獲隊の方全員がこの実施隊に移行するというような形で考えております。現在14名の方が捕獲隊として活動していただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今まで猟友会の方に、鶺鴒の駆除をしてもらいたいと頼んで何回か来てもらったのだけれども、鉄砲撃った跡がないというんですよ。やったというんだけど。空薬きょうも全然落ちてないのだというんです。今度は報酬を出すわけですから、やっぱりそういうことを役場に依頼されて行って、撃った場合にはそれなりの報告と言うのは出してもらうのですか、どうですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えします。

実施隊につきましては年額の報酬ということになりますので、村のほうで要請したものについては出動していただくというような形で考えております。

〔「その報告はどうなんですかという」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） もらいます。

〔「今まではどうなんですか」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 今までももらっております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 大変すみませんが、私、鶺鴒とサギと間違えました。サギなんです、二、三回頼んだらしいんですよ。だけれども全然撃ったという、鉄砲撃ったと言うんだけど、サギは来るし、撃った形跡が空薬きょうも何もない、何発撃ったかんだか知らないけれども、そんなに撃つわけではないんでしょうけれども、いつも効き目のない状況なそうです。私も何度も言われていたんですが、大したことないなと思って今まで黙っていたんですが、今度はやはり報酬も出すわけですから、やはりきちんとした報告をもらって、私たちも聞かれたときには間違いなく、あなたのうちに朝来てやっていますよということを言えるようにしてできるんじゃないかなと思って、ひとつ、その報告だけは村のほうでしっかり把握していただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） これ、今まではこういった条例はなかったんですが、この条例をつくるということは、天栄村で、今実際猟友会で補助をしているということなんです、これをつくるによって県とか国からの補助というのは増えるんですか。そのほうはどうなっているんだか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

この報酬とか、実施隊を設置することによつての補助金が増えるかどうかというふうなことでございますが、増えるということではなくて、ただ、実施隊がないと今度は今までの協議会の補助金が来なくなるということになります。なので、実施隊を組織していないと、そういった今まで受けていた補助金を受けられなくなるということもございまして、今回この設置条例を設置するような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） これちょっと聞いたことなんです、このイノシシ捕獲というのは福島県全部で行っているものなんですか。そして天栄村と同じく、捕獲したイノシシを殺すとか、始末するというのが福島県全体で行っていることなんでしょうか。それとも、例えば捕獲したやつを山に逃がすとか、そういった鳥獣に対してはそれはないんですか。全部射殺して始末するということなんですか。その辺ちょっと。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 県内全域ということになりますと、ちょっと全部は調べていないのでわかりませんが、須賀川、天栄村、あとは郡山、そういったところでの今の活動状況を見ますと、ほとんどが個体数の調整ということで殺処分、殺しているというふうな形で、放獣しているイノシシについてはないと。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） じゃ、もう1点お願いします。イノシシもどんどん増えているんですが、また現在シカのほうも増えているということです。実際、うちの近くにも大きいシカが姿を見せています。そういったやつの対策もどのように行っているのか、それもちよつとお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

この鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律、こちらについては、今議員おっしゃりましたようなシカに対しても対象になっておりまして、現在その被害防止計画の中にもイノシシ、クマ、シカというふうなことで対象物の中に入っておりまして、昨年度は2頭ですか、何頭かは捕獲しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この件について、条例化するということでもう少し聞きたいことがご

ございますので、1点だけお聞きしたい。

報酬の面でございますが、報酬については、費用弁償だけで報酬を与えるのか、それからこの隊員として登録された方14名は、例えば仕事出なくても年間として報酬を与えるのか、あくまでも出たときだけの費用弁償で与えるのか、この点の報酬面はどのようになっていますか。もう少しお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今回の実施隊につきましては特別職の職員ということで年額の報酬となっておりますので、出勤回数には関係なく年額の報酬で支給するという形になっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） その年額というのはここで発表はできないんですか。

○議長（小山克彦君） 次の条例。

○9番（後藤 修君） ああそうか。はい、わかりました。よろしいです。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

15分に再開いたします。

(午前11時09分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時16分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表財産区管理会の項の次に次のように加える。

鳥獣被害対策実施隊、隊長、年額2万6,000円。副隊長、年額1万9,000円。隊員、年額1万3,000円。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、先の議案第6号でご審議いただきました天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例、この第4条の規定に基づく報酬をこの条例によって定めることとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この財産区の管理会長と委員が4万3,000円の3万7,000円ですね。この鳥獣被害対策実施隊ですか、これの隊長が2万6,000円、隊員が1万3,000円。倍なんですね。隊長と隊員では倍違うということになるんですが、普通ちょっとこんな差は考えられないですが、何か特別この隊長、副隊長については、何か特別な時間をとるとか何かそういうことがあってこれだけの差をつけているのだからどうか、その辺どういうふうに考えている

んだか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

現在の捕獲隊という形の中の隊長、副隊長がございまして、そういった鳥獣被害、あとそういう被害のおそれがあるというときには必ず隊長さんには連絡をして、隊長と地区の隊員の方が一緒になって行って対応すると。隊長さんにつきましてはそちらの報告、村への報告等も全てやっていただいていますので、出動する回数が、今までやっぱり隊員の倍以上は出ているというふうなことがございまして、このような金額の差を、副隊長さんもそうなんです。このような差をつけさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） その辺は十分加味してこれだけの差をつけたのかと思いますが、これで一般の隊員から不平不満が出なければいいんですが、ちょっと普通の状態では考えられないぐらいの差があるので聞いてみました。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第8号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第8号 天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例。

天栄村特定個人情報保護条例（平成27年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 不服申し立て（第36条から第38条）」を

「第4節 審査請求（第35条の2から第38条）」

第5節 天栄村行政不服審査会（第39条）

第6節 審査会の調査審議の手續等（第40条から第47条）」

に、「第39条」を「第48条」に、「第42条」を「第51条」に改める。

第2条第1号中「天栄村個人情報保護条例（平成9年天栄村条例第33号）第2条第1項に規定する実施機関」を「村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第19条の2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報がある実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第28条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報が第19条の2第3項の規定に

基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第26条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

第3章第4節の説明を次のように改める。

第4節 審査請求。

第3章第4節中第36条の前に次の1条を加える。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第35条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第36条中「訂正決定等又は利用停止決定等」を「訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に関する不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「天栄村個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「天栄村行政不服審査会」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更」を「審査請求の全部を認容」に改め、同号ただし書中「当該開示決定等」を「当該保有特定個人情報の開示」に改め、同条3号中「不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更」を「審査請求の全部を認容」に、「容認して訂正する」を「認容して訂正する」に改め、同条第4号中「不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更」を「審査請求の全部を認容」に、「容認して利用停止をすること」を「認容して利用停止をすること」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第37条中「前条」の下に「第1項」を、「機関」の下に「（以下「諮問実施機関」という。）」を加え、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節及び第6節において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てにかかる開示決定等」を「審査請求に係る保有特定個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「（審査請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「または決定」を削る。

第42条を第51条とし、第41条を第50条とし、第40条を第49条とする。

第39条第1項中「天栄村個人情報保護条例」の下に「（平成28年天栄村条例第 号）」を加え、同条を第48条とする。

第3章に次の2節を加える。

第5節 天栄村行政不服審査会。

第39条 第36条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、天栄村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の調査審議を行うほか、特定個人情報保護制度の運営に関して実施機関に意見を述べることができる。

第6節 審査会の調査審議の手続等。

（審査会の調査権限）

第40条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有特定個人情報の開示を求められない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第41条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出等）

第42条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、第40条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（提出資料の閲覧）

第43条 審査請求人等は、審査会に対し、第40条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（反論書等の提出）

第44条 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

一 行政不服審査法（以下この条において「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第1項の規定により提出された反論書。

二 法第9条第3項において読み替えて適用する法第30条第2項の規定により提出された意見書。

三 法第9条第3項において読み替えて適用する法第31条又は法第34条から第37条までに規定する手続の記録。

四 法第9条第3項において読み替えて適用する法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件。

五 法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件。

（調査審議手続の非公開）

第45条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付）

第46条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（委任）

第47条 前節及びこの節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

お手元にお配りしました新旧対照表5ページをご覧ください。

提案の理由についてご説明を申し上げます。

この行政手続に関する特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年に公布され、村におきましても昨年の9月の定例会におきまして特定個人情報保護条例を制定し、個々の法定事務において個人番号を利用するに当たり、同一機関内の他の法令業務を処理に利用するにあつてはこの条例の定めに従って一定の制約のもと執行するというふうなことになっております。

今回、この議案第8号につきましても、前の議案第1号から第3号と同様に、行政不服審査法の施行が今年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この5ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の第4節、ここです。第4節の不服申立て、ここが審査請求に改まると。それから第5節の天栄村行政不服審査会、それから第6節の審査会の調査審議の手続等、こういったものが新たに整備されたものでございます。

以上、ご審議の上、議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 平成27年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」を「100分の162.5」とする。

附則。

（施行期日）

一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第5項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

二 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

お手元にお配りしました説明資料の13ページをお開き願います。

ここで、第5条の期末手当の率を改正するものでございます。

提案理由をご説明します。

今年度の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与の額を改定する内容を特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律、これが改正されましたことを受けて、議会議員の期末手当の額を、6月に支給する額を現行の100分の147.5から100分の150円、0.025月分、12月に支給する額を現行の100分の157.5から100分の160円、0.025月分、それぞれアップし、6月とそれから12月の支給額の合計で0.05月分の引き上げを行う改正でございます。

なお、今年度に関しましては、それぞれの合計であります0.05月を12月の期末手当として遡及することとし、この議案が成立し次第、年度内の支給をする予定でございます。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 平成27年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の適用については、同項中「100分の160」を「100分の162.5」とする。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の村長等の給与及び旅費に関する条例（次

項において「改正後の条例」という。) 附則第8項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

お手元にお配りしております資料の14ページをお開き願います。

提案の理由についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第9号でご審議いただきました条例の一部改正と全く同じ内容で、今年度の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与の額を改正する内容の、特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことを受けまして、村長等の期末手当の額を同じく改正するものでございます。

よろしくご審議願います。

○議長(小山克彦君) 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小山克彦君) 日程第8、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出。

天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、村長が規則で定める。」を「、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で村長が規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。」に改める。

第18条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条（第48条で準用する場合を含む。）又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の37.5」に改める。

附則第15項中「100分の0.675」を「100分の0.72」に、「100分の75」を「100分の80」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

次の82ページから84ページまでが別表第1で行政職の給与表でございます。85ページ、それから86ページ、87ページは別表第2の医療職の給与表で、それぞれ改定を行うものでございます。

88ページをお開き願います。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）。等級別基準職務表。行政職給料表等級別基準職務表。等級、基準となる職務。1級、主事又は技師の職務。2級、副主査の職務。3級、主査及び主任主査の職務。4級、1、係長の職務、2、高度な業務を行う主任主査の職務。5級、副課長及び課長の職務。6級、参事の職務。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関するこの条例による改正後の職員の給与に関する

る条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80」を「100分の85」と、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」とし、改正後の条例附則第15条の規定の適用については、同項中「100分の0.72」を「100分の0.765」と、「100分の80」を「100分の85」とする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（村長への委任）

4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

説明資料の15ページをお開き願います。

この条例の一部改正も、前と同じく今年度の国家公務員に対する人事院勧告、それから県職員に対する県人事院勧告の内容を受けて村職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なものは3点ほどございます。

まず第1点ですが、地方公務員法の改正に伴いまして、現行では規則で定めている等級別基準職務表が、条例で定めることが義務化されたことに伴いまして、別表3が新たに追加となったところでございます。これが、条例第4条関係がその部分でございます。

次に2つ目としまして、勤勉手当の支給割合が改正となります。まず、55歳未満の一般職員の場合、現行の0.75月から0.8月と0.25月を増とするものでございます。これが条例第19条の部分の勤勉手当の改正する部分でございます。

それから、最後3点目としまして、県人事院勧告を受けまして、別表の第1及び別表の第2、これは給料表のことでございますが、その給料表全体が改正となるものでございます。これは、平均の改定率、それぞれまちまちですが、平均しますと約0.3%というふうな改正となりまして、この附則の1によりまして、昨年4月に遡及して適用することとしております。

ご審議の上、議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時51分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成 28 年 3 月 天栄村 議会 定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 28 年 3 月 3 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 12 号 天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 13 号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 14 号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 15 号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 16 号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 17 号 天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 18 号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第 19 号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 20 号 平成 27 年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 21 号 平成 27 年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 22 号 平成 27 年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 23 号 平成 27 年度大里財産区特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 24 号 平成 27 年度湯本財産区特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 25 号 平成 27 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 26 号 平成 27 年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 27 号 平成 27 年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 28 号 平成 27 年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 29 号 平成 27 年度天栄村介護保険特別会計補正予算について

- 日程第19 議案第30号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
 日程第20 議案第31号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第21 議案第32号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算について
 日程第22 議案第33号 平成28年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第21まで

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁君	2番	服部	晃君
3番	大浦	トキ子君	4番	廣瀬	和吉君
5番	揚妻	一男君	6番	渡部	勉君
7番	熊田	喜八君	8番	須藤	政孝君
9番	後藤	修君	10番	小山	克彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸君	副村長	森	茂君
教育長	増子	清一君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一君
税務課長	森	廣志君	住民福祉 課長	揚妻	浩之君
参事兼 産業振興 課長	吉成	邦市君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎君
参事兼 会計 管理 者	小山	志津夫君	湯本 支所 本長	兼子	弘幸君
天栄 保育所 長	山本	サト子君	学校 教育 課長	清淨	精司君
生涯 学習 課長	内山	晴路君			

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 燕 木 利 弘 書 記 星 千 尋
事務局長
書 記 森 和 昭

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第12号 天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） おはようございます。

90ページをお開きください。

議案第12号 天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第1条 天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち天栄村税条例第51条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番

号)」に改める。

第1条のうち天栄村税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め「個人番号又は」を削る。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「その」を「次項の規定により通知された」に改める。

第10条第2項中「規定により、」の下に「職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を」を加え、同条第3項中「次に」を「前条第2項第2号から第4号までに」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

第11条第2項中「法第15条の6第3項において」の下に「読み替えて」を加え、同条第3項中「準用する法第15条第3項又は第5項の規定により」を「読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を」に改め、同条第4項第4号中「分割納付又は分割納入」を「猶予に係る金額を分割納付又は分割納入する場合」に改め、同条第6項第3号中「第4項第3号」を「第4項第4号」に改め、同条第7項中「規定する」の下に「条例で定める」を加える。

第12条中「猶予に係る金額が100万円以下である場合、」を「徴収猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、これらの」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日より施行する。

提案の理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、第1条と第2条においた改正となっております。まず、第1条の改正につきまして、別紙説明資料の25ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条の改正は、昨年5月の臨時議会におきまして承認いただきました、天栄村税条例の一部を改正する条例（平成27年天栄村税条例第19号）の一部改正であります。改正の理由につきましては、平成28年度税制大綱において、個人番号の利用についての見直しが新たに示されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、第2条の改正につきましては、同じく別紙説明資料の26ページと27ページの新旧対

照表になりますが、これも昨年12月の定例議会において承認いただきました、天栄村税条例の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第30号）の換価の猶予関係の条文の文言についての見直しが行われたことにより、条文の一部を改正し規定の整備を行うため、所要の改正をするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第13号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 議案第13号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

天栄村固定資産評価審査委員会条例（昭和36年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第226号」の下に「。」を加える。

第3条第3項中「作製」を「作成」に改める。

第4条第2項第1号中「、及び住所」を「及び住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号 審査の申出に係る処分の内容。

第4条第3項中「住所」の下に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

第6項 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加える。

第2項 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

第5項 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない。

第8条第2項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条中「村職員旅費支給条例」を「職員等の旅費に関する条例（昭和41年天栄村条例第4号）」に改め、同条を第14条とする。

第4章中第12条を第13条とする。

第11条第1項中「場合においては、」の下に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

第1号 主文。

第2号 事案の概要。

第3号 審査申出人及び村長の主張の要旨。

第4号 理由。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「前2条」を「第7条から第9条」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(費用負担等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項及び第4項に規定する書面若しくは書類等の閲覧又は交付については、天栄村手数料徴収条例（平成12年天栄村条例第7号）の例によるものとする。

第2項 委員会は、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、前項の手数料を免除することができる。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天栄村固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条第1項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出機関の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

それでは、提案の理由をご説明申し上げます。

別紙説明資料の28ページの新旧対照表をご覧ください。

改正に理由につきましては、議案の第1号、2号、3号と同じ理由でありまして、行政不服審査法並びに行政不服審査法施行令が改正され本年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであり、その他文言の見直しに伴う修正の改正であります。

よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第14号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第14号 天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）」を「第4節 運営に関する基準（第50条―第59条）」

第3章の2 地域密着型通所介護。

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6―第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準。

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27―第59条の38）」に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条中「計画」の下に「（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）」を加える。

第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護。

第1節 基本方針。

（基本方針）

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準。

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

第1号 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。

第2号 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。

第3号 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数

(次項において「提供単位時間数」という。) で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。

第4号 機能訓練指導員 1以上。

第2項 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

第4項 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

第5項 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

第6項 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

第7項 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第8項 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る

指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準。

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

第2項 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

第1号 食堂及び機能訓練室。

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

第2号 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

第3項 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

第4項 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に村長に届け出るものとする。

第5項 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準。

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

第1号 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

第2号 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用。

第3号 食事の提供に要する費用。

第4号 おむつ代。

第5号 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適用と認められる費用。

第4項 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第5項 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について

説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

第1号 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

第2号 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

第3号 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

第4号 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

第5号 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

第6号 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

第2項 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

第3項 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当

該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

第4項 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

第5項 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

第2項 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

第1号 事業の目的及び運営の方針。

第2号 従業者の職種、員数及び職務の内容。

第3号 営業日及び営業時間。

第4号 指定地域密着型通所介護の利用定員。

第5号 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額。

第6号 通常の事業の実施地域。

第7号 サービス利用に当たっての留意事項。

第8号 緊急時等における対応方法。

第9号 非常災害対策。

第10号 その他運営に関する重要事項。

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のた

めに、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

第4項 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第5項 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努め

なければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4項 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号 地域密着型通所介護計画。

第2号 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録。

第3号 次条において準用する第28条に規定する村への通知に係る記録。

第4号 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録。

第5号 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

第6号 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準。

第1款 この節の趣旨及び基本方針。

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2項 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準。

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

第2項 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2項 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

第3項 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準。

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第2項 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

第3項 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第4項 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に村長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第2項 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の

状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第2項 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2項 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

第3項 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

第4項 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

第1号 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

第2号 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

第3号 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

第4号 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

第5号 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する

ものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

第2項 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

第3項 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第73条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

第4項 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

第5項 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

第6項 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

第2項 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

第3項 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4項 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

第5項 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準

用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

第2項 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

第3項 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

第4項 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

第5項 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

第1号 事業の目的及び職務の方針。

第2号 従業者の職種、員数及び運営の内容。

第3号 営業日及び営業時間。

第4号 指定療養通所介護の利用定員。

第5号 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額。

第6号 通常の事業の実施地域。

第7号 サービス利用に当たっての留意事項。

第8号 非常災害対策。

第9号 その他運営に関する重要事項。

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。

第2項 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

第3項 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時

対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

第2項 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

第3項 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

第2項 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第1号 療養通所介護計画。

第2号 前条2項に規定する検討の結果についての記録。

第3号 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録。

第4号 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録。

第5号 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録。

第6号 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

第7号 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所

介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第55条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除。

第69条第2項中「事業者」の下に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第71条第1項中「以下この条及び次条」を「この条」に改める。

第72条を次のように改める。

第72条 削除。

第73条第4号中「。第75条において同じ」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除。

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

第6号 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除。

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「、第72条、第74条及び第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「、第72条、第77条」を「、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項までの」を「及び第104条の」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との下に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「、第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「事業所等」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17」に改める。

第177条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の12、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第189条中「、第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「、第72条、第74条、第77条」を「、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条の」を「、第100条から第104条まで及び第106条の」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める特段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居

宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第67条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、本年4月1日から、利用定員18人以下の小規模な施設において提供するデイサービスが地域密着型サービスに移行することとなるため、本庁における地域密着型サービスの基準を定めるもので、厚生労働省が定める基準に従い、地域密着型通所介護として小規模デイサービスの基準を新たに設けるとともに、既定の認知症対応型通所介護について、地域密着型通所介護と同様、運営推進会議の設置を義務づけるなど所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

議案説明資料の32ページからの新旧対照表により、この内容をご説明申し上げます。

まず目次であります。地域密着型通所介護を第3章の2に追加するものであります。

37ページの59条の2から、新設する地域密着型通所介護の基準であります。59条の2は事業の基本方針、59条の3及び39ページの59条の4は、事業所に配置する人員に関する基準であります。第59条の5は設備に関する基準、40ページの59条の6から47ページの59条の20までは運営に関する基準であります。48ページの第59条の21からは指定療養通所介護の基準となっております。58ページの67条から最終202条までは、地域密着型通所介護の新設に伴う準用規定の条項整理などあります。このうち63ページの80条が認知症対応型通所介護に運営推進会議を設置することとする改正であります。

以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

15分再開の予定です。

（午前11時04分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第15号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第15号 天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19条」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の

2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

第2項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

第5項 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

第6号 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

第61条を次のように改める。

第61条 削除。

第63条第2項第8号中「第61条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第64条中「及び第38条」を「から第39条まで」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」の下に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とを加える。

第84条第2項第7号中「第61条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第85条中「第38条」の下に「、第39条」を加え、「、第60条及び第61条」を「及び第60条」に改め、「中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の下に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第61条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について

知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、14号議案と同様、介護保険法の一部改正により地域密着型通所介護が創設されることに伴う所要の改正であり、本年4月1日から施行するものであります。

議案説明資料73ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

73ページの39条は、地域密着型通所介護の新設に伴い、既定の介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置を義務づける改正であります。75ページの61条から最終85条までは、39条の改正に伴う準用規定の条項整理であります。

以上であります。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第16号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第16号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例（平成9年天栄村条例第34号）の一部を次のように改正する。

第43条中「20年」を「12年」に改める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案説明資料の78ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明を申し上げます。

現行及び改正案でございます。

線引きしてあります条文を変えるものでございまして「同一住宅への入居期間が20年を経過し」の「20年」を「12年」に、また第2項の「前項の規定にかかわらず、築後20年」を「12年」に改正するものでございます。

提案理由のご説明を申し上げます。

定住促進住宅は平成15年から平成21年において建設をいたしまして、同一住宅への入居期間が20年、または築後20年を経過する住宅に居住する者が希望することによりまして、住宅等の払い下げができることとなっております。このたび払い下げとなる期間20年のうち、平成16年より入居している住宅が期間の半分を経過したことや、払い下げの希望がある方がいるということから、天栄村への定住の促進を図るため条例の一部改正を提案するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これは大里の住宅団地のことだと思うんですけども、たしかあのとき建てるときに20年間で毎月4万円の家賃だったんですよね。20年間でたしか90万円の残金があって、その90万円を一括支払いすれば20年間で譲渡するというのを、今度は12年にしたということなんですね。ということは、あそこに住んでいる方々は、たしか入るときには小学生2名というようなそういうふうな条件つきでしたよね。そうするとそのお子さんが大きくなって建て増しとか、大きくなったので部屋を改築、増築、そうしたいという理由で条例を改めたということで、それでよろしいのですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、前々から子供の成長により住宅が手狭になっているというようなことでございまして、増築の要望がありました。また、アンケートをとりましたところ、払い下げてもらえるといいという回答もいただいておりますので、今回、提案をしたものでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうするとこれはあれですね、8年間も全納するというところでよろしいのですね。前納ではなく全部支払いをするという、全部。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

まだあと8年ほど残ってございますが、案としましては何年か分を安く、求めやすいというような金額を今、考えておるところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） よくわからないんですけども、例えば20年間で毎月4万円ずつ払って、そして20年間払うとたしか90万円の残金があるので、その90万円を結局残額を払うと譲渡するというので、私はそのときに説明を受けたんですけども、そうすると8年間の残金は全額、家賃としてもらうやつを全額、村のほうに払うとそういうことでよろしいんですかと聞いている。それを、家賃を安くするかそういうことだとか何とかの問題が出てくるんじゃないかと思ったんです。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

住んで20年経過した場合に100万円で払い下げるといような条項でございました。現在、平成16年から入居した方で12年を経過しております。現在570万円ほど支払ったといようなこととございます。残りにしますと大体480万円程度の残りになるかと思ひます。20年経過しますと約960万円ほど支払うような使用料となります。丸々支払うような条件にいたしますと、なかなか今住んでいる方も支払いが大変だといようなことと、もし村側で条件がよければ私らも払い下げてもらふといようなこととアンケートもございましたので、今回それで検討しております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） たしかあそこは20棟ありますよね。20棟の方で、結局は8年間残した金を村のほうで条件がよければ全額、結局は20年間払う金よりも安くするんだつたら8年間のやつをすっかり安くするんだつたらば自分のものにするとい、それは何件あるんですか。そして何名の方がそういうふうな条件に、そうしたいといところは何件ぐらいあるんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

アンケートの結果とございます。19世帯を対象に行つたところ、回答は6件の回答とございました。払い下げを希望するとい方は、現在のところ2名とございます。そのほかには、4世帯の方が検討するといようなこととございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると20年間払う人と一括で払う人との差が出てくるわけです、同じ住宅に対して。その辺はどうなるんですか。結局20年間払つて最後の90万円だか100万円を払う人と、一括で払つて安くしてもらふんだつたら一括で払うとい人と、条件に対して違ふようになるでしょう。20年間家賃として払つて、そして最後の20年払い終わったときにたしか90万円とか乗せれば村も譲渡すると、そうすると20年間払う人と12年間払う人と差額が出てくるんじゃないですか。そうなつた場合にどのように対応するんですか、それ。不公平が出てくると思ふんですけれども、その辺は村長さんに聞いたほうがいいと思ふんですけれども、その辺はどうなるんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように不公平感が出るというようなお話でございますが、ただこれがやはり20年住むという場合であると、設備がどうしても傷んでしまうと。その間、今度改修とか村のほうで持たなくてはいけない部分がやはり当然出てきますから、早目に売却をできれば後は今度、自分たちでその設備とかなりますから、割安感がなかったらそれを求めないという方も出てきてしまうものですから、できれば村とすれば早く売却をしたいというのが本音でございますので、これはまた3年も4年も5年もとなってくれば、設備というのは7年ぐらいで改修しなくてはいけない部分があったり、そういうものもありますからそういうのも加味して割安感を持たせて売却するというようなことで、それは不公平にはならないと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 20年間で設備とか何か故障するというような、そんな粗末な建て方をしたんですか。普通、私なんかも家を建てても20年間は修繕なんかほとんどないですよ。自分の家に対して、例えば水回りとか屋根とか何かありますよね。20年間で修繕するようなことはなかったですね。どのようなところが修繕に、もしあったら教えてください。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今年に入ってからでございますが、給湯器がもう2基、壊れ始めております。そのほかに、浄化槽のプロア等でございます。あと浄化槽がほとんどでございます。あと照明器具等も今、壊れ始まっております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 例えば照明器具なんか、壊れた場合は村負担でやっているということなんですか。中の照明器具とか設備なんか壊れたときには、全部村のほうで全部持っているということになっているわけなんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

電球等そういう消耗品については住んでいる方の負担となりますが、当初につけた設備については村のほうで修理をしております。あと故意に壊したりなんかしない限りは、村のほうで直しております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 余りにも、例えば20年間払う人、あれはあくまでもあれですから、20

年間払うと譲渡という条件に入っているわけですからね。普通、私らの場合は、家を建てる時にはある程度の頭金を入れて、例えば2,500万円の家だったら1,000万円なりの頭金を入れて、あとのやつをローンで組んで払っているのが普通の一般の住宅ですよ。あそこの場合、頭金もなく、何にもなくて4万円の家賃で20年間払うと譲渡するという、それはたしか大里の複式学級になるというところで前の村長さんがやったあれなんですけれども、そのときも私は反対はしたんですけれども、ただこういう問題じゃなくて今の問題は、同じ住んでいて家賃を20年間住んでいて払う人と、あと途中で譲渡するのに不公平が出てくるんじゃないかと思って質問したのであって、村のほうがそういう考えなら別に私は、早く返還してもらえばそういった原理の利益があるわけですから、20年間よりも12年間で払ってもらったほうがいいと、それはわかります。だけれども、ただ同じ団地の中で不公平が出てくるかと思って質問しただけのことであって、私の質問はこれで終わります。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 築後12年経過すると売却するという事なんですが、例えば前の方が4年間入っていたと、それで子供が大きくなったから出ていった。次、入りました。そうすると最初から入っている人と違って、半分ちょっとぐらいなんですが、その場合はどうなるんでしょうか。やはりあくまでも12年ということ。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

提案理由の中でもご説明申し上げましたとおり「同一住宅への入居が20年を経過し」を「12年」で、前項の規定にかかわらず「築後20年」を「12年経過したもの」というような条文に変えるものでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうするとあくまでも12年でいいんですね、途中で入った人でも。建ててから12年。例えば後から入った人でも、4年間か6年間でも建ててから12年で払い下げると。そうするとその金額を便宜して売りますということなんですが、その支払い方法はどうか考えているんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

築後12年を経過する村営住宅の居住者が当該棟の払い下げを希望する場合にあっては、審査委員会に諮り、払い下げをするというようなことで考えております。

〔発言する声あり〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 失礼しました。一括で払っていただきます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 一括ということ。わかりました。

いいです、質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） あの住宅は3年くらいにまたがってる、4年、5年くらいだべ、あれ。5年だよな。そうすると5年の差はつくわけだよな。差がつくというのは遅いと早いと。みんな残高が8年残ってるわけだべ。そいつを一遍に払うと384万円払えばいいわけだよな、残高を払うとすると。20年使って本当は100万円がいいというわけだったんだ。それも100万円くらいの程度と、それだけの出費と、先の話にもよるからというような話だったんだよな。だから、売るんだら売らんで全部に買ってもらえばいいんだよな。だめならばだめだよに、今度どこかまた、何でかんで俺はここに死ぬまでいるなんていう、だからそれはわからないけれども、そういうのはいねえから、恐らく。そして複式学級のためにやったやつなんだから、その差があんたのところは幾ら残高、幾ら金を出せと、もらえばいいですよとか、きちんとしないと後から、んじゃそういうわけなら出っちゃうかと、後の残った人が今度来て、3カ月くらい入ってまたもらうようになる状態でも、同じ五分の権利を持っているわけだから。そこらが何ていうかいい人と悪い人ができるみたいな感じだな、我々から見ると。何年も入らねえで、すぐになると。あとその建物が壊れてきているというけれども、そんなに床だって換気がいいんだから、今はベタぶちだからそんなには、壊れないと思うけれども、消耗品というやつは、ボイラー関係は弱いから。そういうのは壊れてはくっぺけどもね。その辺はすぐ個人対応しているんでしょう。1回アンケートとっただけでしょう。まだはっきりしたことは、アンケートにおいてもなっていないみたいだろうから、アンケートだけで決まりはまだできないわけだから、その辺はよく、なるべくいいようにやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今の話なんです、譲渡費についてちょっと理解ができません、20年住んだ人も譲渡費は今言った100万円。12年でも100万円ということなんですか。そこをちょっと確認したいんですが。12年でも13年でも100万円の譲渡費ということですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 私のほうからお答え申し上げますが、当時、私も担当しておりましたので。

今の譲渡費用の関係でございますが、当時、20年経過したものについては100万円で譲渡しようというふうなことで条例を制定したところではございますが、現状を考えますと20年までもというとなかなか維持管理も容易でないというようなことから、12年程度で譲渡しようということでございまして、100万円の設定の仕方なんです、当時1棟当たり1,060万円ぐらいだったのかな平均、その程度で試算しまして、20年その家賃を払った場合には960万円ほど出ますというようなことで、その差額が100万円あるというようなことから、20年経過すれば100万円でよかろうという部分でこの設定はしたのです。

ですから、今回12年というようなことでございますので、そういった比率でその譲渡費用は積算していくということでございますので、あくまでもこれは100万円で譲渡するというものではございません。

〔「その年数によって違うということね」の声あり〕

○副村長（森 茂君） 今も20年については100万円、21年については90万円というような形になっておりますので、当然、今後もこの条例改正に基づきまして年数ごとに変えていくという形になろうかと思えます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） それでは21年を過ぎた人は100万円じゃなくて90万円と、19年の人は100万円じゃなくて110万円というような、それはちゃんとまだ決まってははいないんですね。どうなんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

現在の案としましては、経過12年につきましては288万円というようなことで、若干優遇はしております。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時30分まで休議します。

（午前11時50分）

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第17号 天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 議案第17号 天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例。（平成3年天栄村条例第8号）の一部を次のように改正する。第2条の表、天栄村営湯本テニスコートの項を削る。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

村営テニスコートのうち湯本テニスコートにつきましては、昭和60年に完成し、今日までに30年経過しており、施設、設備ともに経年劣化や損傷などの老朽化等により使用する上でも困難な状況になっております。

また、近年ではほぼ利用がない状態が続いており、このため利用状況なども考慮し、施設

の廃止をするためのものであります。

説明資料の79ページをお開きください。

説明資料の第2条、名称及び位置に明記しております天栄村営湯本テニスコートを削り、用途を廃止するものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第18号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第18号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和31年法律第88号第3条）の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

総合整備計画書。

第1次変更計画、福島県岩瀬郡天栄村大平辺地（辺地の人口242人、面積64.7平方キロメートル）。

1、辺地の概況。

（1）、辺地を構成する町又は字の名称、大平。

（2）、地域の中心の位置、字高戸屋39—8。

（3）、辺地度点数、284点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

（1）、辺地の地勢。

当該地域は、村の西部の位置し、標高1,500メートル以上の急峻な山岳地帯が隣接し、山間地の標高600メートルから700メートルのわずかな平地に集落が形成されています。また、気候が日本海式気候のため、冬期間の累計降雪量が4メートル以上に及ぶことがあります。

（2）、施設の整備を図ることが特に必要である事情。

当該地域は、大川羽鳥県立自然公園を有しており、本村における観光の中心拠点となっています。当該地域の観光資源を有効に活用するとともに、地域住民の雇用の拡大、交流人口増による社会経済活動の活性化などの経済効果が期待できるため、観光レクリエーション施設の拡充及び関連施設の整備が必要となっております。

また、当該地域の道路につきましては、地域住民の生活道路にもなっていますが、道路の幅員が狭く、勾配が急なこととカーブが狭小のために、住民の安全確保に困難を来しています。このため、地域内の道路の線形改良を実施し、道路の整備を進める必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

平成27年度から平成31年度までの5カ年間。

この中で、施設事業主体、区分、事業費、財源内訳の中の特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の順に申し上げます。

村道芝草鎌房線、天栄村、15億円、8億1,900万円、6億8,100万円、6億8,100万円。

村道鎌房2号線、天栄村、4億8,000万円、3億3,500万円、1億4,500万円、1億4,500万円。

道の駅「羽鳥湖高原」、天栄村、5,900万円、ゼロ、5,900万円、5,900万円。

合計、20億3,900万円、11億5,400万円、8億8,500万円、8億8,500万円。

当初計画策定平成27年3月12日でございます。

135ページをお開き願います。

大平辺地の総合整備計画の年度別計画でございます。この中で、まず村道芝草羽鳥線につきましては、改正点はございません。

同じく村道鎌房2号線につきましても改正点はございません。

道の駅羽鳥湖高原でございますが、トイレ新築、39平米、小便器3、洋便器3、オストメイト対応多機能トイレということで、この変更前で行きますと平成29年に1,500万円の事業というようなことでございます。変更後につきましては、28年度に2,400万円、29年度に3,500万円ということで、合計の総事業費が概算事業費で変更前が19億9,500万円、それに対して変更後が概算事業費が20億3,900万円ということで、年度別が変更となっております。

提案の理由についてご説明申し上げます。

この大平辺地に係る総合整備計画につきましては、国の法律、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、村におきましては大平辺地と称しまして、地域としては羽鳥、芝草を含む大平地区が地域指定を受け、国の財政的支援を受けているところでございます。

この総合整備計画は、今年度から5カ年計画ということでスタートしており、昨年3月の定例会におきまして当初計画のご承認をいただいたところでございます。この当初計画に変更が生じ、第1次変更計画を策定したため再度上程し、議会の承認を求めるものでございます。

変更の内容としましては、道の駅羽鳥湖高原につきまして、当初トイレの改修を平成29年度に整備する計画でいしましたが、これを1年前倒しとして平成28年度に実施することとし、さらには施設の増改築を平成29年度に行うこととしたため、年度別計画の見直しを行ったものでございます。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第19号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第19号 工事請負契約の一部変更について。

平成27年2月10日議会の議決を受けた高トヤ仮置場建設工事（1期）請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

3、契約金額中「2億844万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,544万円」を「1億9,563万7,680円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,449万1,680円」に改める。

お手元にお配りしております説明資料をご覧ください。

80ページをお開き願います。

ここで、平成28年2月8日付で有限会社おおき建設工業との間で工事請負の仮契約を締結したところがございます。

次のページをお開き願います。

変更請負額調書でございます。

当初の設計、それから当初の請負、それに対しまして変更の設計、変更の請負ということによって増減を出しまして、右下の増減額1,280万2,320円の減額というふうな計算となったところがございます。

82ページをお開き願います。

平面図でございます。この中で、真ん中の上のほうに1期というふうな赤い字で書いておりますが、この1期というこの赤い字から縦の線から右側の細い赤い線なんですけれども、この赤い線で囲まれた部分が第1期工事の箇所でございます。

では、この変更の提案理由についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成27年2月10日に議決をいただき、本契約として成立し、3月定例会において繰り越し承認をいただき、繰り越し事業として実施してきたところがございます。本工事につきましては、平成27年度の完了を目標にしてまいり、今月の完了をする見

込みとなったところでございます。

今回、建設工事を進める中で、変更の必要な箇所が発生したため、平成28年2月8日に仮契約を締結し、本議会によってご審議いただくものでございます。

主な変更の内容としましては、他の工事から発生しました残土を受け入れ、本工事の盛り土材というふうなことで使用したことから購入土量が減ったこと、それから今回の工事におきましてフェンスの設置が不要と認められた箇所が発生したこと、それから除染土壌等の保管区域の一部を現地に合わせて変更したことなどで、今回の減額となったところでございます。

ご審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） この図面見ると、これ1期工事だから、この1期工事からこっちだけが西というか東かがやったわけだけばい。ここで牛舎小屋がどのくらい離れているのか、実は柴田畜産がちょうどうちに来たんだよ、何だと言ったら、いや失敗しちゃったと、仮置き場に貸すんじゃないかと。俺が一番先、調印をしたんだと、村に迷惑をかけらんないと。そうしたらば、屠場から来て見てもらったり、川口市場、シバウラから来て親方連中が来たらば、柴田さん、あんたの牛は俺には買えないよ、このままで行っちゃったらもうどうしようもなくなってんだから、今、そんでなくて福島県の牛はキロ当たり300円切るわ、ほかの牛に負けているわけだから、その分補償を出してるんだらうけども。そういう話から、どのくらい離れているのかと俺はいったんだけど、説明会に、メーターとか。何メーター離れて建物があるのかと言わなかったのか、聞かなかったのかと。いや俺は役場だから間違いないと思って、そのことは聞かなかったんだ、ただ調印はしたんだと。何とかこのもし仮に出荷できないか、繁殖牛と飼育牛、そのうち繁殖だけにして、飼育は別の場所に持っていくしかないのかなと。最後は金の話なんだけれども、我々も現場も見ないし、どの辺にこれ牛小屋が、そのうち見さ行ってみるからと言ったんだけど、どの辺にこの牛小屋があるんだい、この図面で言うと。これ突然な話だけど、あるのは間違いない、どのくらい離れているかもそれはわかるばい、工事をやるのだから、建物からどのくらい離れて、セシウムがどのくらいあったもんだかそこに。その点をちょっと聞きたい。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今の8番議員のお尋ねでございますが、まず場所でございます。この平面図で行きますと、

ちょうど右上のほうに北が上というような矢印が出ておるかと思いますが、ここら辺なのかどうか、いずれにしてもこの右上のほうが道路が一本、村道入っておりますので、この村道のまた北側に当たりますので、このちょうど図面で行けば、このちょうど右上の角あたりが今当該の場所なのかなというふうに思っております。

どのくらい離れているのかはちょっと正確なのがちょっと手元に資料ないもんですから、お答えできませんが、何百メートル単位の距離は離れているのかなというふうなことでございます。

それと、そちらの放射能の、セシウム の量ですが、何百メートルも離れると、全然この仮置き場の影響は受けないというのは我々も現地を確認はしております。市場の方がそういった形で取引が難しいような話も我々承っておりますが、あくまでもそういった部分については風評被害に当たってしまいますので、東京電力に対する損害賠償というような形でやっていくしかないのかなというふうなことで、我々もそのような柴田さんにもそのようなお話をさせていただいて。ということでございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 最終的にはもし万が一があれば、それは東京電力に請求すると。そして、距離的にもこれ何メートルあるのも何もわからないでやっているわけかい、建物から幾らあったらいいって、その設計屋がコンサルタントもいるわけだけばい、コンサルタントは、この畜産小屋から何メートル離して建てれば問題でないという仮置き場をつくったわけだから、そんなに300メートルも離して建てれば何も別に問題では無い訳で、我々そう思うんだけども。そんなには離してないんでしょ、50メートルとか100メートルくらいでないのかい。そういう話もちよこっと聞くけれども。300メートルも離して建ててあれば大丈夫なような感じはするけどね。そして、相手から言えば、そういうことは言っていないんだ。現場はみんなして見たんだってこう言っているわけだ。あなたの家のやつはもう。

柴田さんとしては、シバウラの権利書だの持って、相当持ってっから、出せっから自分でね、ほかのやつも出してるから。それになっちゃうと大変な問題、収入が落ちてきちゃうんだってこういうわけよ。我々受理してないからわからないけれども。だから、最終的に村側としては、仮にそういう迷惑をかけた場合は、それは一切東電へ請求して責任は持つということになるわけでもいいんだね。村長に聞くけれども、そういうわけでもいいですか。村側で東電に請求して、もし万が一、ないとは思いますが、もしあった場合、本当に向こうから来た専門家が来て計って、だめだとなれば、それは村の責任もあるわけだから、それはちゃんと答えは出るわけですよ、それは責任持ってやると。理解していいんだね。私も聞かれたとき困るから。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、環境省、県と協議の上で、その仮置き場の設置というようにやっております。确实なその距離が幾らというのはいないんですが、ある程度その距離は十分保っていると、その当事者の牛舎があるところは高台にあるというようなことで、環境省、県のほうも影響はないでしょうというようなことでございますので、村が責任を持つということではなくて、例えばそういった傾向があれば、当事者が損害賠償請求を起こしていただいた中で対応すると。そこに対して村は責任を持つということは、これは言えないことなんです。そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、村は責任持たなくて、村が発注して出した仕事がそういう問題ができてくれば、村では逃げることになるのかい。じゃ、地権者がそれ柴田さん家の方で向こうに訴えるわけかい。それでは、余り村は、そうであっても、関係ないって話ではないでしょう。村がこれ発注して出している仕事だから。これは中に入って、こうだこうだとか何か、もし万が一なった場合ね。なんないと思うけれども、それはわからないから、それは相手があることだから。相手におまえら勝手に、じゃあ向こうさ請求しろと。聞かれたときは、俺しゃべるからぐらいの話では何ともこれは、ちゃんと調印した。一番先にしてね、やったって自慢してたから、一番先に。そうしたら順番が反対になっちゃって、今度あべこべになったわけだから、その辺もうちょっと便宜を計ってくれなくては歯切れが悪いよそれでは。あとはおまえらやれでは。そこ村長、もう一度よく説明して下さい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も当事者からその話をされました。まず、これはそれだけの距離も保っているというように、そういうふうな影響があれば、これは風評被害、風評の影響ですよと。大阪でも九州でも、私も県も環境省も一緒に行って、そういう説明はしますからと、どこまででも行ってそれは説明しますと、それは一緒にやりましょうという話も私はそこまでは話しています。当事者に。これが完全、それで値段が下がったり、引き受けをしないというのであれば、当然国・県、村も一緒になってそういう説明に行きながら、風評払拭に向けた取り組みはやりますよと、それは遠慮なく言ってくださいねと、そういう話は当事者には話しました私、直接。その上で、まだ、じゃ何とかしろというのであれば、またそれは村もじゃ、間に入りながら、それは進めていかなくちゃならない部分ではございますので、ただ、村でそれを責任とれというような部分で責任とれるのか、それは国・県の実情を踏まえて、そこ

に仮置き場を設置していますので、基準はそこはクリアして設置できたというようなことでございます。

あとは、本当にそれは風評の被害というような影響になりますので、そこについては、何回でもその取引先に出向いてそういう説明はしてまいりますよというようなことで当事者にはお話をしておりました。ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） その説明会のとき、課長さんは行ったのかい。図面を広げてコンサルタントと行ってここからこの小屋は幾ら離れているとか、幾ら離れているのかも、それも聞かなかったのかな、柴田さんは。あの人のことだから聞くわけだよ、俺、牛いるんだから、今半端でないからね、牛が高くて。1匹本当にここだって80万、100万するやつだから、ということはそれより40万以上高いとすると最低百五、六十万の牛だから、何十頭も入っているわけだから、補償といたって大変な問題になるし、距離を離せばね、こんだけ敷地が広いんだから、今さら言ったって仕方ないけれども、余裕の部分というやつがなかったのかなと、今ちょっと説明が、不足だったこともあるのではないかと思うんだよね。何か相手がいろいろ勉強してそういうことになったかそれはわからないけどね、とりあえずそういうことには伝えては、またそのうち来てみるかななんて言っている話だから、答えを出さなければならぬ、私。それは村だって本気になってもし方が一の場合あればやると、協力してやってくれないといけないわけだからね。協力してもらったんだから。そして、本当にやるようにしてもらいたいとは思いますが。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 今の件なんですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、ここまで大きい規模になるとは思わなかったと当事者さんが言われるんですけれども、その説明責任を果たしていたんだかどうか、きちんとここまでの規模でということで、どここの廃棄物を持ってくるという説明はしていたんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今の柴田畜産さんの話ですが、一番最初、この話を柴田さんにお話ししたのは、今回の高トヤではなくて、土橋久保、この隣接する仮置き場ですが、土橋久保を建設するに当たって、隣地である柴田さんに了承いただいて同意の印鑑をいただいたというふうな経過がございます。土橋久保の説明は、当然施設の規模とかなんかは説明をした中で、同意をいただいたと

いうことでございます。

その後、幾つかの変遷の中で、最終的には土橋久保の隣地に高トヤ、今回変更の審議をしていただいている、この高トヤの仮置き場ができたといったことで、当初の土橋久保からまたさらに大きなエリアができたといったことが、ご本人からすれば、初めこんな大きいものとは思わなかったんだといったのは、そういった経過があつてそうなったんだろうなというふうな推測をしております。

それで、もう1つこの土橋久保の仮置き場は、今現在はフレコンが道路、その柴田畜産に比較的近い箇所にフレコンが今、積み込まれております。これは仮々置き場としての敷地に置いているものですから、最終的には仮置き場のほうに、同じ土橋久保の中でも仮々置き場とそれから仮置き場と2つございまして、今置いてあるのは仮々のほうに比較的近いところに置いておるものですから、最終的に仮置き場のほうに移すといったことから、今よりは比較的距離は離れたところに集積されていくんだなというふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） それでは、高トヤ地区についても柴田畜産さんに対しては、説明はしているということですか。あくまでも土橋久保だけの話の了解を得たということなんでしょうか。わかりました、終わります。

○議長（小山克彦君） 答弁いいの。

○1番（大須賀溪仁君） はい。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 確認しますけれども、私もこの話、柴田畜産のほうから聞きましたので確認しますけれども、一番最初に、その柴田畜産に仮置き場をするときに同意をもらったとき、それから3倍ぐらいにふえた。その3倍にふえたときには柴田畜産の同意は得られなくてもいい場所だったのか、その辺をその高トヤとあと土橋地区ですか、そうすると一番最初にもらった仮置き場のときには、柴田畜産の同意をもらったけれども、それから2倍とか3倍にふえたときには柴田畜産の同意は必要なかったのか。その辺を最初お聞きします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今の7番議員のお話のとおり、土橋久保の場合には、隣地の承諾というようなことで柴田さんの承諾が必要だったんですが、その後の高トヤについては、その隣地でないというようなことから承諾の印は必要でなかったんですが、そうであっても近隣の方に対して説明、今思えば説明は足りなかったんだというふうな認識はいたしております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、土橋地区の場合は柴田畜産の同意が欲しかったけれども、その今の高トヤ地区の場合は同意はいらなかったんだけど、本人の言い分は結局、こんなに大きな仮置き場になると思わなかったから、約束が違うんじゃないかというような話ですよね。そのときに私が聞いたときには、その場合は、そして自分の牛を出している仲間のところに結局は、柴田畜産、あなたの牛は少し控えさせてくれと言われたんだって、本人はその大きくなったために、業者仲間から。それで対して、収入が何ぼ減ったんだか、例えば200頭としたやつが何頭売れなくて、例えば100頭なら、100頭売れない、差額が幾ら出たのか、それを東電のほうに請求するようになりますよと私言ったんです。県会議員に頼んでやったみたいですよ、そちらのほうは。

そうしたら、それは天栄村のことだから天栄村と交渉してくださいと言われたみたいです。県会の先生は、東電のほうと交渉したみたいなんですけれども、本人に聞きたいんじゃないけども、柴田畜産がそう言いました。それはあくまでも天栄村の問題であって、天栄村との約束事だから天栄村と話してくださいという話だったんですよね。そのときに、結局は誠意を見せてくれというような話だったですね。小山さんと課長ちょうど話してて私呼ばれてやったんですけれども、そのときの内容の話はそういう話です。ということは、本人はその土橋地区で同意をもらったんだけど、その高トヤ地区に対しては納得していないとそのような考えでしたよ。だから、その辺の説明はちゃんとしたんですか、本人に。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今の柴田畜産さんは何度か役場のほうにもお見えになって、村に対して何らかのそういった対応をとってくれないかというふうなお話をいただいております。我々も先ほどの答弁にもありましたように、東京電力に対する損害賠償というふうな形しかないんですけれども、その中でどういった形がいいんだか一緒になって考えているというふうなことで、今現在も対応させていただいているところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） それで、ふいたためにその自分たちの仲間のところから持って、結局今まで何百頭をそこに牛を納品というんですか、それで差額はどのくらい出て、そして金額はどのくらいの被害をこうむったとか、そういうのも出ているんですか。出ていたら教えてもらえますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

何回か柴田さんとの話し合いの中では、村に対するいろんな誠意を示していただきたいとお話は受けておりますが、具体的にこれだけの損害があるのだというような具体的な数字でもってお話はされたということはないと思っております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そういう場合には、ちゃんと村のほうもどのぐらいの被害をこうむったんだか、その今の仮置き場に対して柴田畜産がどのぐらいの被害をこうむっているんだか、それに対しては村がそれを補償するものであるのか、県・国、東京電力が補償するのであるかというのを、それをきちんと相手に説明しないと納得できないと思うんですけども、その辺はやっているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

この除染そのものが100%国の補助の中で動いているものですから、村の独自の判断でもってそれに係る何か補填的なものを出すというのは、今の環境省が示しているもので出せる分は出せますけれども、村独自の判断で出すというふうなことは制度上できませんので、そこら辺は柴田さんのほうにもそのようなお話をさせていただいております。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、被害の金額とかそういうのは提示されていないんですね、本人から。ただ、結局はじゃ幾らの、例えば何百万か牛の値段が値下げされて、何か別なところに行って差額が出たからと、その差額の金額とかそういうのは請求はされていないんですね。そういうのされているのかと思ったんです。されている場合には、その対応はどうしたのかと聞こうと思ったんですが、されていないんですね。じゃ、そういうの示してください、ちゃんとそれに対してこれは村のほうの責任に持つべきものであるのか、それをもし村のほうで、もしですよ、責任を持つようになった場合は、ネギとか米とかいろいろな問題がまた発生すると思いますよ、その辺はちゃんときちんとした対応をとって本人に納得できるように説明しないと、これはいつまでも答えは出ないと思いますけれども、その辺はきちんとやってください、お願いいたします。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第20号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第20号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15億8,393万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億193万9,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

144ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業、2,384万1,000円。
防災センター整備事業、2,380万円。

地方創生事業、1,380万円。

3款民生費、1項社会福祉費、天栄ホーム用地造成事業、4,157万円。

臨時福祉給付金給付事業、1,580万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、放射能除染事業、8億8,380万円。

6款農林水産業費、1項農業費、農村地域防災減災事業、40万円。

2項林業費、福島森林再生事業、1億1,667万4,000円。

9款消防費、1項消防費、地域防災計画策定事業、850万円。

第3表、債務負担行為補正。

(廃止)

事項、天栄村教育資金利子補給事業（平成27年度貸付分）、期間、平成28年度から平成30年度まで、限度額80万円。教育資金、資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内での範囲内で利子を補給するものとする。

146ページでございます。

(変更)

事項、中小企業制度資金利子補給事業（平成27年度貸付分）、期間、補正前、平成28年度から29年度まで。限度額78万3,000円。

国民金融公庫資金、一般資金・小企業経営改善資金、県商工組合中央金庫資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。補正後、期間の変更はございません。限度額17万8,000円。

事項、特別経済対策利子補給事業（平成27年度貸付分）、平成28年度から29年度まで。限度額33万円。長期安定保証、経営環境改善保証、緊急経済対策資金関連倒産防止資金、小口零細企業資金、短期保証小規模企業金融事業資金、日本政策金融公庫資金、県商工事業協同組合資金。資金として1億100万円を超えない金額を借りた場合、年に1%を超える分に関して利子を補給し、最大2%を限度とする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。変更後、期間変更なし、限度額12万5,000円でございます。

東日本大震災対策利子補給事業（平成27年度貸付分）、補正前、平成28年度から29年度まで、限度額244万5,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書添付した震災関係資金。資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

補正後、期間、変更なし。限度額42万円。

農業経営者育成資金助成事業（平成27年度貸付分）、期間、平成28年度から平成37年度まで。限度額45万円。農業経営者育成資金。資金として1,000万円を限度とし、助成率は年1%以内とする。補正後、期間、変更なし、限度額23万3,000円。

次のページをお開き願います。

第4表、地方債補正。

（追加）

起債の目的、情報セキュリティ対策整備事業、限度額550万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

（変更）

起債の目的、1、緊急防災減災事業。補正前、限度額、1億2,300万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する者による。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額8,450万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

2、消防自動車購入事業。補正前、1,520万円。補正後、1,410万円。

3、道路整備事業。限度額、4,100万円。補正後、限度額、3,000万円。

合計、1億7,980万円。補正後の限度額、1億2,860万円。

150ページ。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額2,190万円。これらにつきましては現年度分、それから滞納繰越分、それぞれ歳入見込みの増によるものでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額700万円の減。滞納繰越分の減でございます。

3項軽自動車税、1項軽自動車税、補正額62万1,000円の減。現年分の収入見込みの減でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額150万円の減。収入見込み額の減でございます。

5項入湯税、1目入湯税、補正額37万円。滞納繰越分の増でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額132万9,000円の減。収入見込み額の減でございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額181万1,000円。収入見込み額の増でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額16万6,000円の減。収入見込み額の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額13万3,000円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額13万5,000円の減。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額2,407万5,000円の増でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額9万7,000円の増。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額176万5,000円。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額47万1,000円。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,250万9,000円。これにつきましては、普通交付税の最終的な額の確定分、それから特別交付税の収入見込みから震災復興特別交付税を収入として見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額502万7,000円。これは公立岩瀬病院の交付税の按分金でございます。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額31万7,000円の減。

3目教育費負担金、補正額1万円の減。

4目農業費負担金、補正額157万5,000円の減。

5目衛生費負担金、補正額28万1,000円の減でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産使用料、補正額13万円の増。

4目土木使用料、補正額53万4,000円の減。

5目教育使用料、補正額35万2,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

2項手数料、1目総務手数料、補正額3万円の増。

2目民生費手数料、補正額35万7,000円の減。

6目土木手数料、補正額2,000円の増。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額19万9,000円の減。この中で特に説明をしますのは、1節の保険基盤安定負担金でございますが、国保財政の安定化を図るための歳出額が確定したため、それぞれ国保事業、それから県費、国庫負担金と県費がそれぞれ増額するものでございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額11万6,000円の減。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2,157万1,000円。この中では総務費補助金の中の2行目、情報セキュリティ強化対策事業、これは新規事業という形でインターネットでLGWANの分離というふうなことの情報セキュリティを強化する事業でございますが、国の補助をいただいて繰り越しという形でもって実施を行うものでございます。それから、地方創生加速化交付金、これも同額、歳出計上しているんですが、これも同じく繰り越しを想定した計上でございます。

民生費国庫補助金、補正額997万6,000円の増でございます。この中で新規事業がございます。2節の臨時福祉給付金給付事業補助金、この中の3行目と4行目、年金生活者支援臨時福祉給付金でございます。これが年金生活者に対する支援給付金という形で10分の10の国の補助をいただいて施行するものでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額13万2,000円の減。

4目農林水産業費国庫補助金、2,717万6,000円の減。これらについてはいずれも額の確定による減でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額158万3,000円の減。

6目教育費国庫補助金、補正額13万4,000円の減。いずれも額の確定によるものでございます。

3項委託金、2目民生費委託金、8,000円の増。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額210万4,000円の増でございます。いずれも額の確定によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額2万5,000円の増。

2目民生費県補助金、補正額153万2,000円の減。これにつきましても、いずれも額の確定によるものです。

3目衛生費県補助金、補正額14億7,201万7,000円の減。これにつきましては、4節の除染対策事業交付金の額で、ほぼ同じ金額が歳出のほうの減少となっております。

4目農林水産業費県補助金、補正額117万9,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

8目災害復旧費県補助金、補正額75万円の減。

9目労働費県補助金、補正額475万7,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

10目土木県補助金、45万7,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額747万6,000円の減。この中では委託金の中の県議会議員の選挙委託金、これは選挙にならなかったため、歳入歳出いずれも減となったものでございます。

3目土木費委託金、補正額25万5,000円の増。

4目教育費委託金、68万6,000円の減でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、19万円の減。土地貸付料の減でございます。

2目利子及び配当金、4万8,000円の減。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、406万円の減。これは大山住宅団地で再分譲があったんですが、それが再分譲にならなかったため収入減となったものでございます。

4目除雪車売払収入、30万円の減。これにつきましては、今年度売り払いを計画しておりましたが、28年度に売り払うといったことから、今回の収入を減としたものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,164万9,000円。まずは2節のがんばれ天栄応援寄附金、これが863万5,000円。それから3節のこども未来寄附金300万円がございます。

2目教育費寄附金、補正額10万円の増でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、1万5,000円の増でございます。

4目国保事業勘定特別会計繰入金、12万8,000円の減。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1億1,300万円の減でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、106万円は繰入金の額の確定によるものでございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、3,299万3,000円の減。これは歳出のほうの事業費が確定したため、基金からの繰入金が確定したものでございます。

7目天栄村除雪車整備基金繰入金、補正額4,000円の増でございます。

8目こども未来基金繰入金、補正額110万円。これにつきましては、歳出のほうで天栄ジュニア応援金に対する支出額が確定したため、それに伴う基金繰入金を確定したものでございます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金補正額70万円の増でございます。

21款諸収入、2項村預金利子、1目村預金利子、3万円の減。

4項雑入、2目雑入、補正額176万4,000円の増。この中で大きいのは、次のページに行きまして、充電インフラ普及支援プロジェクト支援金が183万6,000円発生したことによるものです。

3目過年度収入、補正額535万4,000円、これは平成26年度の精算金が過年度として入って

くるものです。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額3,470万円の減、それぞれ緊急防災減災事業債の中では防災センター、それから庁舎の非常用電源、いずれも額の確定によるもので、借入額が確定したものです。

3節の消防自動車購入事業費も額の確定によるもの。

それから、4節の情報セキュリティ対策事業、先ほどの国庫支出金と同じような形でもって起債を発行して、これを繰越金というような形でもって次年度に繰り越しをするものでございます。

2目土木債、補正額1,100万円の減。村道芝草鎌房線の額の確定による借入額が確定したものでございます。

続きまして、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額12万3,000円の増。この中で2節、3節、4節、これはいずれも同じですが、いずれの目も同じ内容でございますが、人件費につきましては、さきに議決をいただきました条例の改正分を今回補正分として計上しております。

それから、11節の需用費が減となって、13節の委託料が増という組みかえでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額75万6,000円の減。これらはいずれも額の確定に伴う増及び減でございます。

最後、19節の負担金の中の集会所、集会施設の整備事業補助金、これも中郷集会所ですが、最終的な額が確定したことに伴う不用減でございます。

3目財政管理費、補正額300万円の増。これは報償品等が不足したため補正するものでございます。

5目財産管理費、補正額1,338万2,000円の減。まず13委託の中の地方公会計整備業務委託料、これ請差でございます。

その下の工事請負費の庁舎非常用電源整備工事が3,191万7,000円も請差分でございます。

それから、積立額でがんばれ天栄応援基金の積立額も歳入に伴いまして、積立額が確定するものでございます。

それから、こども未来基金積立金も同様でございます。

6目企画費、補正額1,218万8,000円の増。この中には、13節の委託料の中で一番最後、情報セキュリティ強化事業委託料2,384万1,000円。歳入のほうでご説明しましたように、国庫と地方債を発行して、これでL G W A Nとインターネット回線を分離させるといった強化対策事業に取り組むものでございます。

19節の中の地方バス路線対策が負担額の決定によるものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額978万2,000円の減。次のページをお開き願います。工事請負費の中の支所の解体工事、それから防災センターの外構工事。外構工事につきましては、これは額は確定しましたが、繰り越しというようなことで次年度に持っていくわけなんです、いずれも請差による額の確定というようなことで不用減となったものでございます。

9目地方創生費、補正額1,380万。これにつきましては、国庫補助金が同額来ておりまして、まずは委託料のプロモーション動画制作300万円、それから負担金の中で映画製作委員会運営費補助金500万円、それから定住・二地域居住推進事業補助金250万円、それから空き家改修事業等補助金330万円という地方創生事業の交付金を活用した事業でございます。これにつきましては繰り越しという中で、来年度予算の中で対応していくということでございます。

なお、この地方創生につきましては、新年度予算におきましても同じような形でもって予算化をしております。国のほうの補助金が27年度分として来るのか、28年度新年度で来るのか確定しないため両方で受け入れられるような形で補正分、それから当初分それぞれに同じような計上をさせていただいたところでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額57万7,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

2目賦課徴収費、補正額36万円の減。いずれも額の確定によるものです。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額128万6,000円の増。この中では、事務用品が54万円不足するというようなことで購入するものです。それから、19節で個人番号カード関連事務負担金を計上するものでございます。

4項選挙費、3目福島県議会議員一般選挙費、補正額673万円の減。これは県議会議員が11月に執行にならなかったということで不用減として落とすものでございます。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額124万7,000円の減。いずれも額の確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額4万8,000円の増。いずれも額の確定によるものです。

2目老人福祉費、補正額1,775万1,000円の増。この中では、まずは13節委託の中で天栄ホーム用地造成事業開発許可申請等の委託料、これが711万8,000円。それから17節の中で天栄ホーム用地購入費1,067万8,000円。それに関連しますが、22節で立木補償料で72万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。そのほかは大体額の確定に伴う増及び減でございます。

3目老人福祉施設費、補正額41万4,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

4目福祉医療費、補正額77万6,000円。額の確定によるものです。

5目障害対策費、補正額1,163万5,000円の減。この中で、特に大きいものが3節の委託料の地域生活支援事業委託料、それから20節扶助費の中の障害者自立支援給付費、いずれも額の確定に伴うものです。

6目放射能対策費、補正額31万4,000円の減。額の確定によるものです。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額1,433万3,000円の増。いずれも額の確定によるものですが、次のページをお開き願います。この中で19節の2行目、年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業交付金、これが新規として計上したものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額401万1,000円の減。この中では、19節のてんえいジュニア応援金175万円の減でございます。これは当初で285万ほど予算化しておりました、今回減額になりますが、現計予算110万円の中で事業を行っていくというものでございます。

それから20節扶助費の中でこども医療費、これは社保分でございますが、社保分が不足して国保分がふえるというふうなことでございます。

2目児童福祉施設費、補正額18万4,000円の減。いずれも額の確定によるもの。

3目児童措置費、補正額334万円の減。児童手当の額の確定によるものです。

4目保育所施設費、補正額48万円の減。額の確定によるものです。

6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、補正額244万5,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

3項国民年金費、1項国民年金費、補正額1万6,000円の増でございます。

次のページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額33万7,000円。この中で24節の公立岩瀬病院の出資金は、これは産婦人科分の出資金ということでございます。

2目予防費、補正額920万6,000円の減。この中では、いずれも額の確定に伴うものでございます。

3目環境衛生費、補正額707万3,000円の減。この中では繰出金の中で、国保の事業勘定特別会計のほうで1,151万1,000円の増。それから診療施設で、特別会計で387万8,000円の増。それから簡易水道事業、これは事業費の確定に伴うものですが、2,235万2,000円の減という繰出金の増及び減でございます。

4目健康増進事業費、補正額57万円。いずれも額の確定に伴う増及び減でございます。

5目保健センター施設費、補正額182万3,000円の減。いずれも額の確定に伴うものです。

7目放射能対策費、補正額14億7,187万2,000円の減。この中で次のページをお開き願います。特に大きいのが委託料の中で下から3番目、地区除染事業委託料が3億6,425万円の減ということで、補正前の数字から今回の補正額を除きますと補正後で23億7,500万ほどにな

ります。この中で除染委託のほうを今年度行ってきたところでございます。今年度完了するのが中郷、児渡、太多郎、大山については今年度でもって事業が完了すると。それから繰り越しとなるものが西郷、後藤、大里東部、飯豊、高林、沖内につきましては、この中からさらに翌年度に繰り越しをして次年度で執行していくというふうなことになります。

15節の工事請負費で9億8,766万円の減でございます。これらにつきましては、補正前で10億ほどの補正前の数字があったんですが、補正後で4,900万ほどの現計予算となってそれぞれシートかぶせ等の工事を行ったところでございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額6万7,000円の増。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額1万2,000円の増。

3項上水道費、1目上水道施設費、764万9,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額17万8,000円。いずれも額の確定によるものでございます。

2目農業総務費、補正額17万6,000円、同じでございます。

3目農業振興費、補正額31万円、いずれも額の確定によるものでございます。この中で一番下ですか、19節のさらに一番最後、農業等災害対策補助金98万円ほどございます。これはパイプハウスの被災に遭った農家に対する補助でございます。

4目畜産業費、補正額7,000円の減。

5目農業施設費、補正額2,715万2,000円の減。これは次のページをめくっていただいて、いずれも事業費の額の確定に伴う事業費の減でございます。

6目水利施設管理費、補正額3万7,000円の減。額の確定によるものです。

7目国土調査費、補正額103万1,000円の減。額の確定によるものです。

8目水田農業構造改革対策費、補正額59万9,000円の増。

9目地域農政特別対策推進活動費、95万2,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

10目開発センター費、補正額2万4,000円の減。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、30万円の減。

12目緊急雇用創出費、11万1,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

13目放射能対策費、1,284万円の減。この中では、特に13節のため池詳細モニタリング調査業務委託料が確定したことによって減となったものです。

2項林業費、1目林業総務費、補正額90万6,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

2目林業振興費、補正額7,000円の増。

3目放射能対策費、16万2,000円の減。いずれも額の確定によるものです。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額83万3,000円の減。額の確定による

ものです。

3目観光費、補正額152万6,000円の減。次のページをお開き願います。いずれも額の確定に伴うものです。

4目地域開発費、補正額35万2,000円の減。

5目緊急雇用創出費、355万1,000円の減。いずれも額の確定に伴う減でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額13万4,000円の減。額の確定によるものです。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額570万9,000円の減。この中では、11節の修繕費、車両修繕費100万。これは除雪車に伴う修繕でございます。あとはそれぞれ額の確定によるものです。それから、17節の道路用地購入費、これは土地開発基金への繰り出しするものです。それから、18節の除雪車の740万円の減は、これは請差分でございます。

2目道路新設改良費、補正額1,314万4,000円の減。次のページをお開き願います。まず、この中で15節で、一番最後ですが、戸ノ内・丸山線が不足分が生じたというようなことで575万6,000円を計上するものです。それから、17節と22節は用地購入費の土地開発基金に繰り出しするものです。

3項河川費、1目河川費、補正額5万円の減。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額、267万5,000円の減。これにつきましては、木造住宅耐震の助成事業補助金が額の確定したことに伴う100万円がございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額393万2,000円の減。この中では13節委託の中で、地域防災計画の策定業務の委託、それから防災倉庫の設計委託、頒布用のハザードマップの作成委託、いずれも請差分で減となるものでございます。それから18節の消防ポンプ自動車107万4,000円の請差分。それから19節の水道事業会計負担金も請差分でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額20万円の減。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額5万円の減。

2目事務局費、補正額92万3,000円の減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

3目緊急雇用創出費、補正額96万9,000円の減。

4目放射能対策費、補正額18万9,000円の減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額266万3,000円の減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

2目教育振興費、補正額44万4,000円の減。額の確定に伴うものです。

3項中学校費、1項学校管理費、補正額199万8000円の減。いずれも額の確定によるものです。

2目教育振興費、補正額87万5,000円の減。額の確定に伴うものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額225万1,000円の減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額152万5,000円減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

2目生涯学習費、補正額65万6,000円の減。

3目湯本公民館費、11万5,000円の減。

4目文化財保護費、補正額22万円の減。

5目伝統文化施設費、補正額8万円の減。

6目生涯学習センター費、38万6,000円の減。いずれも額の確定による不用減でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額83万円の減。額の確定に伴うものでございます。

3目学校給食センター費、補正額146万4,000円の減。額の確定に伴うものでございます。

4目天栄体育施設費、補正額10万6,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額144万円の減。いずれも額の確定に伴うものでございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額186万7,000円。いずれも額の確定によるものでございます。

2目利子、補正額191万円。いずれも額の確定によるものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額326万5,000円の増。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） それでは、ここで3時まで休議いたします。

（午後 2時46分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 194ページの一番下の部分で、観光産業振興促進事業委託料とありますが、これはもともとどういった内容の事業を計画していたのでしょうか、お聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

商工費の緊急雇用創出事業の中で、商工会のほうで行っております観光産業の促進事業の雇用のほうで2名予定だったものが、1名になりまして1名減ということでマイナスになっております。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） それで、募集したにもかかわらず、人が集まらなかったということではよろしいのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 当初予定しておりましたが、募集して集まらなかったのもありますが、途中で取り下げというふうな形で1名減にしての審査になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 150ページの村税、2節滞納繰越分、190万とありますが、これは何名の方が滞納しておりますか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

住民税の滞納者の数なんですけれども、26年度から27年度に滞納繰り越しをした人数は106名でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 106名ということは随分な人数だなと思うんですが、取り立てのどのようなにしているんですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、当初見込みよりも滞納繰越金の徴収が190万ふえたということで、190万円見込みよりも収納できたということで補正をさせていただきました。滞納者に対するあれなんですけれども、につきましては、ほとんど差し押さえ等を行いまして、今年度で申し上げますと、ちょっとお待ちください。今年度につきましては、4月から5月に

かけまして、全職員体制で滞納者の訪問を行いました。これにつきましては延べ55回で、117名が行いました。あと昨年の10月から12月にかけて、第2回目の全職員体制で行いまして、これが延べで64回、134名、両方合わせまして、約300万の収納をしております。このほかに2月、今現在になりますけれども、差し押さえをした件数が、預貯金が55件、約130万、給与が13件で44万、あと不動産が7件で140万。合計で約300万ほどとなっております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 差し押さえ等をするのと、いろんな給料を押さえるとか、そういうことでありましたが、その税務課の職員が4月から5月の訪問回数55回、また後期には64回ということで、行ってこれだけの収入を得たということはやっぱり評価するべきだと、このように思っております。今後ともこういった税金、その滞納分については頑張っていたきたいと、このように思います。

続きまして、もう1つお聞きしたいと思います。

178ページの19節、てんえいジュニア応援金、これが175万の減となっておりますが、この内容についてどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

てんえいジュニア応援金につきましては、当初、義務教育課程を修了する中学3年生、その高校進学、それから就職という新たな門出をお祝いするという観点、それから準備資金に親御さんがかなりのご負担があると、児童手当も終了してしまうということで、経済支援という観点を含めまして、1人当たり5万円を支給したいということで計上をしていたところでございます。

1年間、いろいろ精査をしまして、最近の社会経済情勢、それから来年度以降継続するための財源の問題等々総合的に判断いたしまして、真に経済的に支援が必要な家庭に限定をして支給をするというようなことといたしました。

具体的には、児童の保護者、両親が村民税が課税されていないお子さん、それからひとり親のお子さん、それらの方々に対して5万円を支給するというような変更をしたところでございます。したがって、給付予算額が減額となっているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年度の予算でもちょっと私もお話ししましたが、やっぱり一律5

万というのはおかしいんじゃないかと。やはりその収入の少ない人、そういうことだったらいいんじゃないかとではないですが、やはりそういう収入に応じて今回するというのであれば、これは結構なことだと。評価はできることだと思っております。

以上です。質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 199ページの土木費で、13節委託料で空き家実態調査事業委託料、この内容等を詳しくお願いします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

空き家実態調査委託料の減でございますが、これにつきましては、6月に発注をいたしまして、総件数で156件ほどの空き家の調査をいたしました。その中で、4段階に分けてまして結果が出ております。1から2につきましては、1分類につきましては、そのまま利活用が見込める空き家ということで、50世帯ほど現在あるというようなことでございます。2のランクでございますが、これにつきましては一部改修をすれば使えるというようなことで、30世帯ほど一部手直しをすれば使えるというようなことでございます。

3から4につきましては、今後、家屋について見守っていく必要があるというような結果が出ております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 今、3番から4番ということで、これからも見守っていくということはどういうことですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

調査項目の3、4につきましては、老朽化が進んでおりまして、3段階につきましては適正な管理が必要、また管理者に要請をする項目となっております。4つ目でございますが、倒壊の危険があるというようなことで、これについては周辺環境に著しい悪影響を与えるおそれがあるというような調査結果となっております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうすると、50世帯はそのままでも使用できる、30世帯が一部改修ということで、この調査が終わった時点でこれからどのように進めて、その辺。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今後につきましては、所有者の方を調査しましてアンケートをお送りしまして、今後どのような形で、人に貸してもいいよというようなものなのか、それとも今後については取り壊していきたい、そういうようなアンケート調査をいたしまして進めていきたいと思っております。

その後に、またバンク等の設置等を検討しなくちゃならないのかと思っております。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） ただいまの地域整備課長の答弁に補足をさせていただきます。地方創生担当の立場から総務課のほうで所管しているものですから、私のほうで補足を説明させていただきます。

今回の補正予算の170ページをお開きいただきたいと思います。

この中で、地方創生費の中に19節空き家改修事業等補助金330万円、これにつきましては先ほどもご説明申し上げましたように、このまま補正でもって繰り越しをするのか、あるいは新年度で当初でやるのか、それは両方に対応できるような予算立てをしておりますが、いずれにしても、この330万の補助金を使って、まずは空き家の片づけ、そういったものが必要である場合、それから空き家の改修、そういったものが必要である場合、そういったものをこの地方創生の中で、これからそういった体制づくりは行っていくわけなんです、予算的にはそういった予算の中で、空き家の改修、片づけ、そういったものをやっていくような計画をしております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 現在の時点で、この空き家というのは所有者は全部知っているというかいるんでしょうか、それとも行方不明とかいないとか、そういった点は、まだそこまでは、わかれば。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

全課の資料を参考にいたしまして、場所と所有者名を調べて調査をしたわけですが、外形からの調査のみでございますので、今後は個人を特定してアンケートを送るというようなことで、所有者はわかっております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 所有者が全部いるということは、これから進めていくのには確かにい

いかかもしれませんが、ちょっと1件だけ変な話を聞いたんですが、全部うちを放棄していないというような空き家も聞いたんですけれども、そういったのはどうなんですかね。除染もどうなんだか、やったんだかやらないんだか。結局、今までいたんですけれども、その人が亡くなって、そして家族は兄弟等もう財産を放棄しますと、そして現在そのままになっているんですけれども、そういうのはどうなんですかね。そのまましておくのか、また家族、それから親族探して話進めていくのか、その辺は村長一番知っていると思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その物件に対しては、除染のほうは田んぼとかつくっている方がいるものですから、その方々の了承、あとはその周りの方の同意を得て除染は進めました。その所有者、そのご家族、ご兄弟もいるんですが、債権を放棄しているというようなことで、これはもう国のものになるというような流れであります。所有者はこのままいくと国のものになってしまうというようなところまでは把握しております。今後は、その近隣の方々がいろいろ防犯も防災も兼ねた部分で見回りをしながらチェックしているというような状況なものですから、今後、国のものに、まだそこまではわかってないんですね、そのような状況なものですから、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 198ページの工事請負金額の1万1,729円か、それと公有財産購入費、これどこか、とりあえずそれ。南沢・桑名線の道路なんだけれども、それから始まるから。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

桑名・南沢線道路用地購入費の件でよろしいですか。

○議長（小山克彦君） これどこかということだから、番地でも言ったらいんじゃないですか。

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 細入でございます。南沢字細入地内でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 今、現在これ桑名・南沢線は何年もかかって、7年くらいかかってんのかな、立派にできたわけでございますが、今、若干U事工入れるなど、2,000万くらいの工事やっているわけでございますが、この、なぜ俺が今ここで言うかとなると、その道路がまだまだよくできるわけだったの。それが議員の皆さんも現場見てわかったとおりに随分曲が

ったり、下がったりしているわけだよ。あれが真っすぐいくわけだったの。どうしていかなかったのか、これは執行の職員が東京の土地持っているわけなの、土地が、それが買収いつでも判こつきますから来てくださいと、それ言ってるのに1カ月も行かないんだもの、おやじ死んじゃったわ。死んだら国の土地になったわけ。そしたら、買うのには4年かかると、今、副村長が建設課長のときだから。これ一番わかるのが副村長なんだけれども。

これが今現在買収はしちゃった、山はタラノメ取りには最高だけれども、平らな畑形の土地もあるし、そういう土地が持っているわけよ。そこ取っていくわけだったの。それが4メートル、そこが出っ張りが東京の人のやつが買えなくなっちゃったから、4年待つてられないから下げるしかないだろうと道路を下げてきたわけだ。また急になっちゃったの。このようになっちゃったから、林道よりひどくなっちゃったの、その1カ所。だから、立派にできた割にはあそこが悪いと、二山超えて1キロ700くらいあんのかな、立派にできたんです、本当に。これからあそこは将来は伸びるところなんだから、これ今大切に、3,000人の人口の会社に来るんだから、あそこは天栄村としては大事な土地なんだよ、あの大里地区の、平らなんだから。須賀川も見えるし、花火も見えるし。そういうとこ生かしていかないと、これからは人口なんてふえるものではないんだから。

その土地を何年過ぎてやってくれるのか、3年過ぎてても4年過ぎてても、土地買収するのに4年ぐらいかかるらしい、弁護士2人立ててやるわけだから。それを聞きたいわけよ。そのままぶん投げておけば、ただ売った人はいいべ、金になったから。村の土地が増えちゃうべっていうの。だから、小川の道でも今芹沢の下げたのはケーブルが入っていて下げられないから、鈴木村長のときあのままで拡張したわけよ。今、現在下げたから大した道になったわけだ。これも10年も時間はかかっている。それでもいいからやっぱりあの道はあのままで林道みたいなままではおけないわけだから、そういう考えをやっぱり村長に言うておかないとわからないわけだから、今の村長やったわけではないんだから。わかるのは副村長なんだよ。それが早く行って判こさえもらってくれば、いい道できたんだよ。相手が言ったって言うこと聞かないから、副村長も構わないで放っておいたんだろう、構ってられないというこで。大物職員なんだよ。

東京さ行ってくればよかった。奥さんは早く来てくださいて言ってたのに、そのうちおやじが亡くなっちゃった。それで誰に買え、これに買えなんて言っていて、そしたらあいう道ができちゃったんだ。本当に大した道なんだよ、あの道は。本当に、誰が通るんだって、車は通るの当たり前だけれども、今どどんわかかってきてみんな通るようになってっちゃうのよ。本当に、信号機つけるようになるから。本当に、危ないところあるんだ。その点を村長でもどっちでも、村長だべな。

今後、何年か過ぎて、今は除染だから工事屋も建設業者も忙しいけれども、これ後2年も

3年過ぎると仕事なくて、何とかしてくれと騒ぐようになってくるんだから。やっぱり雇用対策もあることだし、今から手続しとけば5年後には買えるから、国の土地。土地そのものは安いから。あの道は生かせば将来は、伸びるのはこっちしか伸びないんだから、伸びるのは我々は白河の境だから、違うんだから、土地平らなんだから。あそこで分譲して東京さ地震、間違いなく来るんだから、そのとき土地を売るのよ、どんどん。それを今からやっておかないと間に合わないんだよ。後20年には3,500人だなんて言ってるようじゃ何とも仕方ないんだから。村長、答弁、その点は、買うか買わないか、それをいつやるかやらないか。買わないでぶん投げとくか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も道路がある程度整備されてから一度通りました。今、議員がおっしゃるような箇所もちょっとまだ確認はしていませんので、今この場でどうのこうのは言えませんので、私も現地をよく調査をして、そして今後、交通量とかも見ながら、どういう方向がいいのか、それは検討してまいりたいと思いますので、今この時点では、私もやっぱり現場見たり、ある程度、その土木とかもかじったものですから、そういった状況、あとはその人口減少、議員がやっぱりご指摘するように、これは村、本当にしっかりとその人口減少対策はしなくちゃならないというような部分で、そういったその平らな部分がそういう住宅地になるのかそういったところも現地のほうに赴きながらしっかりと状況を見させていただいて、判断をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 副村長、課長だから、そのときちょっと今しゃべれないと具合悪い俺だって。ちょっと内容的に教えないとみんなわからないんだから、村会議員だって。あんな道誰が通るんだなんて言ってるばっかしでわからないんだ。内容的なことをこういうわけだったんだと、俺が。あんたのこと悪いて言ってるんじゃないんだよ、あんたが言ったって言うこと聞かなかったんだあの人。あんたはプロなんだから、建設課長の。本当だ、ちょっとしゃべってくれ。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

確かに私が担当課長のときに事業採択をさせて、事業進捗した路線ではありまして、議員がご指摘する箇所についても、当時用地交渉をしながら進めたわけですが、いかにせん議員がご指摘するとおりでありまして、当事者が亡くなってしまったというようなこと

から、路線の変更をせざるを得なかったというようなこと、前後は民地、買える場所だったものですから、それはもう先行して買収しまして、その真ん中だけがちょっと、その東京の方が所有していたというようなことで、前後は買ったんですけれども、その真ん中だけがちょっと買収できなかったというようなことで、ああいう線形になってはしまったわけではありますけれども、あれも当時とすれば終点までつなぐ方法とすれば、あれしかなかったのかなと今は思っているわけがございますけれども、ただ、今後どうするんだというようなことでございますが、ただあの事業まだ継続中でございますので、27年度が完了にはなるんでしょうけれども、まだ会計検査の対象事業でございますので、それらの事業が会計検査が終わって初めて、また路線が再度手をつけられるというような形になろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえて先ほど村長も答弁しましたが、現地ももう一度細部にわたって調査しながら、やれる部分については出直しをすべきなのかなというような部分では考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 結局、あの土地を買い戻すのに4年かかると言ったでしょう、国から買うのに。早目に手を打っておかないと、時間がかかるわけなんだ。みんないなくなってしまう、4年も5年も過ぎてしまうと。それを金額的には大したにはかからないと思うよ、あんなの、土地そのものは。ただ、その時にどういうふうにするんだかわからないけれども、4年かかるから道路待たられないから下げて継続したわけなんだけれども、それを今後これは何年かかってもいいから5年かかっても10年かかっても、やるかやらないかと。それはやってもらわないと困ると、そうすると最後はいい道になる、事故も起こさない、カーブミラーもつけなくてよくなるんだよ。いい道路になるわけだったのがちょっとミスしたからこういうことになったわけだろうけども。そういうわけですから、ぜひ本気になってやってもらいたい。以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 同じく198ページの件でございますが、15節、それからその下の17節に関連いたしまして戸ノ内・丸山線の工事が工事費等々で上がっております。これらについては、現在工事しているところだと思っておりますが、あれは我が村の分だけしか工事をやらないと思っておりますが、あれだけやって、別に須賀川市さんのこととやかく言うわけではございませんけれども、須賀川市さんの分をやらないと、せつかく天栄村の分を整備してもちょっと不満が残ります。それで、須賀川市さんとの話がどのようにしているのか、やっているのか、全然やらないのか、その辺お聞かせください。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

[参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

当初、須賀川市のほうから戸ノ内・丸山線のカーブの付近が事故が多いというようなことで、須賀川市さんのほうから話があったというようなことは聞いております。その後、天栄村としましては、27、8、9の3年間において整備をしますというようなことで、須賀川市のほうに話をしに行きました。須賀川市さんのほうの話によりますと、今、その路線の岩瀬と長沼の間、長沼のアスクの北側ですね、あの付近の、今、道路改良を実施しているというようなことで、そちらのほうは今、重点にやっていて、それが終わり次第、戸ノ内・丸山線の取りつけの部分に行きたいというような話をされております。

村としましても、うちのほうで工事終わっただけでは危険な状態なので、早急にやってほしいというような申し入れはしております。

28年度におきまして、測地調査を設計をするというようなことでも話は聞いております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ああいう道路は、坂が上って急にカーブになりますね、そういたしますと天栄の分だけ拡張して、勾配が例えば、除いたとしても急に須賀川市さんのほうに行ったら狭くなって、しかもその取りつけの場合に何か危険なような気もいたしますので、これは並行して本当は須賀川市さんとやるのが一番理想だと思いますが、須賀川市さんもそれぞれの事情があると思いますが、この話をやはり進めるのはトップ同士の話で進めて、ぜひ天栄村のほうはやったんだから須賀川市さんもぜひ今言った場所でなくてこっちも早目にやってくださいというような話はどうですか、トップ同士でトップ同士の話を進めるということのほうが話が進むと思うんですが、村長の考えはどのように考えますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、私も市長とはその話を何度か詰めております。市長、あとはまた副市長、あとは建設部長にも話も詰めて、ようやくこの28年度に設計のほうに入りますよというような話をいただきました。ただ、先ほども地域整備課長が話したように、当初は長沼支所、あそこが危険な、長沼支所である程度やれるものは持っていたんですね、決裁権が。そのときに逆に今言ったように、長沼支所から、そこ改良しましょうという話をいただいて、村のほうは、応援のほうの予算をつくりながら、じゃ、改良していきましょうというようなことで、村は進めました。そうしたところ、須賀川市では今度は本所のほうでそれを進めるというようなことで、ちょっとおくれてしまったというような現状があったものですから、そこは強く、今言われたように市長のほう、そして副市長、きっちりと話をつけた中で、28年度から

設計調査に入りますよというような回答をいただいているというようなところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ただいまの説明でよくわかりましたので、今後はいつとも早く接続するようにお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第21号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第21号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,730万9,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,127万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,944万5,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

218ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,472万6,000円の減。1節から3節の現年課税分で1,532万円の減収の見込み、5節、6節の滞納繰越分で59万4,000円の増収の見込みでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金390万7,000円の増、2目高額医療費共同事業負担金60万8,000円の減、3目特定健康診査等負担金30万2,000円の減。いずれも交付見込み額の確定による増減でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金590万8,000円の増。交付見込み額の確定による増でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金1,030万2,000円の増。交付見込み額の確定による増でございます。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金713万1,000円の減。交付見込み額の確定による減でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金60万8,000円の減、2目特定健康診査等負担金28万3,000円の減。見込み額の確定による減でございます。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金15万6,000円の減。こちらも交付見込み額の確定でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金764万5,000円の増、2目保険財政協働安定化事業交付金935万1,000円の増、交付見込み額の確定による増でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,401万円の増。1節、2節とも法定繰り入れ分の確定による増でございます。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金3,000万円の増。給付費の増に伴う増でございます。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費38万4,000円の減。事務費の不用減でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費19万6,000円の減。同じく事務費の不用減でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費6万7,000円の減。こちらも事務費の不用減ござ

います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費4,031万8,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費1,000万円の増、次のページをお願いいたします。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1,000万円の増、2目退職被保険者等高額療養費300万円の増。いずれも給費見込み額の増による補正でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金20万円の減。該当案件なしのため全額不用減とするものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金243万4,000円の減、2目保険財政共同安定化事業拠出金235万5,000円の減。確定による減でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費218万8,000円の減。事業確定による減でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費5万7,000円の減、次のページをお願いいたします。2目疾病予防費54万8,000円の減。事業確定による減でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金30万円の減、3目償還金1万3,000円の増。確定による増減でございます。

3項繰出金、1目一般会計繰出金12万7,000円の減、2目診療施設勘定繰出金283万4,000円の減。額の確定による増減でございます。

診療施設勘定。

歳入、1款、診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入82万6,000円の減、2目社会保険診療報酬収入97万2,000円の減、後期高齢者診療報酬収入446万1,000円の減、4目一部負担金収入225万1,000円の減。診療報酬の減でございます。

2項その他診療収入、1目その他の診療収入14万6,000円の増。自費診療代の増でございます。

2款使用量及び手数料、1項手数料、1目手数料7万4,000円の減。診断書料等の減でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金309万8,000円の増。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金283万4,000円の増。いずれも運営費分の増でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入10万5,000円の増。容器代等の増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費35万2,000の減。確定による減でございます。

2項研究研修費、1目研究研修費17万4,000円の減。確定による減でございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費19万1,000円の減、3 目医療品衛生材料費130万7,000円の減、4 目委託料37万7,000円の減。薬剤費等の購入予算の減でございます。

以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、大浦トキ子君。

○3 番（大浦トキ子君） 216ページの診療収入の補正額836万4,000円の減となっておりますが、これは患者数が少ないということだったのでしょうか、その点お願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

1 年間の診療患者数ですが、昨年度と比較しまして、約100名の減ということが要因となりまして診療収入が減収となる見込みでございます。

○議長（小山克彦君） 3 番、大浦トキ子君。

○3 番（大浦トキ子君） 医師がかわったから、何か収入がふえるのかなと思ったら、昨年よりも100名の患者の減ということは、これからどのように、その収入を上げるにはどのような対策が必要と考えられますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ドクターがかわって診療収入が増えるかというような期待もされていたというところでございますが、なかなか一度かかりつけ医が変わってしまうと、戻ってきていただくには大変な努力が必要だというふうに思っております。ドクター初め看護師、それから事務員等のスタッフを含め、それから担当の住民福祉課、それから連携しております公立岩瀬病院等々のご協力も得ながら、地域を連携をより深めまして、診療収入の増加に向けて鋭意頑張っていくたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 3 番、大浦トキ子君。

○3 番（大浦トキ子君） 患者数が多くして収入を上げてちょっと取り組んで頑張っていくたいと、こういう答弁であります。先生の給料を下げると、こういう観点という考えはあるのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現時点ではそのような考えは持っておりません。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、診療したいという患者さんは自分の車とかそういうので行っているのでしょうか、それとも診療所から車で迎えに行くというそういう体制なんてはやっているんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

基本的には、診療所にお越しをいただくということの対応でございます。ただ、足の確保ができない方については送迎、それから往診等で対応しているということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） いろいろと役所のほうも対策というのは立ててこられるとは思いますが、一般会計からこのように莫大な金額を繰り入れして赤字だっている、こういうことになっては困りますので、これは収入増につなげるように、そういう体制を今後とも頑張ってもらいたいと思います。

あと、もう1つ伺います。

221ページの繰入金ですね、国保。3,000万となっておりますが、現在の国保基金は幾らになっておりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、8,639万6,040円の残高でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。これで質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第22号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第22号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40万9,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

233ページ、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額25万円の減、これは財政調整基金からの繰入金を減とするものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額25万円の減、これにつきましては土木作業員の不用減となったところでございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第12、議案第23号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第23号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度大里財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26万1,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

236ページをお開き願います。

歳入、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2万1,000円の減。財調からの繰入金の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額2万1,000円の減。土木作業員の不用減でございます。

よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第13、議案第24号 平成27年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 議案第24号 平成27年度湯本財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成27年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176万6,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

239ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款諸収入、1項雑入、1目雑入1万5,000円の増でございます。東北電力の高圧電線巡視路整備に係る補償料でございます。

歳出、3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金1万5,000円の増。28節繰出金、一般会計繰出金の増によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第14、議案第25号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第25号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,004万4,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

242ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額335万円の減となります。補正につきましては、貸付収入確定による減となっております。

歳出、1款総務費、1項総務費、1目一般管理費、補正額384万2,000円の減となっております。主なものでございますが、22の補償補填及び賠償金でございますが、いわせ食品の補

償金の額が250万円ほど減額となっております、こちらのほうが主なものとなっております。それ以外につきましては、確定による減となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額492万円。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 243ページの22節なんですけれども、この補償金は当初は入れなかったんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） そうするとくい打ちの2分の1ということで、800万ほど予算計上していただきましたが、1,100万円で終わったということで、550万で2分の1を支払ったもので250万円の減額となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第15、議案第26号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第26号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,418万1,000円のうちで歳出を補正する。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

246ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。各節とも組みかえによる増減によるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第16、議案第27号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第27号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億877万7,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

249ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額6万9,000円。一般会計からの繰入金でございます。

7款諸収入、2項加入金、1目加入金、補正額24万円の増でございます。これは、加入金による加入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額53万1,000円の減でございます。これにつきましては、需用費が不用減で16万2,000円の減でございます。13節委託料につきましては、請差によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費84万円の増でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第17、議案第28号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第28号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,053万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,513万円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

253ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、補正額818万5,000円の減。簡易水道施設整備費国庫補助金の減によるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,235万2,000円の減。これは一般会計繰入金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額22万2,000円の減でございます。これにつきましては、11節燃料費の減、18節備品購入費の減によるものでございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額3,020万7,000円の減でござ

ございます。これにつきましては、15節簡易水道施設請負工事費が減によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費10万8,000円の減でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第18、議案第29号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第29号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,808万2,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

258ページをお願いいいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出とも額の確定による増及び減でございます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料200万円の増。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金184万円の増。

2項国庫補助金、1目調整交付金85万5,000円の増。2目地域支援事業交付金介護予防事業13万円の減。4目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業5万4,000円の増。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金266万円の増。2目地域支援事業支援交付金8万5,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金124万7,000円の増。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金介護予防事業6万5,000円の減。3目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業2万7,000円の増。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金118万7,000円の増。2目地域支援事業繰入金介護予防事業6万5,000円の減。5目低所得者保険料軽減繰入金3万9,000円の増。6目地域支援事業繰入金介護予防日常生活支援総合事業2万7,000円の増。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金39万5,000円の減。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費650万円の増。3目地域密着型介護サービス給付費70万円の増。9目居宅介護サービス計画給付費60万円の増。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費170万円の増。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費49万9,000円の減。2目介護予防一般高齢者施策事業費2万4,000円の減。

3項介護予防日常生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費21万9,000円の増。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第19、議案第30号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第30号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1億1,475万7,000円のうちで歳出を補正する。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

265ページをご覧ください。

歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロでございます。

中身ですね、13の委託料でございますが、風力発電の設備の保守点検委託料、こちらにつきまして、下期の点検で各ユニット、ケーブルの補修、風向風力計の補修等の増加が生まれ、こちらにつきまして、工事請負費並びに修繕費のほうからの組みかえというふうなことになっております。それ以外につきましては、確定による減、そして積立金につきましては83万2,000円の増ということになっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 265ページの25節積立金、現在832万の今回積み立てとなっております。

すが、今までの金額、総額で幾らになっていますか。

○議長（小山克彦君） 83万だよ。

○3番（大浦トキ子君） 間違っちゃった。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

1月現在で1億4,837万6,144円となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第20、議案第31号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第31号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,542万4,000円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

269ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入歳出とも額の確定による増減でございます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料271万6,000円の減。2目普通徴収保険料85万8,000円の増。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金14万1,000円の減。3目広域連合分賦金4万8,000円の減。4目保険事業費繰入金8万6,000円の減。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入15万5,000円の減。

5項雑入、1目雑入2万7,000円の減。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額199万7,000円の減。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費34万円の減。

5款予備費、1項予備費、1目予備費2万2,000円の増。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第21、議案第32号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第32号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成27年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 平成27年度天栄村水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額60万9,000円の減。

第2項営業外収益、補正額761万9,000円の減。

支出。第1款水道事業費、第1項営業費用、補正額721万8,000円の減。

第2項営業外費用、補正額101万円の減。

（資本的収入および支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,972万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,869万9,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億1,406万4,000円」を「過年度損益勘定留保資金1億1,303万4,000円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、第2項負担金、補正額633万6,000円の減。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額736万6,000円の減。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

276ページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

（収益的収入および支出）

収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正額28万4,000円の減でござ

います。これにつきましては、1節の水道使用量の減。2節水道加入金の増によるものでございます。

2目受託工事収益、補正額32万5,000円の減。3節消火栓工事収益が原因となったものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額764万9,000円の減。一般会計補助金の減によるものでございます。

3目雑収益、補正額3万円の増。雑収入でございます。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額491万円の減でございます。5節の修繕費が415万円ほど減額になったものでございますが、これにつきましては水源を補修する予定でしたが、実施できなかったということによる減でございます。

2目配水及び給水費、補正額120万円の減でございます。各節とも不用の減となっております。

3目受託工事費、補正額32万5,000円の減でございます。修繕費の減によるものでございます。

4目総係費、補正額28万6,000円の減でございます。これにつきましては、8節燃料費、9節印刷製本費、11節の委託料が減となりました。法定福利費につきましては増となっております。4目総係費は以上のとおりです。

6目資産減耗費、補正額49万7,000円の減でございます。これにつきましては構築物の除却費でございます、石綿管でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正額34万円の増でございます。企業債の利息でございます。

3目消費税、補正額135万円の減。消費税の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入および支出)

収入。1款資本的収入、2項負担金、1目負担金、補正額633万6,000円の減でございます。負担金の減によるものでございますが、これにつきましては、畠ヶ間合の工事費の減によるものでございます。

支出。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正額696万6,000円の減。1節工事請負費、3節委託料ともに請差によるものでございます。

2目固定資産購入費、予算額40万円の減。これにつきましては、テレメータ工事の請差による減でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

説明の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

(午後 4時33分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成28年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年3月4日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第33号 平成28年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第34号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第35号 平成28年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第36号 平成28年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第37号 平成28年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第38号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第39号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君

参事兼 産業振興 課長	吉	成	邦	市	君	参事兼 地域整備 課長	佐	藤	市	郎	君
参事兼 会管理計 者	小	山	志	津	夫	湯支所本 長	兼	子	弘	幸	君
天保所栄 育所長	山	本	サ	ト	子	学校教育 課長	清	浄	精	司	君
生涯学習 課長	内	山	晴	路	君						

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪	木	利	弘	書	記	星	千	尋
書記	森		和	昭					

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

教育長、増子清一君より教職員内示のための欠席の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第33号 平成28年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） おはようございます。

議案第33号 平成28年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ53億5,200万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2

億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお開き願います。

第2表債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(平成28年度貸付分)。平成29年度から平成30年度まで。34万6,000円。国民金融公庫資金、一般資金・小企業経営改善資金、県商工組合中央金庫資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

特別経済対策利子補給事業(平成28年度貸付分)。平成29年度から平成30年度まで。23万円。長期安定保証、経営環境改善保証、緊急経済対策資金、関連倒産防止資金、小口零細企業資金、短期保証、小規模企業共済事業資金、日本政策金融公庫資金、県商工事業協同組合資金。※資金として1億100万円を超えない金額を借りた場合、年利1%を超える分に関して利子補給をし、最大2%分を限度とする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業(平成28年度貸付分)。平成29年度から平成30年度まで。163万1,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業(平成28年度貸付分)。平成29年度から平成38年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業(平成28年度貸付分)。平成29年度から平成31年度まで。80万円。教育資金。※資金として200万円を超えない資金を借りた場合、年利2.0%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

第3表地方債。

起債の目的、1、臨時財政対策債、限度額1億円。2、道路整備事業、限度額1,000万円。3、農業施設整備事業、限度額2,400万円。計1億3,400万円。

起債の方法、証書借り入れ又は証券発行。

利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

4 ページをお開き願います。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度1 億6,553万9,000円、比較1,794万円。この増の理由としましては、まずは現年度課税分の2 目、所得割額（普通徴収）、これが前年度と比較しまして768万7,000円ほど増加したと。それから、3 行目の特別徴収分でも884万3,000円の増として見込んでおります。それから、2 節の滞納繰越分、これにつきましても、167万2,000円ほど前年度と比較して増と見込んでおるところでございます。

2 目法人分、本年度3,178万5,000円、約667万円の減。これにつきましては、1 節現年度課税分の法人割額、これが比べますと564万ほど減少して見込んでおります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度3 億8,755万8,000円、比較1,435万2,000円の減。これでは、1 節の現年課税分の中の2 目、家屋、これが766万2,000円のほどの減。3 行目の償却資産、これで548万3,000円ほどの減収として見込んでおります。それから、2 節の滞納繰越分、これにつきましても256万4,000円ほど減として見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、今年度1,545万3,000円、比較85万5,000円の増でございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、本年度1,898万4,000円、比較292万5,000円の増でございますが、これは現年課税分で増として見込んでおります。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、本年度3,627万6,000円、比較130万9,000円の減でございます。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度613万8,000円、比較84万3,000円の増でございますが、これは現年分で75万2,000円、滞繰り分で9 万1,000円の増を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度2,318万4,000円、比較179万1,000円の減でございます。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度5,779万8,000円、252万5,000円の増でございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度79万9,000円、16万7,000円の減でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度173万4,000円、49万7,000円の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度111万9,000円、比較31万6,000円の減でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度9,146万9,000円、比較1,970万9,000円の増でございますが、これにつきましては、消費税のアップ分に伴う地方分の増でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,161万6,000円、比較45万円の増でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度1,244万4,000円、比較140万3,000円の増でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度936万1,000円、比較2万2,000円の減でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度164万2,000円、4万円の減でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度17億5,660万5,000円、比較1億6,062万8,000円。これにつきましては、まず普通交付税のほうで7,796万3,000円ほどの収入増、それから震災復興特別交付税で8,266万5,000円ほど収入増として見込んでおります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度92万3,000円、比較6万2,000円の増でございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度149万6,000円、比較2万5,000円の減でございます。

2目農業費分担金、それから3目総務費分担金、いずれも存目計上でございます。

4目教育費分担金、本年度6万1,000円、比較6万円の増でございます。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度350万8,000円、比較350万7,000円の増でございますが、いずれも選挙に伴う負担金でございます。

2目民生費負担金、今年度724万1,000円、比較90万9,000円の減でございます。この減の主なものとしましては、1節の保育所入所費負担金が21万6,000円ほどの減。それから、次のページにいきまして、5節の老人福祉施設の入所者負担金が59万5,000円ほど前年と比較して収入減として見込んでおります。

3目教育費負担金、本年度412万6,000円、比較37万8,000円の増で、これは2節の預かり保育が増として見込んでおります。

4目農業費負担金、本年度261万8,000円、比較75万7,000円の減、これはまず沖内地区につきましては、前年度と比較して150万ほど減少して、元気な産地づくり整備交付金、これは新規事業というようなことで増加しております。

5目衛生費負担金、本年度31万3,000円、比較ゼロでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度222万6,000円、比較5,000円の増でございます。

2目民生使用料、本年度3万8,000円、比較ゼロでございます。

3目農林水産使用料、本年度120万5,000円、10万円の増でございます。これにつきましては、5節の羽鳥湖交流促進センターの使用料を増として見込んでおります。

4目土木使用料、本年度1,195万8,000円、46万2,000円の減で、これは2節の道路使用料の減でございます。

5目教育使用料、本年度148万5,000円、12万1,000円の増で、これは保健体育の中の天栄村体育館使用料、これが17万6,000円ほど収入増を見込んでおるところでございます。

次のページをお開き願います。

6目衛生使用料、本年度39万6,000円、比較13万2,000円の増でございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度320万6,000円、比較6万4,000円の増でございます。

2目民生手数料、本年度10万6,000円、比較32万3,000円の減でございますが、これは1節のホームヘルパー派遣手数料が減として見込んでおります。

3目衛生手数料、本年度60万1,000円、比較69万6,000円の減。これにつきましては、4節の墓地公園管理料が75万5,000円ほど収入減でございます。

4目農林水産手数料、それから5目の商工手数料、いずれも存目計上でございます。

6目土木手数料、本年度2万1,000円、3万6,000円の減でございます。

次のページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,150万8,000円、比較219万5,000円の減。この減の要因としましては、3節の児童手当の国庫分、これが254万4,000円ほど減ったということによるものです。

2目衛生費国庫負担金、本年度29万3,000円、比較ゼロ。

それから、3目土木費国庫負担金については、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,024万6,000円、比較100万5,000円。これにつきましてはの増加の要因としましては、2節の総務費補助金の中の一番最後の地方創生交付金、これが新規事業として計上しております。それから、昨年度は社会保障・税番号システムの補助というようなものがあって、それが今年度はないことによって、全体では100万ほどの増といったところでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度2,473万1,000円、比較96万9,000円の減。この中で、特に2節の臨時福祉給付金給付事業補助金は、まず1行目のこの事業費補助金は前年度と比較しますと420万ほど減少した。2行目の事務費については240万ほど逆に増加したと。それから、3行目の年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、これにつきましては、新規事業でございます。それから、4節の福島再生加速化交付金、これにつきましても新規でございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度19万1,000円、比較5万9,000円の増でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1億3,958万5,000円、比較1億1,841万円でございます。これは福島再生加速化交付金の増によるものでございます。

5目土木費国庫補助金、本年度1億610万3,000円、比較2,474万5,000円の増でございます。

6目教育費国庫補助金、本年度39万4,000円、6万6,000円の増でございます。

7目の消防費国庫補助金につきましては、存目計上でございます。

次のページをお開き願います。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度20万9,000円、比較2万8,000円の増でございます。

2目民生費委託金、本年度171万円、比較13万2,000円の増でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、本年度6,713万6,000円、比較80万4,000円の増でございます。

2目衛生費負担金、本年度14万6,000円で、昨年度と同額でございます。

3目土木費県負担金については、存目計上でございます。

4目消防費県負担金、本年度10万円につきましては、これは本年度開催されます地方防災訓練の県からの負担金でございます。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度19万8,000円の比較で3,000円の増でございます。

2目民生費県補助金、本年度4,192万4,000円、比較355万4,000円の増でございます。これは1節の社会福祉費補助金の2行目、それから3行目、これがいずれも新規事業でございます。それから、新規事業でいきますと、3節の老人福祉費補助金の中の3行目、福島県地域づくり総合支援事業補助金、これが新規事業でございます。それから、次のページの地域包括ケアシステム構築推進事業補助金、これも新規事業でございます。

3目衛生費県補助金、本年度8億9,152万9,000円、比較30億7,734万9,000円の減でございますが、この中では4節の除染対策事業交付金、これが昨年度と比較しますと、30億7,730万8,000円の減というようなことで、これが大きな要因でございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度6億281万1,000円、比較4億7,511万3,000円。この増加の主な要因としましては、2節の農業費補助金の中の、19ページに移りまして、上から6

行目、農業系汚染廃棄物処理事業補助金 2億227万5,000円でございますが、これが新規であるといったところ、それから3節の林業費補助金の中の下から2行目、ふくしま森林再生事業補助金が、これは昨年度と比較しまして2億2,000万ほど大きく事業費が増加したといったところ、それから4節の国土調査事業補助金も590万ほど事業費が増加したといった要因でございます。

5目商工費県補助金、6目消防費県補助金、7目教育費県補助金は、いずれも存目計上でございます。

8目災害復旧費県補助金、存目計上でございます。

9目労働費県補助金、本年度1,934万3,000円、比較631万2,000円の減でございますが、この内訳としましては、震災等対応雇用支援事業補助金、これが1,800万ほど事業費は減るわけなんです、2行目の原子力災害対応雇用支援事業補助金、これが新規事業ということで、プラス・マイナスでトータル630万ほど減となるところでございます。

10目土木費県補助金、本年度605万4,000円、比較17万円の減でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,201万5,000円、比較135万2,000円の減でございます。

それから、2目農林水産業費委託金、本年度346万4,000円、比較15万9,000円の増でございます。

3目土木費委託金、本年度429万7,000円、比較35万8,000円の増でございます。

4目教育費委託金、本年度645万8,000円、比較175万9,000円の減でございますが、この内訳は2節の減によるものでございます。

5目衛生費委託金、本年度12万9,000円でございます、これにつきましては、県民健康診査住民データ作成委託金で新規事業でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,265万9,000円、比較21万5,000円の減でございます。

次のページをお開き願います。

2目利子及び配当金、本年度49万9,000円、比較18万8,000円の減でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度406万円で、昨年度と同額でございます。

2目物品売払収入、3目生産物売払収入、いずれも存目計上でございます。

4目除雪車売払収入、本年度30万円で、これは前年度と同じ金額でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2目教育費寄附金、同じく存目計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度146万3,000円で、昨年度と同額です。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度1,900万、575万3,000円の増でございますが、これにつきましては、特会からの繰入金が増加するものでございます。

3目の風力発電事業特別会計繰入金につきましては、1,000円の存目計上。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度13万3,000円で、8万3,000円の減でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金3,000円で、昨年度と同額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1億9,000万円で、前年度と同額計上でございます。

2目人材育成基金繰入金、本年度130万円で、前年度と同額でございます。

3目減債基金繰入金は、存目計上でございます。

4目地域福祉基金繰入金1億円、比較で9,999万9,000円の増でございますが、28年度につきましては、天栄ホーム増床分に対応するため、基金の取り崩しを行うものでございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度2,037万2,000円、比較1,974万2,000円の増でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度4,428万3,000円、比較6,709万6,000円。これにつきましては、歳出のほうの事業費に伴う繰入金の確定というか、収入の減でございます。

7目こども未来基金繰入金、本年度110万円で、これにつきましては、歳出のほうに出てきますジュニア応援金に対応すべく、こども未来基金の繰り入れを新規として取り崩すものでございます。

それから、廃目としまして、天栄村除雪車整備基金繰入金が本年度はゼロということでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度6,000万円で、同額で計上でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金40万円で、同額計上でございます。

2目加算金、3目過料については、1,000円の存目計上でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度7万5,000円で、14万3,000円の減でございます。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入1,000円の存目計上でございます。

21款諸収入、4項雑入、1目弁償金、健康診査の1,000円の収入見込みでございます。

それから、2目雑入、本年度1,072万5,000円、比較で377万9,000円の減でございます。この減の主な要因としましては、昨年度、村長サミットがあったため、その助成金が300万ほど見込んでおりましたが、本年度はないというふうなことから、これにつきましては、それによって減となったものでございます。

3目過年度収入、本年度1,000円、2,000円の減でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億円、比較1億3,880万円の減でございます。

これは臨時財政対策債のみの計上となったものでございます。

2目土木債、本年度1,000万円、比較3,100万円の減、これは村道芝草・鎌房線の整備事業に要する起債でございます。

3目農林水産業債、本年度2,400万円で、これは新規として道の駅「羽鳥湖高原」整備事業で辺地債の借り入れを見込むものでございます。

次のページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

この歳出につきましては、それぞれの担当する課長のほうから説明をすることとしております。

なお、説明に当たりましては、主に前年度からの比較で増減の主なもの、あるいは28年度の新規事業、あるいは拡大とする事業といったものを重点的に説明をさせていただきます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,224万2,000円、比較582万2,000円の減でございますが、この中では特に4節の議員共済組合負担金が昨年度と比較しますと、負担金の確率が下がったということで、653万8,000円ほど少なくなったといったこととなります。それから、旅費につきましては、普通旅費で22万9,000円ほど増額計上となったところでございます。

次のページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億6,426万7,000円、比較307万円でございます。この主な要因としましては、まず昨年度は60周年の記念式典、あるいは全国村長サミットといった経費が計上があったんですが、今年度はないというようなところで、それがマイナス要因でございます。それから、プラス要因としましては給料のほう、トータルで555万2,000円ほどの増加計上。それから、31ページのほうに移りまして、3節の職員の手当の下から2番目、一般職退職手当組合負担金は、逆にこれは負担率が上がったということで269万4,000円ほど増加計上となったものでございます。

次のページをお開き願います。

主な増減の要因はと申しますと、まず33ページの委託料の中の下から2番目、ストレスチェック実施委託料、これは新規事業として計上したところですが、それから、新人事給与システム導入委託金、これも新規事業で計上したところですが、

次のページをお開き願います。

増減の主なもの、あるいは新規事業は以上でございます。

続きまして、2目文書広報費、本年度406万6,000円、比較66万3,000円で、これは11節の広報印刷費が64万1,000円ほど増加計上となったものでございます。

3目財政管理費、本年度738万7,000円、比較401万7,000円の増ですが、この増の要因とし

ましては、まず委託料の財務会計システム、これが今まで再リースでやってきたんですが、新たにリースを組むといったことから、保守料が上がったということ、それからその14節の賃借料も新たにリースを組むといったことから、賃借料が増加したものでございます。

4目会計管理費、本年度55万6,000円、1万7,000円の減でございます。

5目財産管理費、本年度1億966万5,000円、6,560万5,000円の減でございますが、この減の主な要因としましては、次のページをお開きいただきますが、まずは27年度で役場非常用電源工事、これは7,560万ほど計上しておったんですが、これが事業完了に伴って、これが減少になったといったものが一番大きな要因でございます。

それから、37ページに移りまして、委託料の中の下から2番目、公共施設等総合管理計画策定業務委託料648万円、これは新規事業でございます。それから、その下、地方公会計管理台帳システム保守委託料132万9,000円、これらにつきましても、新規事業として計上したものでございます。

次のページをお開き願います。

15節工事請負費の中の役場庁舎セキュリティー対策工事請負費285万4,000円、これは役場の警備室のところでセキュリティー対策の工事を行うもので、新規事業でございます。

増減の主な理由、あるいは新規事業につきましても以上でございます。

6目企画費、本年度8,885万9,000円、比較1,489万8,000円の増でございます。この中では、39ページ、13節委託料の中で下から2番目、総合計画策定業務委託料、これは5年に1度、10年に1度の総合計画でございますが、これが新規で計上といったところでございます。

次のページをお開き願います。

これは、40ページの中で上から2番目、データセンター使用料、これが新規として計上したところでございます。

それから、15節の工事請負費の中の更新工事請負費、これは地域イントラネットの接続機器の更新工事請負費ということで、新規で工事費を計上したところでございます。

それから、地域活力交付金につきましても、昨年度と同じく200万円を計上したものでございます。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 7目支所及び出張所費、本年度2,052万4,000円、比較6,151万4,000円の減でございます。主な理由としましては、防災センター整備関係の完了に伴いまして、13委託費、15工事費、18備品購入費等が減となっております。

また、次ページ、18節備品購入費につきましても、本年度、AEDの購入費を計上しております。

以上でございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 8目交通安全対策費、本年度162万8,000円、比較15万2,000円で、ほぼ昨年度と同額計上としたところでございます。

9目地方創生費、本年度2,207万3,000円、これは全て新規事業でございます。

次のページをお開きください。

この中で、いずれも国の地方創生費の交付金の中での10分の10の交付金の中で対応していくといったことで、昨日もご説明しましたように、こちらにつきましては、3月補正と、それから新年度当初と、それぞれに計上しているものでございます。この中で、まずは13節の委託料で天栄村の高齢者タクシー利用助成事業委託料、それから天栄村高齢者バス助成事業委託料、続きましてプロモーション動画作成委託料を計上したものでございます。

それから、19節の中で定住・二地域居住推進事業補助金、それから映画製作委員会運営費補助金500万、それから新・農業人育成・確保支援事業補助金1,070万、いずれも新規事業として計上したところでございます。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額7,168万8,000円、比較1,035万8,000円の減。主な理由といたしまして、2節、3節、4節の人件費が541万3,000円ほど減となっていること、次に13節の委託料で昨年度まで社会保障・税番号制度に伴うシステム改修費が計上されておりましたけれども、それがなくなったことによりまして、509万9,000円ほどの減となったためでございます。

次のページをご覧ください。

2目賦課徴収費、本年度1,071万、比較179万3,000円、主な理由といたしましては、8節の報償費につきまして、28年度より全期前納報償金の見直しを行いまして、村民税につきましては廃止し、固定資産税につきましては3万円という上限を設けたことによりまして、減額となったものでございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度2,565万円、比較457万7,000円の減であります。戸籍、それから住民基本台帳と窓口事務に係る経費でございます。減額の要因でございますが、13節の委託料につきまして、昨年度はマイナンバー導入に伴うシステム改修委託がございましたが、完了のため、500万円ほど減となったものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 50ページをお開きください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度72万1,000円、比較1万2,000円の減で、ほぼ同額計上としたところでございます。

2目参議院議員通常選挙費、本年度1,048万9,000円で、3年に1度の新規計上でございます。

3目広戸川沿岸防災溜池土地改良区総代選挙費、本年度203万9,000円、これにつきましても、新規計上としたものでございます。

4目矢吹西部土地改良区総代選挙費、本年度、比較分147万4,000円で、これにつきましても、新規計上としたものでございます。

なお、53ページの天栄村長選挙費、それから福島県議会議員一般選挙費、それから天栄村議会議員選挙費につきましては、廃目となったものでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度2万7,000円で、前年度と同額計上でございます。

2目総務統計費、本年度66万5,000円、352万5,000円の減でございますが、これにつきましては、平成27年度に行われました国勢調査がなくなったといったことから、事業費が大きく減少したものでございます。

54ページをお開きください。

3目商工統計費、本年度6万7,000円で、これにつきましては、新規計上となったものでございます。

6項監査委員費、1目監査委員費、本年度58万2,000円で、前年度と同額計上でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度5,144万7,000円、比較762万3,000円の減であります。福祉関係職員の人件費、それから社会福祉協議会、民生委員協議会への補助などを計上しております。減額の要因でございますが、所属職員が1名減少したため、人件費が740万円ほど減となったものでございます。

1節の民生委員推薦委員報酬につきましては、現在の民生委員が11月30日に任期満了となり、一斉改選となるため、新たな民生委員の選任に向け、改選する委員の委員報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費、本年度2億4,160万2,000円、比較1億1,817万1,000円の増でございます。

57ページの13節高齢者いきがい活動支援事業委託料につきましては、ご好評をいただいております湯ったりミニデイサービス事業も5年目でございます。それから、水中ウォーキング事業の2年目など、介護予防事業の委託料を計上したものでございます。

それから、58ページをお願いいたします。

13節の一番下、湯本へき地保育所改修工事実施設計委託料381万3,000円でございますが、現在、湯本地区の高齢者の皆様方は健康保健センター、隣の村のデイサービスセンターをご利用いただいております。しかしながら、送迎にかなりの時間を要するなど、ご負担やご不便をおかけしている状況にあります。そうしたことから、ご利用いただく皆様のご負担軽減、それから利便性の向上を図るため、現在の湯本へき地保育所をデイサービス施設として利用すべく、改修工事の設計委託料を計上したものでございます。

なお、子供たちの保育につきましては、教育委員会と協議、それからまたご父兄の皆様のご了解を得て、湯本小学校の空き教室において適切に保育を提供していくというようなことで計画をしているところでございます。

15節工事請負費でございますが、デイサービスセンターにつきまして、フロアのうち建設当初に介護用品などの展示を行っていたスペースが現在、物置として活用が図られていないということから、利用者と、それから地域住民との交流、それからさまざまな介護関連事業を実施するスペースとして多目的に活用できるように、フロアの段差解消や間仕切りの撤去などを行うものでございます。

19節の3行目、岩瀬福祉会特老建設費償還分負担金でございますが、天栄ホームの建設時の借入れのうち県の基金からの借入れ分が平成27年度で償還完了となったため、700万円ほど減額となっております。

それから、その下のシルバー人材センターの補助金につきましては、車両購入費の一部を補助するということで80万円ほど増額となっております。

59ページ、特別養護老人ホーム整備事業補助金1億円でございますが、現在、事業を進めております岩瀬福祉会が実施する天栄ホームの増築事業に対する補助でございます。事業費は、おおむね設備等の購入も含めまして3億7,000万円程度となる見込みでございまして、約3分の1程度の補助となる予定でございます。

59ページの3目老人福祉施設費、今年度547万3,000円、比較89万6,000円の増でございます。老人福祉センター、高齢者コミュニティーセンターの維持管理経費でございます。

60ページの15節老人福祉センター改修工事請負費でございますが、経年劣化により不調となりましたエアコンの改修工事を計上したものでございます。

4目福祉医療費、本年度9,605万3,000円、比較435万8,000円の増。後期高齢者医療に要する経費でありまして、19節後期高齢者医療広域連合負担金が療養給付費の増加に伴い、増額となっております。

5目障害対策費、本年度1億957万9,000円、比較609万5,000円の減。減額の要因でございますが、13節委託料の一番上、地域生活支援事業委託料、それから次のページ、62ページの

20節扶助費の下から3行目、障害者自立支援給付費、これらがいずれも利用者が減少しているということから、それぞれ減額となったものでございます。

6目放射能対策費、本年度613万円、比較38万5,000円の増。道の駅2カ所での検査委託、それから検査装置の維持経費であり、おおむね前年度と同額でございます。

なお、先ほど歳入のほうでご説明がありましたが、福島再生加速化交付金、国庫補助金でございますが、福島再生加速化交付金がこの事業の補助として充てることとなっております。昨年度までは、県の消費者行政活性化交付金として、県補助金として交付を受けておりましたが、28年度から制度改正に、直接国庫から補助が入るといったこととなっております。

7目臨時福祉給付金給付事業費、本年度1,084万2,000円、比較14万9,000円の増。平成28年度は2種類の給付金が給付されることとなります。

63ページの19節です。一番上の臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成27年度と同様に、村民税の均等割が課税されない方に対し、1人当たり3,000円を給付するというもので、1,000人を見込んで300万円の計上となっております。

その下の年金生活者支援臨時福祉給付金につきましては、その上段の臨時福祉給付金の対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方に対し、1人当たり3万円を給付するというようなものでございます。65名分を見込んでおります。どちらの給付金も村民税の確定が必要であるということから、おおむね8月からの申請受け付け、10月からの支給開始を予定しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度5,807万5,000円、比較199万3,000円の減。

7節の賃金でございますが、保健センターに開設しているわんぱく広場の臨時保育士3名の賃金、それから広戸小に開設している放課後児童クラブの支援員、補助員の賃金でございます。

65ページの備品購入費につきましては、わんぱく広場の遊具購入の費用でございます。

それから、19節、中段、てんえいジュニア応援金につきましては、真に経済的な支援が必要である世帯、保護者の両方が村民税非課税世帯、それからひとり親である世帯の中学3年生に対して1人当たり5万円を支給するという内容でございます。

その下の施設型給付費につきましては、昨年度から始まった新たな子ども・子育て制度におきまして、私立または村内の幼稚園に通う子供に対する給付費として計上しているものでございます。対象者は現時点で未定でございますが、5名程度を見込んで予算を計上しているものでございます。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 2目児童福祉施設費、これは湯本へき地保育所に係る費用とな

ります。本年度1,011万5,000円、比較181万7,000円の減でございます。主な理由としましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費、こちらのほうが職員の給料等が減をしております。それで、7節賃金については増となっております。ほかの節につきましては、ほぼ昨年並みの計上となっております。

以上です。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3目児童措置費、本年度9,078万4,000円、比較315万円の減。児童手当でございます。対象者の減により、給付額が300万円ほどの減となったものでございます。

〔天栄保育所長 山本サト子君登壇〕

○天栄保育所長（山本サト子君） 4目保育所施設費、本年度6,346万1,000円、709万2,000円の増でございます。主な理由といたしましては、2節、3節、4節の334万8,000円の増。これは人件費の増によるものです。また、7節賃金291万円の増、11需用費42万8,000円の増。主な理由は入所児童の増によるものです。

71ページをごらんください。

5目放射能対策費、本年度15万円、比較ゼロ、同額でございます。これは給食の放射能検査に要する経費でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） その下の米印、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費でございますが、平成27年度をもって事業完了となったことから、本年度の計上はなくなったものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度868万3,000円、比較15万3,000円の減でございます。おおむね昨年度と同様の計上でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度24万円、比較ゼロ。被災者用住宅借り上げ家賃の補助、1名分でございます。昨年度と同額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度4,614万7,000円、比較204万8,000円の減。所属職員の人件費、それから公立岩瀬病院への分担金などの計上でございます。

74ページの委託料につきましては、マイナンバー導入に伴うシステム改修が完了したことにより減額となっております。そのほかにつきましては、おおむね昨年度と同様の計上でございます。

2目予防費、本年度2,861万4,000円、比較126万9,000円の増。妊婦健康診査、それから乳幼児健診など母子保健の事業費、それから予防接種事業の経費でございます。

75ページ、13節の委託料、予防接種委託料につきまして、法定予防接種の制度改正に伴いまして、昨年度から比較して100万円の減となっております。

それから、19節の中段、予防接種交付金でございますが、法定外の任意接種に対する村独自の補助としまして、幼児に対するB型肝炎、ロタウイルス、それからおたふく風邪ワクチンなどの補助経費を計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目環境衛生費、本年度8,859万3,000円、比較2,421万9,000円の減でございます。

77ページの28節の繰出金でございますが、事業勘定への繰出金が1,500万円ほど増、それから簡易水道事業特別会計への繰り出しが4,000万円ほどの減となったものでございます。

4目健康増進事業費、本年度1,455万8,000円、比較210万2,000円の増。健康づくりプロジェクト関連経費を計上しております。昨年度に引き続き、検査費用の無料化、ピロリ菌検査の助成、それから目標達成者への村商品券の贈呈などを実施してまいります。

78ページの19節人間ドック費用助成交付金でございますが、会社など、いわゆる社会保険に加入されている方の扶養親族の方に対するドックの助成がなかなかないというようなことから、そうした方々がドックを受診されていない現状にございます。そういったことから、28年度の新規事業としまして、全ての村民の方々がドックの受診機会を得やすいようにというようなことで、その社会保険の扶養親族の人間ドック受診に対して国保、それから後期高齢保険と同様に、2年に1回、日帰り8割、1泊2日で7割の助成をするというようなことで計上しているものでございます。90名分を見込んで計上しております。

5目保健センター施設費、本年度1,796万円、比較41万5,000円の減でございます。健康保健センターの管理経費でございます。ほぼ前年度と同額でございます。

6目墓地公園施設費、本年度77万8,000円、比較3万円の増。管理経費で、ほぼ増額でございます。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長(伊藤栄一君) 7目放射能対策費、本年度9億1,058万4,000円、比較30億7,703万1,000円の減でございます。これらにつきましては、地区除染あるいは仮置き場の建設工事等々が大きなのがほぼ終了を迎えたというようなことで、事業費が大きく下がったというものでございます。今年度におきましては、除染の最終年度として最終的な事業を行っていくというふうなことでござっております。この中で、特に大きいのが81ページの中の委託料で、地区除染事業委託料3億2,300万でございますが、各地区集落ごとの地区除染については発注は終わったといったことで、この経費につきましては、主に通学路、そういった道路関係の除染を計上したものでございます。

それから、工事請負費の中の除染土壌等仮置き場設置工事、これも昨年度と比べますと、

5億4,000万ほど事業費が減っているんですが、これは最終的には高戸屋の2期工事分を計上したものでございます。

次のページをお開きください。

これは公立岩瀬病院の内部被曝検査の負担金というようなことで計上したところでございます。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、11時15分まで休議いたします。

（午前11時01分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度5,369万7,000円、比較931万3,000円の増であります。

15節の工事請負費、リサイクルハウス修繕工事請負費につきましては、急を要する修繕の発生に備えて計上しているものでございます。

それから、19節須賀川地方保健環境組合負担金につきましては、新ごみ処理施設の建設事業開始に伴い、増額となったものでございます。

2目し尿処理費、本年度1,707万2,000円、比較171万4,000円の増。し尿処理量の増加により負担金が増となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度予算額63万6,000円、比較18万4,000円の増でございます。19節負担金、補助及び交付金の中で合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございます。今年につきましては、建てかえ1基と、あと新規1基というようなことで、1基分増となっております。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、本年度予算額3,494万9,000円、比較608万1,000円の減でございます。これにつきましては、水道事業会計繰出金の減によるものでございます。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度予算1万3,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上となっております。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額525万2,000円、4万3,000円の増となっております。こちらもほぼ昨年同様となっております。

2目農業総務費、本年度予算額5,461万5,000円、比較988万9,000円となっております、こちらにつきましては、2節、3節、4節の給与で人数が1名ふえている部分となっております。

3目農業振興費、本年度予算額2億722万4,000円、比較、増減7,517万9,000円。こちらにつきまして、主なものを申し上げます。

13節で新規事業としまして、天栄村農業促進ハウスの指定管理料が150万円入っております。

次のページにいきまして、下から2、委託料の道の駅「羽鳥湖高原」トイレ新設実施設計委託料で300万円、15節の工事請負費、こちらで道の駅「羽鳥湖高原」の整備工事で2,100万円となっております。

また、19負担金、補助及び交付金でございますが、こちらで89ページの上から2つ目でございますが、中山間地域等直接支払交付金、こちらが16集落から19集落にふえまして、金額でいいますと、1,333万9,000円ほど増額となっております。

また、下から4行目の環境保全型農業直接支払交付金、こちらにつきましても、人数がふえておりまして、662万円の増となっております。

また、一番最後の多面的機能支払交付金でございますが、こちらで約1,813万2,000円、こちらで7地区から9地区ということで、取り組み地区数がふえておる関係から増額となっております。

次ページをご覧ください。

次ページの最後のところでございますが、元気な産地づくり整備事業補助金、こちらにつきましては、新規事業でございますが、こちらで1,705万7,000円が増加となっております。

4目畜産業費、本年度予算額50万6,000円、比較、増減ゼロ。昨年同様の計上となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 5目農業施設費、本年度予算額2億432万1,000円、比較564万4,000円の減でございます。これにつきましては、13節委託料でございます。農業基盤整備促進事業測量設計委託料が昨年度より500万ほど落ちております。あと、28節の繰出金で簡易排水処理施設特別会計の繰出金が50万円程度下がっております。

内訳としまして、今年度の事業につきましては、2年目となります農業基盤整備促進事業の糯田地区の測量設計、また工事を実施したいと考えておりまして、15節で農業基盤整備促進事業工事請負費として2,000万円計上してございます。

負担金としまして、19節農業用特定管路等特別対策負担金、これにつきましては375万円を計上しております。

昨年に続きまして、農業基盤整備促進事業費補助としまして、湧水処理に550万円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

- 参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 6目水利施設管理費、本年度予算額1,803万8,000円、比較397万7,000円の増となっております。こちらの主なものでございますが、次ページをごらんください。

93ページの19負担金、補助及び交付金のところでございますが、防災ダム事業負担金としまして400万円のほうを計上しております。これは28年度から6年間で実施するものでありまして、28年度事業は約1億、市町村の負担金が4%ということで、400万円の計上をしております。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

- 税務課長（森 廣志君） 7目国土調査費、本年度予算額3,688万8,000円、比較813万円の増。増加の要因といたしましては、次のページ、13節の委託料で、27年度に実施しております広戸第23地区の後期の工程分の委託料、そのほか28年度に新規地区としまして2地区、広戸第24地区と湯本第25地区の前期工程分を計画しておりまして、その委託料を計上しているため、782万円の増となっており、それに伴い、11節の需用費も19万7,000万の増となっているためでございます。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

- 参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 8目水田農業構造改革対策費、本年度予算額1,157万2,000円、比較400万円。こちらにつきましては、19負担金の中で一番上の水田利活用推進助成金400万円、こちらが新規の事業でございます。こちらにつきましては、飼料用米の助成金としまして約80ヘクタールを予定しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度予算額294万2,000円、比較178万8,000円の増となっております。こちらの主なものでございますが、19負担金の認定農業者会補助金、こちらにつきましては、昨年度認定農業者が増加しまして、147名現在おります。こちらで約30万円の増加となっております。

また、一番最後の青年就農給付金事業補助金、こちらにつきましては、新規事業でございまして、新規の青年就業者に年間150万円を交付する事業となっております。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

- 学校教育課長（清浄精司君） 10目開発センター費でございます。本年度予算額84万3,000円、25万4,000円の増。増の要因でございますが、需用費の修繕費におきまして、施設修繕費でございますが、センター内の避難用誘導灯の器具修繕のため、30万円ほど増となっております。そのほかは前年同様でございます。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度予算額539万6,000円、比較45万4,000円の増となっております。こちらの主なものでございますが、18備品購入費でございます。収納用コンテナをイベントの準備品等が入らなくなってきましたので、こちらを設置して収納するという形で、収納用コンテナが新規の事業となっております。

12目緊急雇用創出費、本年度予算額140万8,000円、比較26万9,000円の減。こちらにつきましては、農地管理事務の臨時事務員の賃金となっております。

13放射能対策費、本年度予算額3億7,333万6,000円、比較3億5,976万円の増となっております。こちらでございますが、13の委託料でため池詳細モニタリング調査2,000万円、ため池底質除去工事設計業務委託料で1,200万円、効果測定モニタリングで750万円、こちら3つとも新規事業となっております。それと、15の工事請負費でございますが、ため池底質除去工事請負費1億2,000万円。

次のページをご覧ください。

農業系廃棄物処理事業工事請負費2億227万5,000円、こちらも新規事業で、こちらの全てを合わせますと、約3億6,100万円という形で増加の主なものとなっております。この農業系汚染廃棄物処理事業工事請負費につきましては、シイタケのほだ木の処理というふうな形となっておりますので、よろしく申し上げます。

2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額3億2,291万6,000円、比較2億7,121万5,000円の増となっております。こちらでございますが、この増の主なものでございます。13の委託料、99ページのほうでございますが、年度別計画作成業務委託料、こちらは森林再生事業という事業でありまして、こちらの年度別の業務作成が5,000万円、同意取得で2,200万円、森林整備業務委託料で2億2,820万円ということで、こちらで合わせますと、約3億20万円の増加というふうになっております。主なものは、この部分でございます。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 2目林業振興費、本年度予算額892万2,000円、比較71万9,000円の増でございます。これにつきましては、2節、3節、4節、人件費の増によるものでございます。そのほかにつきましては、例年どおりの計上となっております。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 3目放射能対策費、本年度予算額10万円、比較15万円の減。こちらにつきましては、安全なきのこ原木供給事業で、今年度は2,000本の支援というふうな形になっておりまして、15万円ほど減額となっております。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度予算額51万4,000円、比較19万円の減となって

おります。こちらにつきましては、19の負担金、補助及び交付金の最後の羽鳥湖わかさぎ漁業復興対策事業補助金、こちらが昨年度より19万円減っているものとなっております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1万2,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上となっております。

2目商工業振興費、本年度予算額776万1,000円、比較39万3,000円の減となっております。こちらの減でございますが、19負担金、補助及び交付金のところでございますが、東日本大震災の利子補給で約18万円、その次のページの経済対策利子補給事業で12万円、一番最後の特別経済対策利子補給事業で約4万3,000円の減となっております、これが主なものとなっております。

3目観光費、本年度予算額1,517万6,000円、比較404万9,000円。こちらでございますが、新規事業ということではないんですが、昨年は地方創生事業のほうに振りかえになっておりまして、主な増えたところでございますと、報償費の中でキャンペーンクルーのPR活動費40万円、あとは13の委託料の後継者対策事業委託料、こちらも250万円が増え、昨年は地方創生事業ですが、今年度こちらのほうに入っております、増えております。また、18の備品購入費の部分で、これはキャンペーンクルーの制服でございますが、32万4,000円がふえております。主なものは、今主なものでございます。

105ページをご覧ください。

4目地域開発費、本年度予算額1,013万9,000円、比較501万4,000円の増となっております。こちらでございますが、地域おこし協力隊の部分でございます。現在、昨年度は2名の予算でございましたが、ことしは3名ということで、1名の募集をかけております。こちらにつきましては、報酬で約380万円が増となっております。それ以外には、使用料及び賃借料の部分で公用車の使用料、あとは建物の賃借料で約100万円の増となっております、こちらが主な増加の部分となっております。

5目緊急雇用創出費、本年度予算額1,226万6,000円、比較199万2,000円の減となっております。こちらにつきましては、人数が昨年度の当初予算の5人から4人に減っておりまして、委託料の中で天栄村の中小企業復興事業委託料で1名、地場産品安全・安心PR事業で2名、観光産業振興促進事業委託料で1人という雇用の予定をしております。

6目放射能対策費、本年予算額830万円、比較730万円の増となっております。こちらにつきましても、昨年、地方創生のほうに振りかえになっておりまして、19負担金、補助及び交付金の中で風評被害対策商品券発行事業が昨年の予算から230万円の増、元気です天栄観光誘客事業補助金のほうが300万円、合宿誘致助成事業で150万円、真ん中の風評被害に部分で昨年100万だったものが150万で50万で、トータルで730万円の増となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1,020万6,000円、比較17万8,000円の減でございます。これにつきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。

108ページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億191万5,000円、比較923万6,000円の減でございます。これにつきましては、13節委託料でございます。橋梁点検・補修設計業務委託に今年度800万円の計上をしております。

除雪委託料につきましては、前年度並みの計上となっております。

14節でございます。賃借料の土地賃借料でございますが、これが国有林の貸付でございますが、例年より道路に部分については減額というふうなことになってきております。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費でございます。交通安全施設整備工事費に区画線、あとガードレールの設置としまして620万円を計上してございます。

25節天栄村除雪車の基金として540万円を計上してございます。

2目道路新設改良費、本年度予算額2億2,619万3,000円、比較1,370万4,000円の増でございます。主な理由でございますが、13節委託料でございます。児渡・滝田線の改良測量設計委託費としまして、新たに1,300万円を計上したところでございます。橋梁詳細点検委託料としまして3,800万ほど計上しております。これは村内の橋の点検をするものでございます。あと、新たにのり面補修測量設計委託料としまして、二岐線ほかで500万円の計上となっております。

112ページをお願いいたします。

戸ノ内・丸山線道路改良工事費としまして2,900万円を計上しております。これは前年度より500万円程度ふえております。のり面補修工事請負費としまして、これが3,500万円ほど計上しております。これが新たな事業でございます。二岐線ほかでございます。

3項河川費、1目河川費、本年度予算額327万2,000円、比較50万円の増でございます。これにつきましては、15節除草工事請負費の増によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

4項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額2,931万8,000円、比較1,795万5,000円でございます。この大きな要因としましては、19節賃貸住宅建設費補助金としまして2,000万円を計上したものでございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億3,136万円、比較859万3,000円。これにつきましては、須賀川地方広域消防組合に対する分

担金が増加するものでございます。

次のページをお開きください。

2目非常備消防費、本年度3,001万9,000円、比較4,551万5,000円の減。まず、前年度実施しておりました防災倉庫の設置工事、それから地域防災計画の策定、こういった事業が完了となったことから、全体事業費が減少したものでございます。ただ、本年度におきましては県中地方総合防災訓練、これが10月に開催をすることとしておりまして、それに係る経費、全体で300万ほどでございますが、それらを計上したものでございます。この県中地方総合防災訓練に要する経費の主なものとしましては、115ページの需用費の下から2番目、賄い材料費40万、それから16節の原材料費、砂・砂利70万、それから備品購入費の被服、これらが防災訓練用として新たに計上をしたものでございます。

続きまして、116ページ、3目消防施設費、本年度1,798万円、比較1,370万9,000円の減。これにつきましては、前年度におきまして消防ポンプ自動車の購入があったといったことから、全体事業費が減少となったものでございます。

また、19節の負担金の中で水道事業負担金、これは消火栓の負担金でございますが、これが900万ほど増加したといったところでございます。

4目水防費、本年度2,000円の比較ゼロの同額計上でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度552万3,000円、比較131万円の増でございます。この要因としましては、13節の防災行政無線の中の保守点検が屋外子局が増えたために、保守点検料の経費が上がったといったことで、これが増加の主な要因でございます。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前11時43分)

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 117ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額130万2,000円、比較増減ゼロ。前年度と同様の予算となっております。

2目事務局費、本年度予算額9,884万8,000円、150万2,000円の減。増減の主なものでございますが、1節報酬におきまして外国語指導助手報酬、こちらが176万円ほど増となっております。これは現在の外国語指導助手の任期が本年7月末をもって切れるため、8月からは

2名体制で小学校、中学校、幼稚園、湯本保育所等の指導に当たるためのものがございます。
次のページをご覧ください。

需用費で施設修繕費が270万円ほど減となっております。

あと、12節役務費におきまして、昨年度、旧天栄中校舎を解体した際に出ました蛍光灯の安定器等のPCB処理手数料を昨年度予算化しておりました。これの処分が終わりまして、本年度は予算化していないため、ここで260万円ほどの減となっております。そのほかは昨年度同様の予算額となっております。

122ページです。

3目緊急雇用創出費、本年度予算額573万1,000円、254万9,000円の減。これにつきましては、特別支援教育支援員、昨年度は6名の雇用をしておりましたが、今年度、県の予算からの確定の関係で4名となり、2名減のため減額となっております。

4目放射能対策費、本年度予算額12万円、122万円の減。ここでは、昨年度、放射線から子どもの健康を守る対策支援事業ということで、スキー教室を開催しておりました。この委託金がなくなったため、本年度は村単独事業ということで、各学校のほうにバス代等を今回計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額5,034万8,000円、1,085万1,000円の増。

次のページをご覧ください。

委託料の中で、下から2つでございますが、小学校校舎老朽化危険箇所調査設計業務委託料、同じく修繕工事監理業務委託料ということで108万円、32万4,000円を予算化しております。

15節工事請負費におきまして、広戸小学校老朽化危険箇所修繕請負工事ということで918万6,000円予算化をしております。この辺が増になっております。

また、14節使用料及び賃借料におきまして、自動車借り上げ料、こちらも増となっておりますが、この中では湯本小学校の少人数をカバーするため、大里小まで行つての交流事業を新年度20回予定しております。そのためのバス代をここで予算化しております。

2目教育振興費1,278万2,000円、728万4,000円の減。

次のページご覧ください。

増となるものがございますが、13節委託料の中で英語活動プログラム作成業務委託料を予算化しております。これは天栄村教育研究会の中に仮称でございますが、英語推進部会というものを設置いたしまして、小学生を含めました英語活動のプログラムを作成し、英語力の強化を図ってまいりたいと思っております。

18節教材備品におきまして、昨年度は小学校教科用図書、4年に1度の改訂ということで指導用図書の購入がございました。昨年度、815万5,000円ほど見ておりましたが、今回これ

がないために減額となっております。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,661万2,000円、297万8,000円の増。こちらにつきましては、11節需用費におきまして、施設修繕費が134万円ほど増となっております。次のページでございますが、14節自動車借り上げ料で68万2,000円ほど増額となっております。そのほかは前年度と同様でございます。

2目教育振興費1,868万7,000円、699万2,000円の増。

次のページをごらんください。

こちらにつきましては、18節備品購入費の中で、こちらは中学校のほうでございますが、中学校の教科用図書、こちらが4年に1度の改訂になります。この改定に伴う指導用図書の購入として717万円ほどここで見ております。そのほかは前年度とほぼ同様でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度予算額6,077万5,000円、134万7,000円の減。こちらにつきましては、11節で施設修繕費が78万円ほどの減、あと次のページ、備品購入費におきまして43万円ほどの減、あと19節で通園補助金が33万円ほどの減でございます。そのほかは前年並みでございます。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度3,788万2,000円、比較251万4,000円の減であります。主な理由としましては、2節から4節までの職員人件費に係る部分で150万円ほどの減額となります。

また、134ページ、8節の学校支援に係る費用40万円程度の減額となっております。

また、昨年、18節の備品購入として計上しておりました加湿器購入に係る費用などが減額となるためでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上であります。

2目生涯学習費、本年度443万、比較41万4,000円の減であります。主な理由としましては、各種講座に係る費用の見直しを行いまして、減額となっております。

また、136ページ、新規事業としまして、19節天栄村国際交流協会補助金としまして、新たに20万円ほど計上しております。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 3目湯本公民館費、本年度185万1,000円、比較4万円の減でございます。ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 4目文化財保護費44万3,000円、比較46万2,000円の減であります。主な理由といたしましては、平成27年度、村指定文化財の飯豊地区、津室館城跡の石碑修繕に係る補助金を計上しておりましたが、本年度は例年どおりの計上となっております。

5目伝統文化施設費、本年度591万4,000円、比較9万8,000円の増であります。ほぼ例年

どおりの予算計上ではございますが、ふるさと文化伝承館の展示用照明の修繕費用としまして、11節施設修繕費のほうを計上しております。ほかの部分については、例年どおりの予算計上となっております。

6目生涯学習センター費1,046万2,000円、比較92万9,000円の増であります。主な理由としましては、村の備品であります太鼓の修繕費用としまして、140ページの11節備品修繕費の中に86万円ほど修繕費として計上しております。

また、141ページ、15節工事請負費としまして、自転車置き場新設工事費用としまして61万円、掲示板設置工事請負費としまして51万5,000円を計上しております。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度1,135万2,000円、比較120万6,000円の減であります。主な理由としましては、昨年度、羽鳥湖畔マラソン大会用としまして、テント購入費用を計上しておりましたが、不足分のテントにつきましては、テント賃借料としまして、次のページの14節使用料及び賃借料より28万1,000円ほど計上しております。また、会場周辺の草刈り等の整備費用としまして、前の13節委託料に環境整備委託料としまして20万円を計上しております。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 2目湯本保健体育費、本年度393万9,000円、比較77万9,000円の増でございます。主な理由としましては、11節施設修繕費、昨年、体育館ポーチ修繕していきまして、それで282万ほど計上していたんですが、そちらがなくなったということと、あと15節工事請負費におきまして、湯本テニスコートの解体工事を実施するというので285万を計上させていただきました。そのほかの費用につきましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 3目学校給食センター費、本年度予算額4,402万8,000円、131万円の増でございます。主な理由でございますが、次のページになります。14節使用料及び賃借料におきまして、昨年度からリースを開始しました食器・食缶洗浄機の賃借料、あともう一つが18節備品購入費の中で新年度、食器消毒保管庫の更新を予定しております。そのほかは、ほぼ前年並みでございます。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 4目天栄体育施設費、本年度936万5,000円、比較60万1,000円の増であります。主な理由としましては、屋内運動場の玄関の下屋の柱が老朽化しているため、11節施設修繕費の中に50万円ほど計上しております。

また、総合農村運動広場の西側駐車場の区画線、こちらのほうを整備するため、15節工事請負費のほうに40万円ほど計上しております。そのほかにつきましては、例年どおりの計上

となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 148ページでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度予算40万円、比較ゼロ円でございます。これにつきましては、前年度と同様の計上となっております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ円でございます。存目の計上となっております。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも昨年と同様、存目の計上となります。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ円。例年どおりの存目の計上でございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億5,277万2,000円、比較451万9,000円の増でございます。これにつきましては、全体的な起債の中で元金終了に近いものが増えてきたといった観点から、元金が増えたものでございます。

2目利子、本年度4,156万3,000円、比較108万2,000円の減。今の理由と同様でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円の存目計上でございます。

2目建物取得費1,000円の存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度651万、比較27万円の減でございます。

以上をもちまして、平成28年度天栄村一般会計の予算の説明を終了いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 58ページの19節天栄村老人クラブ育成事業補助金72万1,000円となっておりますが、これの会員数は何名か。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

27年度末現在で会員数は117名でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 会員数が117名ということになると、大分いるなどは思うんですが、何か何年か前に老人クラブ連合会ですか、解散になったということを知っていますけれども、今は各部落、全行政区に在るということじゃなくて、限られたあれですか、行政区。その行政区名と、その補助金がありますよね、72万1,000円。それはどのように使っているか、教えていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、老人クラブを設置している行政区でございますが、高林区、飯豊区、大里東部区、小川区の4行政区でございます。それぞれクラブの会員の交流事業、それから研修、旅行といった事業の補助として使われております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） はい、わかりました。

続きまして、65ページの19節施設型給付費459万となっておりますが、これは補正予算でちょっとお話はあったんですけども、私立幼稚園の補助金ということで、5名程度見込んでいるということなんですけど、これでよろしいんですか、そういう説明で。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

私立幼稚園に対する給付費ということでございますが、27年度から始まりました新たな子ども・子育て制度のその制度に移行した幼稚園に対しては、この給付費が支払いになると。その制度に移行しない従来のままの幼稚園に対しては、教育委員会のほうから就園補助ということで補助が出るというようなことになっております。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、所得に応じて何か金額を一人一人同じということはないんですかね。所得に応じて、何か昨年度の説明では7万から20万くらいの以内で個人差があるということは聞いておりますが、そういうことでよろしいんでしょうか。

あとは、先ほど何か教育委員会のほうからも、その補助金があるということだったんですが、それちょっと私、はっきり聞き取れなかったものですから、見ると教育委員会と2つ何かダブって支出しているのか、補助金あるのかななんて思って考えているものですから、そこら辺ちょっと、どこが住民課でやって、教育委員会はなぜそうなっているのか、お願いし

たいと思います。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 私のほうからは、私立幼稚園の就園奨励費補助金ということでご説明をさせていただきます。

今の住民福祉課長のほうから説明があったものと、学校教育課で補助金として出しているものについては、その対象となる園が違いますので、重複しているものではございません。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 対象となっている園ということは何のようになっているんですか。

私立だから、私立に対する補助ということで、何かちょっとわからないんですけども、そこから辺詳しくお願いします。私立幼稚園に対する補助金でしょう、住民課のほうと、あと教育委員会の。まず、住民課のほうから、じゃ、お願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、私立の幼稚園でも、その新たな制度に移行する幼稚園と、従来のままの幼稚園がございます。新たな制度に移行する園に対しては、今お聞きになっていらっしゃる施設型給付費ということで支払いになる。従来制度に移行しないままの幼稚園につきましては、就園補助ということで保護者のほうに補助が出るというようなことでございます。

○議長（小山克彦君） 課長、その新たな制度とかというのを簡単に説明しないとわからないんじゃない、違うのか。

○住民福祉課長（揚妻浩之君） その新たな制度なんですけど、今までですと、従来、就園補助ということで個人に対して補助金が出ておりました。それが新たな制度になりますと、今度は個人に対してではなくて、施設に対して、公定価格と言われるものなんですけど、1人当たり4万円とか、5万円とか、その施設によって違いますが、それが直接給付費ということで施設のほうに支払いになります。ですので、そういった制度に移行する園もあれば、従来どおり、制度に乗らないで、保護者が補助金を受け取って、自分の保育料を上乗せをして施設に払うというような、そういった制度のまま残る園もございます。そこで、ちょっとわかりづらいんですが、区分けになっているということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 内容はわかりましたが、5人程度を見込んでいるということなんですけれども、その5人程度を見込んでいる人に対しては、新たにこの施設型給付ですか、あ

とは幼稚園の就園補助ということで、どちらに入るといことは大体わかるんですか。そうすれば、1つの施設に入れば従来型の、そうすれば2つダブって払うことはないと思うんですが、そういった点はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

その施設が4月以降どちらになるか、まだわからないところがございますので、3月の段階では両方で見ているところもございます。この後、確定した段階で、その辺の振り分けは出てくるかと思えます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） はい、わかりました。

それで、続きまして、99ページ、19節の691万、19節です。691万4,000円、これが計上になっておりますが、昨年と比べて何か今年は約300万ほど増額となっております。それで、その内訳は中に書いてありますが、それで質問ですが、昨年の3月議会の答弁では出動回数、捕獲の700回くらいということで、イノシシの捕獲が40頭で80万くらい出したという、こういうことを聞いております、昨年。それで、本年度はどのくらいの目標か、まず。それで、現在の捕獲数は何頭やっておるか伺います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

99ページの負担金、補助及び交付金の691万4,000円の中の鳥獣害ということでよろしいでしょうか。

昨年の捕獲頭数は、今のところ約100頭ということでございます。

この中に天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金というのがありまして、30万円、これが捕獲隊のほうに入っている補助金でございます。

その下に天栄村鳥獣被害防止対策協議会、これは協議会をつくっております、こちらの部分につきましては、総事業費で150万円ほど組んでおります。村からの負担金は10万円。

その次に、電気柵購入補助金ということで240万円、これにつきましては、個人でやる1ヘクタール部分のものが40件、団体でやるものが約4件を見込んでおります。

その次に、イノシシ捕獲管理事業補助金であります、こちらにつきましては、11月15日から3月15日までの捕獲期間、猟期です。猟期の部分での捕獲管理事業の補助金になっておりまして、ここで約40頭を見込んでおります。

一番下の天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、これは3月16日から11月14日ま

での有害鳥獣期です。有害鳥獣として猟期以外で捕獲する部分、こちらにつきましては、今年もイノシシ、熊、鹿ということで100頭の予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年も多いし、その前はもっと少なかったんですよね。それで、今年度はあれですね、同額ということで300万ですか。それで、電気柵も購入したということで100頭は見込んでおると、こういうことでありますので、これからも被害防止のために取り組んでいただきたいと思います。

あともう一点だけ。126ページの19節の通学費補助金126万6,000円とありますが、これは昨年よりも若干金額が少なくなっております。それで、この補助になる生徒数は何名になるか見込んでおりますか。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

小学校費の通学費補助金でございますが、新年度の見込みといたしましては、約70名を見込んでおります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 88ページ、15節の工事請負費で道の駅の「羽鳥湖高原」整備工事請負費、これは2,100万と計上されているんですけども、どんな工事するんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらの88ページの15節工事請負費でございますが、道の駅「羽鳥湖高原」の整備工事としまして、トイレの新設のほうを行うような計画をしております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これはトイレ工事だけでこんなにかかっちゃうんですか。これ、あと何かトイレだけか。わかりました。了解しました。

次です。106ページ、19節合宿誘致助成事業補助金150万円と計上されていますけれども、これはどんな方法でやるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

106ページの19節合宿誘致助成事業補助金150万でございますが、今年度も合宿誘致の事業は行っておりまして、合宿誘致キャラバンを組んで首都圏、東京、埼玉、千葉、茨城、あと宮城県もありますが、こちらに合宿の誘致の高校、大学のサークルとか、そういったものを訪問、あとはダイレクトメールを送っております。そして、合宿誘致が来ていただくのに県外だと5万円の補助を行う事業でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは去年も計上していたんですか、これ。去年は実績はどうだったんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

昨年、初年度ということもありまして、数は多くありませんが、大体15組が天栄村に合宿に来ております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） それは具体的に何人来て学校が幾つで、人数は何人だか具体的に説明してもらえますか。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時09分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時10分）

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） どのぐらいの宿泊というふうな形でよろしいでしょうか。宿泊の数で。宿泊の数が延べ宿泊者数です。834泊でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 834名。そしてこれ、学校数とか何かは、わかりますか。あと、県内

か県外か教えてもらえますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

県外が10校です。県内が4校、村内が1校ということで、延べ宿泊者数で834泊になります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これでは誘致のあれで、これだけ金使うだけありますよね、これね。

834では。それではまた、今年も頑張ってください。

続きまして、113ページ、19節賃貸住宅建設費補助金2,000万円と計上されていますけれども、これ具体的に、例えばアパート1戸建てするのにその1軒で終わりではないものですよ、これ。戸数の規定があるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今年度の当初予算で2,000万円の計上となっておりますが、今のところ事業費としまして20%の補助で、限度額を2,000万円としております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、建物の20%。建築費の20%を助成。そうすると、これ2,000万円しか計上していないというと、もっと多くなったら、足りなければ補正組むんですか、これ、どうなんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今年度につきましては1棟というような考えでございまして、もし要望があれば、すみません、1棟ではなくて事業費ベースで20%で限度額2,000万円というようなことでございしますので、新たにそれ以上に事業費が伸びた場合には、補正というような考えでおります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、民間会社か何かに要望か何か出しているんですか。全然まだまるっきりゼロの状態ですか。大和ハウスとか何かに頼んでいるとか何かはあるんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

村内の業者の方、民間の事業者の方を1度集めて聞き取りをいたしました。村としましては、村内の民間の業者の方に1度文書等を回しまして、その中で希望があるかどうか確認して、事業を進める考えでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 村内も大切なんですけれども、大きい会社に頼むのも、アパートが足りないということなんですから、ぜひそれを早目に大きい会社にでもアポってお願いしたらいいんじゃないかなと。20%、これ、建設の費用出すと言えば、結構大手なんかはあると思うんですけれども。民間ではまだアンケートとっただけで、まだ具体的にやるとは決まっていなんでしょう。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今年の予算におきまして、これから募集をかける予定でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私、聞いたところなんですけれども、天栄産業の跡地。あそこをぜひ地主から何かに使ってくれないかという話あるんですけれども、アパートとしてはあの辺がいい場所かなとは思っているんですけれども。あと、前のおりていった駐車場にも結構あるんですよ。あれ、1,000坪ぐらいはありますか。だから、進めるんだったらあそこの辺がまだ一番いいと思うんですけれども。

私も大手知っていますから、それは話かけても大丈夫なんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） じゃ、お答えいたします。

今、議員おっしゃった土地等があるんですが、土地もまだ村では、ここというような場所は提供はしない。土地も含めて建てていただくというようなことで、民間業者の中で土地を求めて、あと、その建物に対する補助は村で20%出しますよと。5,000万円であれば、その上限2,000万ですから、その中でやっていただくようなことで考えておりますので、まずはこの村の予算を使うわけですから、地元でそういう方が、アパート経営をしたいという方がいれば、なるべく地元の方々。それでもいないというようなときには、より広く声をかけていきたいというようなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

続きまして、115ページ、18節事務用備品購入費の被服費106万7,000円になっているので

すけれども、計上しているんですけれども、これは何に使う被服費ですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

18節の被服106万7,000円の内訳でございますが、10月に開催を予定しております県中地方の総合防災訓練、この際に地区の自主防災組織の中で住民に多く参加していただいて、総合防災訓練を実施していくという考えでおります。

その中であって、この被服費でございますが、いろんな一般住民の方々に訓練に参加していただくという中で、昨年実施した調査の中でもそろいのジャンパーとか帽子だとか、あとは雨具類、そういった統一した服装で臨んでいたといったことで、参加した住民の方々の当日のそういったジャンパーとか雨具、帽子、そういったものの購入を計画しております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これは何人を想定してこの106万って計上したんですか。100人ではないですね。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今の総合防災訓練に係る部分については、これは概算ですが、全体で50万程度ということでおおむね、全体的な参加人数はこれから積み上げていきますけれども、大体50万程度のそういった被服というふうな計画をしております。

それから、ここの予算で計上しております被服の106万7,000円の残り分でございますが、これにつきましては消防団の中で、これは毎年補充というような形でもって制帽とか、あるいははっぴ、あるいは団の服とか、そういった通常のメンテナンス更新のための経費でもって、56万7,000円ほど計上しているものでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 昨年、私も平田村に行ってきたんですけれども、住民が余りいなかったです。だから、今年も村長と話して、とにかく消防団のための防災訓練でないんだから、住民に多く参加してもらおうということであれしたんですけれども、これ、女性消防隊もそろえたり、また別個にそろえなければいけないと思うんですけれども、これこの予算の中に入っているんですね。多く参加できるように、何とか見ばえがするように服も何もそろえて、長靴でも何でもそろえてやってもらえると、ちょっと天栄村にとってもう何十年に1回かの事業ですから、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 99ページの林業費。林業整備業務委託、森林環境整備委託とか、これ4つあるんだけど、どういうことをやるんだか。説明を受けたけれども何だかちんぷんかんぷんでわからないから、しっかりと、どういう使い方。品物買うんだか何買うんだかわからない。どういうこと。業務委託だから。

[発言する声あり]

○8番（須藤政孝君） 99だよ。林業費の。13節。

[「13節の委託料って言わなければならない」の声あり]

○8番（須藤政孝君） 委託料。これ金額が多いから。

[発言する声あり]

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えします。

99ページの委託料の部分で、福島森林再生事業の部分でよろしいでしょうか。年度別計画作成業務委託につきましては、28年度は広戸小学校の周辺の山林の除染というか、森林再生についての計画をつくるものでございます。これで広戸小学校と、ほか1地区検討中ということで5,000万を計上しております。

2番目の同意取得事業でございますが、こちらにつきましても、同じく広戸小学校とその周辺のところで山林の所有者の同意が必要になりますので、この所有の同意を森林組合等にお願ひして同意を取得するというような形になります。

最後のこの森林整備業務委託料2億2,000万と、これ約20町歩の部分でございます。20ヘクタールが事業規模、1事業規模20町歩となっています。こちらが今年3地区で大里財産区はこれ繰り越しになってしまうんですが、天栄中学校の周辺と牧本小学校の周辺が28年度事業として行うというふうなことでございます。

現在、28年度中までにできる地区は3地区の山林の整備を行うというふうなことで、今、計画をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） だから、俺聞いているのはそういう面積とかそういうのもいいけれども、そのやり方だ、やり方。どういう、今、田内、矢吹町ではやっているの。だから、それと同じでないかなと思うんだ。ここらならば長沼の二、三年目、この四、五年になるだろう長沼の団地の下の山。抜き切りをして道をつくって、そして下はくいを打ってきれいに編んで、ずっと何町歩もこれやれる。これ、その事業でないのかなと思ひているんだけど、

除染みたいなことを言っているから、除染はやっているんでしょう。だって、中学校の裏でも何でも。ああいう学校の裏の山をきれいに、早い話は10本あるところを5本にして質のいいのだけ置いて、そして道をつくったりきれいに片道に道路っ傍はやるんだわね。そういう事業だっぺ、これ。それを聞いたかったんだ。どういふのだから。今、矢吹町さ行って見てきたほうがいい。とっとやっているから。あっちはもう進んでいるんだよ、去年からやっているんだから。天栄村ではこういうのやらないのかなと俺は思っはいたの。だけれども、役場では余りなこと言われなからね、村長もわかっているからよ。そろそろ始まったかなと思ったの。それは間違いないんだね。わかりました。

もう一点。合併処理の、83か。83ページ。合併浄化槽の整備事業補助金ってこれ、57万4,000円というのはいカ所って聞いたと思っただけけれども、1カ所で間違いないのかな。何カ所もあるの。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

57万4,000円の予算でございますが、内訳でございます。5人槽で新規で1基が17万7,000円の補助となっております。そのほかに、建てかえによりまして5人槽1基で35万2,000円ほど見ております。

以上でございます。

〔発言する声あり〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 新設ですと、5人槽で17万7,000円の補助となります。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、この57万というやつは平米数で言うると、坪でも平米でもいいけど、どれくらいの面積なの。5人槽ということは5人で頭でやるわけ。これだけの坪数あれば、これはこれだけの合併処理を入れなければならないよということになっているんだか。また、20坪くらいのうちならば幾らのやつを入れればいいんだか。それで幾ら補助出るんだか。17万というのは村で出すというやつだべ。小さいやつ。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

浄化槽につきましては、処理人数、槽によって決まっております、ここで見ておりますのはあくまでも5人槽の1基というようなこと。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時31分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時42分）

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

5人槽で130平米以下でございます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） それはわかりました。

それと、この合併処理さ、それ17万円ぐらいの小さいやつを出すわけだべ。早い話は、本管工事がほとんど入っていないところがあるわけよね。そこさ今度、家を建てる時、本管を持ってこねっか合併処理になっちゃうんだよ。なるべくならば本管工事さ入れれば一番いいわけなのよ。金かかったって。こういうの、金かかっからね、合併処理というのは。それにも金は出すべきだべ。幾ら出すのさ、本管工事。同じく出しても俺はいいと思うよ。こっちさ、合併処理さ補助を出しているんだから。俺のうちでは合併処理嫌だから、後から騒がれると大変だから、においするから、だから今度は本管まで金はかかっても、300万も400万もかかってもやると。そうしたら、一銭も出さないという話なのよ。普通、矢吹町あたりは皆、本管はただなんだよ、今だって。それを個人持ちではちょっとかわいそうなんだわね。家を建てるのに。その点はどうなんだか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

農業集落排水事業を始めたときからのお話になりますが、当初、多くの住民を、世帯を入れたいというようなことがありまして、その当時、当初から加入した場合には加入金を取らないというような説明で事業を実施したところでございます。

その際にも、処理区域というふうなことで設定をしました。その処理区域を設定した段階におきましては、そこに住宅がなかったところにつきましては区域外というような形で実施したところでございます。

加入金の話でございますが、当時の水道と同じく、呼びかけた際に、新たに引く場合には加入金も発生しますし、工事費も自己負担となりますというような説明をして事業を始めたところなものですから、区域外であれば補償はないというようなことでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） それでは不公平なんだっていうの。やっぱり、合併処理のほうさ出して本管工事のやつは金額が半端でないから、メーター何万だから、土地買うくらいどころでなくかかってしまうくらいだから。そうしたらば天栄村ではだめだと。じゃ、ほかさ行って、矢吹あたりは農地さ汚水ます入っているんだから、つくっておくんだから、ちゃんと。いつでも宅地になるよう。そういうところさ行ってしまうというわけよ。天栄村はだめだ、金かかる。だって半端でないもの、こんなの。

本管工事は今、村長、敷いてたからわかっぺけれども。深さの3メートルもあったところなんていったら大変なもんじゃないです。それさ一銭も出さないという話はないでしょう。これから住宅建てて金20%も出すという人さ、今度、そのやつ取られちゃえば何もなくなってしまう。アパート建てる何建てるって、そういうのを下水のほうさもちよっと金を回してもらわないと。

うちのほうは、下水もそれ、桑名地区だと早いんだけど、1軒何百メートルあるところさ配管引っ張ったというわけだからね、あのころ。ポンプアップをやっているところもあるし。それでは、なかなか天栄村は距離が伸びないというわけで、合併処理を離れさは入れるようになったんだっぺけれども、そういうところも金をかけているんだから、合併処理の分を本管のほうのやるほうさも、それくらいの補助は出してちょうど同じでないかなと思うよ、俺は、割合が。まして出さなくしちゃったら、これからやっぱりそういうのは見直ししなければならぬから。いつも同じことばっかしやってたんでは、誰でもできるんだから。いいこと進めないで、村民がよくなければ困るよ、それじゃ。人口も増えないよ。増やすべ増やすべって言ったって。家のないところには人間は居られないんだから。村長、どういう考えしているんだ。村長に聞くべ。添田に聞かないとわからない。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、不公平さがあるというようなことも一理ありますが、天栄村に住んでいて、住所を移している方で新築する、建物を建てるという方に対しては、合併浄化槽補助金出しています。それ以外、新規で入ってきた人に対しては、村は合併浄化槽も補助金出していません。

今度は、農業集落排水に接続したいという方で新たにやる方、私のところもそうだったんですが、私のところの母親、隠居を建てた。じゃ、そこには引き込みは自前で引いてくださいよと、自前で引いてきた。そういう家が何軒もこれまでもございます。ここにきて見直し、不公平さは確かにわからないことはないんですが、今までもそういう形で来ましたので、た

だ、今後どういう形で見直しをしていくのか。

今、矢吹町の話もしましたが、矢吹町は住宅を建てるという計画のもとに、農地にその下水道の公共ますの仕込みをしたというようなことなものですから、村はまだそこまで、その計画をもし立てるのであれば、今後そういうことも視野に入れながら進めていかななくてはならないと思いますので、今この時点でそれも同じくしろというようなことは、今の時点ではなかなか判断できない。そこはご理解いただくしかないのかなと思います。

ただ、今後もこの人口減少対策については農振除外とか、そういったところも含めて、ここは住宅のほうに指定するとか、そういう形で持っていくのであれば、それは仕込みは当然やりますよ。やっていかななくてはならないことなものですから。

ただ、公共下水道と違って、ある程度、農集排というのは集落の人口を見て浄化槽の大きさも決めていたものですから、余りにも今度大きくなってしまうと、そこに放流ができない。そのために合併浄化槽でそれは進めていくというようなことなものですから、一概には、じゃ、ここに建物を建てるから農業集落排水のところにつなげるかというのは、しっかりとした計算もしたり人数で割っていかないとなかなかできないものですから、その都度やっぱりご協議をいただくなり、あとは今後に向けては、今、議員おっしゃるような形で人口増につながるような方向を検討はしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） その農業集落排水さは、今現在、天栄村は昔からこれ見直しはやっていないんだよ。だから全部、網にかかっているわけよ。今、これ何、高林・沖内あたりはもうイオンだなんだって、4号国道はないんけれども。こっちの牧之内のいりとは違うんだから、見直しをしてやらないと人口も増えないよ。

天栄米もいべけんども、やっぱり人口が増えないと、これからいろいろな借金があるやつが返されなくなってしまうよ。また借りるようになるよ。これは払わなければならないやつは、払わなければならないんだから、いつまで過ぎたって、代が変わったって。だから見直しをしないとだめなんだよ。いつも同じことをやっているからこういうことになる。

そして、今、高林地区の浄化槽って、うちの田んぼの隣だけれども、これもまだまだ飯豊地区からの、その倍くらいあったって入る土地は持っているんだから。これはなぜかという、新幹線ができるわけだから、松崎岩男さんは倍の土地を買ったわけよ、そこさ。俺、その時、一般質問をやったんだ。そして、まだこんなにならないでしょうと、そしたら村長は要らないわけではないんだと。将来は新幹線がとまるんだと。とまるから、ここさ浄化槽の、その土地は必要なんだと。

そして、何ぼでも土地は買い上げてあるんだから。そして、俺が土地が買えないからでき

なかったんだけど、隣の奥さんに怒られたんだから。あんたの家ではんこついた、俺の家ではんこついたって。いやいや、謝った。これ、くさいのできちゃってなんて。そのとき、今、佐藤君が係だったべ。入ったころばっかし。

やっぱり見直しをやって、これからやっぱり新しい村長になったんだから、きちっとね、いつも前の村長と同じくやっついてはうだつが上がりなくなるから、ぱっとあか抜けた仕事、目玉をちょっとやってくださいよ。いつも同じことでは誰でもできるんだから。

そういうわけで、よろしくをお願いします。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 44ページの19節、定住・二地域居住推進事業補助金とありますが、もう少しこれの内容説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 44ページの19節、定住・二地域居住推進事業補助金の250万円でございますが、これは地方創生事業の一環として国からの交付金をいただくということでございます。

この事業の目的としましては、基幹産業である農業の農作業体験あるいは先住の移住者や地域住民との交流や、空き家内覧を中心とした体験型の交流型モニターツアーを実施するというので、本村の魅力や五感で体感してもらい、本村が選ばれるきっかけづくりに取り組んでいくんだということでございます。

内容としましては、田舎暮らしの体験ツアーの実施。これは従来もやっているんですけども、今回は地方創生の一環として田舎暮らしの体験ツアーを実施するんだということで、その中で食の体験として村内農業体験、あるいは先に天栄村に来られている先住移住者あるいは地域住民との交流、あるいは住の体験として空き家の視察等を行った中で、村としては補助という形でもって事業を後押ししているんだというものでございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） これは、あくまでもその体験ツアーということでよろしいでしょうか。あと、何名規模を予定して、そのツアーを組む予定なんですか、お聞きします。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 2時55分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開します。

（午後 2時58分）

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

この事業は従来も商工会に対する補助金というようなことで継続して、今回も地方創生の一環として取り組むものでございます。この今現在の計画としては、モニターツアー1回20名ということで年に4回で、合計で80名の方を募集するといった計画でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） じゃ、今回も商工会主導でやるということによろしいですか。わかりました。

じゃ、続きまして同じく19節新農業人育成確保支援事業補助金について、中身をお聞きします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

この新農業人育成確保支援事業の補助金1,070万でございますが、これはこの地方創生の内閣府からいただきます交付金、それから農林水産業をもととなる県の補助金でもって10分の10の補助事業で行うものでございます。ですから、その移住・定住を促進するものと、それから農業の振興に寄与するものという2つの観点から1つの事業を行っていくんだというものでございます。

その中で、具体的な内容としましては、詳細については、これからその受け皿づくりはつくっていくわけなんですけど、今、考えられるのは商工会さんのほうに、その受け皿となるべくその中核となっていて、それでもってよそから農業体験をしたいといった方々を募集するという、それから受け入れをしていただく農家の方々を選んでいく。そういった受け入れをしていただいた農家の方々に対しても、一定の支援をするといったもの。そういったことです。

あとは、1人、アドバイザーというふうなものでもって、その全体的な事業を仕組んでいただく方に対する経費。それから、農業に対しては、住宅の補助が必要となればそういった住宅の補助。そういった幾つかの事業が1つのパックになって、よそから農業を通じて移住していただく方に来ていただくための1つの事業だというふうにご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、90ページの19節元気な産地づくり整備事業補助金について、中身をもう少しお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

90ページの19節元気な産地づくり事業補助金の中身でございますが、こちらにつきまして、はハウスのキュウリの部分で、総事業費でいきますと2,500万。村のほうの持ち出しとか補助金でいきますと、215万9,000円となっております。これが6人です。

もう一つが、色彩選別機といいまして、玄米の着色米を抜く機械があるんですが、そちらのほうの機械が527万5,000円です。

あとは、土地利用型対策事業ということで、マニアスプレッダーを2台入れますので、これが約100万円の事業というふうな形になっております。

キュウリの部分が一番多くて、これは天栄村だけではなくて須賀川、鏡石、天栄村というところで、3町村合同で県のほうに申請しまして、天栄村が、今、事業費では一番多いものですから、各市町村からの負担金をいただいて村が窓口になって申請するというような形になっております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） まずそのハウスキュウリについてなんですけれども、個人負担もあるということなんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えします。

6人の合計でございますが、個人負担の合計が1,427万2,800円という形になっております。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 今の金額は、あくまでもその個人負担金分ということなんですか。わかりました。

じゃ、そのお米の色彩選別機と言いましたか、それは個人で購入というか、団体か何かでやるわけなんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こういった県の補助事業ですと個人はなかなか難しく、これはライスセンターが事業主体となってやるというようなことになっております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） ちなみに、どこのライスセンターに置く予定で、村内全域の方が使えるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在予定しておりますのは西郷ライスセンターでございます。西郷ライスセンターで使うというふうな形になっておりますので、全員の方がそこでというのは、西郷ライスセンターがその受け入れをすれば大丈夫ですが、通常ですと西郷ライスセンターさんの買い取りをしている部分というふうな形になります。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） じゃ、西郷ライスセンターの方々に、そのほか地区の方がもしはかってくれとかそういう話があった場合は、西郷ライスセンターの判断ということになるわけでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 西郷ライスセンターさんが収量、とって、そういうふうな形の規約をつくっていけば、そのような形で利用はできるかと思いますが、まだそこまで話のほうが進んでおりませんので、何ともここではお答えできないかなと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 4ページの村税で、固定資産税。昨年度より減額が1,435万2,000円ということで、ちょっと大きめだなという、ちょっと説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

固定資産税の当初予算が前年比1,400万ほど減っている原因なんです、まず家屋につきましては滅失の家屋、壊したという家屋が27年度の課税のときは19棟だったんですが、去年は32棟届け出がありました。その分が減ったということが1点。

あともう一つは、震災特例というのがありまして、震災後に家を新築・改築した場合に、4年間は2分の1減額、残りの2年間は3分の1減額ということで、6年間の特例措置がございます。

23年に震災が起きたわけですが、その年に新築なり改築をした建物につきましては、今年28年度はちょうど5年目に入ります。そうすると、3分の1減額の該当になってくる家屋が出てまいります。そうすると、昨年27年度までは4年までの2分の1減額の建物だけだったんですが、28年度からは2分の1減額の建物と3分の1減額の建物と両方混在して減額が出てまいります。それが27年度ですと124棟だったんですが、28年につきましては合わせて151棟に増えました。

ですから、建物につきましては壊したという届け出が前年比の倍以上になっている。あと、震災による特例の軽減の建物が増えているという部分で、建物の課税額がちょっと減った。

次に、減価償却資産の部分なんですが、これもやっぱり震災の影響で、23年以降はいろんな工場関係で償却資産の買い直しとかがあったんですが、これにつきましても一段落したという形がありまして、通常、土地・家屋につきましては3年に1回の見直しで評価がえというのが行われるんですが、償却資産につきましては毎年減価償却をしますので、新しい償却資産が増えない限りは年々落ちていくということがございまして、前年より落ちているということでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 前年度までは200万ぐらいであったんですけども、減額が。余りにも極端で1,400万ということで、人口減やらそういった影響かなと思って聞いたんで、内容がわかりました。

続いて、12ページの墓地公園でちょっとお聞きします。

墓地公園は昨年視察調査したんですけども、大分残っているようなんですが、昨年度はどのぐらい売れましたでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成27年度の販売数でございますが、4平米の規制価格が5区画、それから6平米の自由価格が1区画、合計6区画の販売となったところでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） それでもまだまだ残っているような感じなんですけれども、昨年度も条例をちょっと変えたようなんですが、その影響とか。それと、あくまでも天栄村の人が買うのを待っているんだか、それとも今後どのように、条例を緩めてもう少し幅を広げていくのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

昨年の条例改正につきましては、代理人の要件を村民に限るとしていたものを、青年であれば誰でもいいというふうに変化したという改正でございました。その影響があるかどうかにつきましては、村外の販売数が、県内の方ですが3件あったということでございますので、多少いいほうに働いていたのかなというふうには考えております。

それともう一つ、もっと要件を緩和する条例改正を考えているかということでございますが、現在、代理人を選ぶ、その前段で村内に墓地がある、または村に本籍がある方という一番高いハードルがあるんですが、この緩和につきましては全く村に縁もゆかりもない方、誰でもいいというふうにしてしまいますと、後々の管理に影響を及ぼす可能性もなきにしもあらずというようなこともございます。販売促進を図るためには、そういった観点も十分検討していく必要はあると思いますが、じっくり時間をかけて検討してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 言うことはわかりました。でも、誰でもいいというようなことは、それは私も考えていないんですが、もう少し広くしたらどうか。いつもそこへ行って、せっかくのあれだけのきれいな公園になっているわけですから、何かいい方法を頭をひねっていただいて、ひとつ売れるような条例を考えていただきたいというふうに思います。それではいいです。

じゃ、もう一点だけ。134ページの放課後子ども教室安全管理ということでお聞きいたします。900万ほど予算計上しておるんですが、昨年度から始まった放課後児童クラブ。このほうによければ移行してもというような説明あったんですけども、また両方の予算計上してありますんで、昨年と同じようなことで進めていくんだらうと思いますが、その辺ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

児童クラブへの移行というふうなことでございますので、その辺についてご説明したいと思います。放課後子ども教室と児童クラブにつきましては、連携をとりながら今後進めていくというふうな形でございまして、今のところ放課後子ども教室の事業継続については、今のところ現状を維持していくというふうなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうしますと、放課後児童クラブは昨年度は広戸小学校をモデルにして進めるという話だったんですが、もしよければ大里、牧本にも児童クラブを進めていき

いという説明があったんですが、牧本も大里も今までどおり放課後子ども教室でよいというようなことで進めているのでしょうか。それとも、児童クラブのモデルの話は進んでいるのでしょうか。牧本、大里。その辺をお聞かせください。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

今のところ放課後子ども教室におきましては、保護者の方々から特に児童クラブ、そういった形での要望、そういったものについては多くの方からのご意見等はございませんが、最近になって児童クラブ等への移行というふうなことはないのかというふうなご質問もございました。

今のところ放課後子ども教室に関しましては、大里、牧本、こちらの地区がほとんどの方が自宅に保護者の方もしくは祖父、祖母、そういった方々がございますので、時間的な制約の部分の中で皆さんが迎えにきていただけるというふうなことでございますので、今のところは保護者の方からの要望等、アンケートとか、そういった部分を確認をとりながら、今後の方向性を示していきたいというふうには考えております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 放課後子ども教室と放課後児童クラブ、これは今の状態で両方進めていくということでもいいんですね。わかりました。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 最初に15ページの国庫支出金の中で、福島再生加速化交付金531万1,000円というのがあるんですけども、これは今まではなかったような気がするんですけども、この内容をお聞きしたいんですけども。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

福島再生加速化交付金につきましては、現在も実施をしております道の駅での放射性物質の検査、その業務を27年度までは県の消費者行政活性化交付金という補助金を充てながら実施をしてまいりました。それが28年度からはその県の補助金がなくなりまして、今度は国からの直接の補助であるこの福島再生加速化交付金という補助金でもって実施をしていくということでございますので、事業の中身としては従来と同じでございます。補助金の名称が変わるということでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） わかりました。

24ページのがんばれ天栄応援基金繰入金の前年度が630万、今年度が2,037万2,000円ですか。これ前にも、これはふるさと納税のあれだと思えるんですけども、前にも何とか一般質問で出ましたけれども、今、啓発活動とかパンフレットの作成とか、そういうのはどのように進んでいるんですか。お聞きしたいんですけども。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

このがんばれ天栄応援基金につきましては、議員おただしのように幾つかの村特産品あるいは宿泊、そういったもろもろがポイント制にして複数のものが寄附者が寄附した額に応じてご自分で選択をされるような仕組みというふうなことで、昨年から改正したパンフレットについて取り組んできたところでございます。

今般ようやくパンフレットの成果品が納品となりましたので、今後そういった利活用、それから村内の出身の方々、そういった方々にPR活動を行っていくこととしております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 他の市町村というのは、もう4億とか5億とかってそういう金額に届いている市町村もありますので、天栄村のほうもふるさと納税基金の応援の皆様方にもう少し詳しく、そして天栄村に来てもらい、また、天栄村には観光地、スキー場、ゴルフ場などもあるので、そういうふうな活性化対策になると思いますので、ふるさと納税の返礼品の、結局、ゴルフのプレイ券なり宿泊券なり、あとはゴルフ場の回数券ですか、そういうのもありますよということで多くPRして、天栄村に一人でも多く村民外の方が来られるように努力してもらいたいと思います。

では、次に入ります。

40ページの15節工事請負費、この856万円ですか。イントラネット光ファイバー移設工事、請負工事と、あと今度は地域イントラネット接続機器工事請負費756万ですか。これはどのような内容なんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

15節に2つの工事が記載されております。まず上のほうでございますが、イントラネットの光ケーブル移設工事請負費。これの100万につきましては、今現在、具体的な工事箇所があって計上したものでなくて、これはいろんな原因があるんですけども、今、既存のイン

トラネットのケーブルが電柱に沿った形でもって張り巡らされております。

この中で、電柱の移設が必要となるケースが1年に1回程度は発生しております。その電柱移設があった場合に、原因者から負担をいただいて、そしてその電柱を移設して電柱移設の工事を行うといったものが発生するために、これは100万円は概算でございますが、そのための予算計上をさせていただいているところでございます。

2つ目の地域イントラネット接続機器の更新の請負費の756万でございますが、これにつきましては平成22年度に光ケーブルを村内に張り巡らせたんですが、その前に、公共施設間をイントラネットでもって高速回線でもって結んでおります。それが整備してから相当数の年限がたってきておまして、その機械や何か、このメディアコンバーターとかいろいろ消耗品だとか、そういった経年劣化が激しくなっているものですから、全部ではないんですけども、緊急性の高いものからこのイントラネットの更新を随時行っていくというものでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 実は私のところに、総務課長もご存じだと思いますけれども、黒沢地区に住んでいる住民の方々から、光ファイバーを引くのに、結局は確か150万かかると言いましたかね。そして、村のほうは半額の75万負担します。そして個人負担が75万ですよということで、確かそこに8軒の方々に住んでいるんですけども、居住している人は確か2名か3名だと思いますよね。

そして、その方々の相談の中で、その75万のお金を8人で割ってそういう相談してくださいというような話だったらしいんですけども、その中の2名の方しか光ファイバーを引くのに賛成というわけじゃないですけども、引いてもらいたいと。そうすると、75万を2名で割ると、やっぱり30万ちょっとの負担になるということで、結局はその方々は私のところに何度も来たんですが、村ともお話ししたんですが、その前の場合は、あれは全部国の補助金で光ファイバーを引いたと思います。そして、その国の補助金がなくなったために、今度は村が半額で個人負担というのに、何かそれに対して幾ら説明しても納得いかないんですよ。

引くには、クロージャーというところがあって、そこからそこまで引くのに150万のお金がかかるんだと。そのために結局は150万に対して村が半額の75万持ちますから、あとは地域の方々で相談して75万を払ってくださいという話なんです。村のほうに、その後の方々との話の進展はどのようになっていますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今のお話でございますが、黒沢地区に移り住んでこられた方がテレビが見られない、地上波が見られないというふうなご相談がありまして、これは原因を見ていきますと、電波が届きにくいエリアだというふうなことで、村内には光ケーブルが網羅しているものですから、そういった光ケーブルを使ってテレビ地上波を見ることができないかといったご相談をされたところでございます。

当時、平成22年度に整備しました光ケーブルの中で、当時住んでおられた方々につきましては、そういった意向調査の上で光ケーブルを使って難視聴について地上波が見られるような体制が整ってきたということでございますが、今回のお話につきましては、その後、新たに移り住んでこられたというふうな方なものですから、今、議員がおっしゃるようなクロージャーというものを今の光ケーブルの張っているところから自宅の近くまで線を引っ張ってこなければ、電波を受信することができないということで、その概算の金額を出したところ150万程度かかるといったことから、村も何とかこれについても見られるような支援も考えていかななくてはならんだろうというようなことで検討していたんですけども、個人に対する助成という形はとれないものですから、何とかお住まいになる方々で幾らでも多くいていただいたほうが1人当たりの負担が少なくて済むので、幾らかでもそういったご賛同する方でまとまっていたいただければ、形としてできるのではないのでしょうかというふうなお話をさせていただいたところでございます。

それで、7番議員がおっしゃるような形でお二人の方が役場に來られて説明をしたところでございますが、村としては、今、申し上げましたように何人でもいいですからそういった幾らかでも7名か8名の方在住でいらっしゃるというようなことなものですから、多くの方々にまとまっていたいただいご負担をしていただかないと、これ、もし後で自分も混ざるといったときに、今度、お互いに不公平感が出てくるものですから、やっぱりやるとすれば1回同じ時期にやっていただきたいということでお話をさせていただいたところでございます。

その結果でございますが、その後は役場のほうに來られたということはございません。そういったところで、何とか多くの方というか、ほかの方々に一緒に賛同していただく方を、今、集めているのに苦慮されているのかなというふうな想像しているところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 住民の言い分は、前は無料でやったのに、新しく天栄村に越してきたら、今度は個人負担が出るということに対してすごく私に対しては不満の声を言っているんですよ。

結局はその方々は光ファイバーが通っているんだから、そこから引けるだろうという感覚でいるみたいなんです。違うんです。役場のほうの説明を聞きますと、クロージャーがあって、そこから引かなくてはならないんだという、その辺の理解がまだできていないようなの

で、その後は私のところにはまた来てはいないんですけれども、来たときには、私にはもうこれ以上は話進めようがないので、村のほうで対応してもらいたいと思うんですけれども、結局は今までの村民の方々、あれは国の補助でやったから無料でできたんですよね。ところが、後から来た方には個人負担があるというのには、何かすごく納得いかないみたいなので、その辺を納得いくように説明してください。

じゃ、次に入ります。

いいです。もう質問されたやつ。じゃ、議長、私の質問終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 1点だけ、先ほどのいわゆる住宅を建てた場合に2,000万ですか、2割の補助を村が出すというふうなことで新たな事業が始まるわけなんですけど、お伺いしますけれども、これ、大体何部屋ぐらいの規模のものを村は想定しておられるんでしょうか。お聞きします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

集合住宅で考えておまして、1棟当たり8戸ぐらいかなと考えております。8世帯。

〔「何DKなの。2DKとか3Kとか」の声あり〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） すみません。2DKでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 察するに、2DKで8世帯分というふうなことなんですかね。8世帯分を想定しておられるということなんですか。

この数なんですけど、どうでしょうか、村長、こんな数で今、需要に応じられますか。少なくとも、私、十二、三は規模、私も何人か、そういう住みたいんだと聞いていますし、いろんなことを想定しています。最低でも十二、三世帯はあるんじゃないかなと思うんですが、その辺、村長はどうお考えですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

もし、できるのであれば、定住促進に向けては2DKのやつが10戸ぐらい。あとは雇用促進、独身者向けというようなことで1Kのものも10戸ぐらいというようなことで、なかなかやってくれる方々の手がまだ挙がっていないのが現状なものですから、そういう動向を見ながら、村とすれば当初は、前にも全員協議会でお話ししましたように大山の工業団地を分筆

したところ。そこがなかなか買い手がないというようなことで、じゃ、その土地であれば村である程度、区画の整地の費用もかからない。そこである程度、年次計画を持ちながらやっていく計画もあったんですが、運よくその土地を求めてくれる企業さんも出てきたものですから、じゃ、新たに土地もつけて建てていただくというようなことで、私とすればもう少し増やしたいとは思いますが、そういう方があらわれてくれば、そういう対応はしていくというようなことで考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 内容をもう一つ、部屋割りについて聞いたかったんですが、部屋は上、下で2DKの部屋になるんでしょうか、それともワンフロア2DK、上も2DKという形になるんでしょうか。どんなつくりで考えて、設計は業者のほうに任せるといことですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

募集要項の中にもその点は入れるつもりではございますが、業者の方にお任せをするというような形でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） わかりました。いずれにしても、天栄村に住みたいという人が多くいるわけですから、この際、20%が25%になっても多少のことですから、これは思い切って私はやるべきだと思いますよ。もう、15、20建てても、私は埋まると思っているんです。

新しい人がよその地域からやっぱり入ってきたいというふうな、よその地域から。私も2人、実はそんな方がいらっしゃいますし、その他も考えてみると10ぐらいは簡単に埋まってしまうというふうなことだろうと思うんです。

ですから、この際、思い切って、先ほどほかからも質問ありましたけれども、下水の本管の話でなくても、やはりほかから入ってきた方あるいは新しく住宅を建てる方がやっぱり多少楽に建てることのできるようなことを、この際、従来の考え方にこだわることなく、思い切った手を打っていくべきではないかなと思いますので、その辺、思い切ってひとつ考えてください。

終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 87ページ、お願いします。

例のレタスハウスのことについてお尋ねしますが、このレタスハウスの事業計画というか生産計画、収支計画をつくっておると、伺ったところ、そのような話されたんですが、それ

ができていますとすれば、ひとつ提出していただきたいなと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

150万円の内訳という形……

〔「いや、3年間、あれでしょう。さっき、条例のときに3年間の積み立て状況。誰が提出してくれるの」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 3年間の……

〔「3年間やったんでしょう」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在までの。

〔「いや、これからやるのに計画書つくったんでしょう」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） はい。

〔「28年度の収支計画」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） では、28年からちょっと読み上げを……

〔「28年か。そうだ。28年だね」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） では、28年度のレタスの計画でございますが、販売でいきますと143万円が販売金額に予想しております。

〔「それ、できるならコピーして来て。みんなさ」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） わかりました。じゃ、ちょっと……

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午後 3時44分）

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開します。

（午後 3時58分）

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） では、お答えをいたします。

今、お手元にお配りしました農業ハウス収支計画、こちらをもとに算定をしております。27年が、本年度の見込みが生産上で言うと約65%。これは1万6,000株を最大というか90%で見た場合の分となっております。

それに対して28年度が68.7%で約1万1,000株、29年度が74.5%で1万1,900株、30年度には75.9%まで生産量をふやすと1万2,100株の部分と、収入はなっております。それに伴い

まして賃金がパーセントで上がっておりまして、電気料は固定でございます。電気料、種子、肥料代につきましてはほぼ固定、資材につきましては28年度当初はかかると思いますが、その次からは少しずつは少なくなるのかなというふうなことで、この3年間の部分で平均しますと141万9,000円、28年度ですと147万7,802円ということで算定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） この計画は当然、この生産者ときちんと話し合つた中で作成されたんだと思うんですが、それでいいんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今、生産者というふうな形でお願ひして毎月アルバイトで来ていただいておりますが、その人たちの部分で昨年、一昨年からのちょっと伸びも見まして、このぐらいだったら大丈夫かなというふうなことで一応相談はしていますが、ここまで生産者のほうは一生懸命やりますというふうなことは話はしていますが、目標としては結構大変、頑張らないと達成しない目標ではございますが、一緒にこの目標を達成できるように指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） やはりこのような事業をやるのには、本人の自助努力というのが一番大事なんですよね。ですから、生産される方とともに年次計画をきちんと立てて、何回、これ、株数は書いてありますが、これ以上できるんだかできないんだかわからないんですが、ただ、心配なのは150万という金額行くわけなんですよ。

そうしますと、今度、これ指定管理者という制度でやるとなるとお任せしてしまうわけですから、そんな悪い考えはないと思いますが、適当な幾らでもいいやと、かえって仕事しないで150もらうんだから給料分は何とかなるんじゃないのかなんていうような考えでやられたんでは一番困るわけですよ。そんなことはないと思うんですが、やはりこれは最低限の数字だというふうに私は見ているんですが、やはりこれ以上の実績を上げるような事業計画を組むべきだと私は思うんですよ。

そうして初めて私たちも村で一生懸命やって、これには本来ならば私らは反対したいんですが、補助事業の問題、それから身体障害者の雇用という面を考慮して、指定管理者制度で3年間はやむを得なく認めようというふうな、私の考えですよ。これ、皆さん、またわからないですが、そんな考えで私はおるんですが、それだけにやはり生産計画、何月から何月はどれだけ、なるべく多くできるなら多くやると。

その間に、これは単なる葉物だけだと思うんですが、やはりトマトの話も出ました。トマトも合間にできるんだかできないんだか、やってみてどのぐらいの収量上がるんだか。私はこれを最低限の計画にしていって、自助努力で頑張ることをお願いしたいわけです。

それと、課長とも前に話したことがあります。この葉物。葉物は今、どこでやっても儲からないんですよ。赤字です。課長もわかっていると思うんですが、去年の暮れだと思うんですが、宮城県で国の補助事業でかなり大きな法人化で葉物野菜やったんですが、だめで、全面撤退というような状況ありました。1カ月くらい前だと思うんですが、浜のほうでもドームハウスでこれも失敗して、自治体でお返しますと、お借りしたものを返しますということなんです。

ただ、どこでも、天栄村の場合、ちょっと変わっているんですよ。ほかは施設を全部提供してもお金まではくれないわけですよ。天栄村はお金でくれてやるわけですから、やはり村もきちんと指導してくれないと。特に指導といっても皆さんは事務屋ですから、生産についての指導というのは難しいと思うんです。ですから、その辺はどういう形で誰に指導を受けるんだかわかりませんが、農協の指導を受けるんだか改良普及所の指導を受けるんだかわかりませんが、やはりきちんと指導員という方を常に誰かに依頼して、やはり指導しながらこの事業をやっていただきたいというふうに考えておりますので、とにかくこんな計画ではだめです。もう少しきちんとした計画をつくってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、もう一点お尋ねします。

すみません。今、言うのを忘れた。続けて申し上げたいですが、これ、村長にお願いしたいんですが、やはりこのような150万ずつ、一応3年間、指定管理者制度でやるような考えであります。やはり前に出ないようだったら撤退するということも考えていただきたい。だから、3年間は一生懸命頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。

それから、もう一点お尋ねします。

147ページなんです。ここの天栄体育施設の需用費の中で、修繕費。施設修繕費100万上がっております。これ、屋内体育館というような話されたと思うんですが、これは新しくできた体育館でよろしいでしょうか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

こちらは屋内運動場としまして、老人センターの南側のほうにございますちょっと古い建物になっているかと思うんですが、そちらのほうの修繕費としまして計上しております。この修繕費の中身でございますが……

〔「それはいいです」の声あり〕

○生涯学習課長（内山晴路君） よろしいですか。失礼します。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 私はこの新しい施設、屋内運動場についてお尋ねしたいんですが、あれ、まだ建てたばかりなのに、あの中すごいほこりだらけなんですよ。あのパイプからあの脇の、最初何かなと思ったら、あれ、ほこりですよ。ということは、あの運動されている方、土ぼこりの中で、あれほど舞い上がっている中で運動されていたんでしょうね。動いたからああいうふうには土ぼこりが上がっていると思うんですが、あれ、あのままでいいんですか。あれを直すような考えは、ほこりを取り払うような考えはないんですか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

ただいま砂ぼこりの件というふうなことでございますが、使用に当たりましては各スポーツクラブの方ですとかスポ少ソフトの方ですとか、そういった方々にできるだけ、少しではございますが水をまいていただきながら使っていただくというふうなことで利用はいただいています。

ただ、テニス協会、そういった方々につきましては、今度は残り水をまきますと、ボールが水を吸ってしまいますので残り弾まないというふうなこともございまして、残り水をまけないというふうな状況ではございます。

砂に関しましては、今のところ砂はできるだけ粒の粗いものということで、できるだけ使用するというふうな形で、当時の砂の細かいほこりが上のほうに舞っているような状況でございまして、ほとんど施設利用した後、ブラシをかけた際に舞い上がるというふうな状況でございまして。

これを改修するとなりますと、かなりの費用がかかるということで、今のところ改修するような予定ではございません。

以上です。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 私も当初つくるときから窓が少ないんじゃないかなという気はしていたんですが、特に冬ですから窓を開けて使うということもないんでしょうけれども、それにしても1年足らずであのほこりには、ちょっと私もびっくりしました。

終わった後のならしでほこりが立つんだかもしれないですけども、終わった使用後のブラシをかけるんだったら、十分水をまいてブラシをかけたほうがいいんじゃないか。通常あれだけのほこりが上がっているということは、相当のほこりだと思うんですよ。

ですから、ああいうほこりの中で運動していて、子どもの体にかえって悪いんじゃないかというふうに思いますし、私たちが見ても、あれ、みっともないですよ。鉄柱の上と脇の上です。もうびっしりです。真っ白ですよ。

今のところないというようなことでありますが、あれもいずれは少し掃除してやらないとかわいそうじゃないかと思えます。今すぐ、使いようによってはすぐほこりが落ちてくる問題ではないと思えますが、やはりその辺を十分考慮して使用していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 57ページをお願いいたします。

2目老人福祉費の中で13節委託料。高齢者生きがい活動支援事業委託料ということで予算が上がっておりますけれども、この事業については村でも大変、健康づくりプロジェクトの一環として、大変重要な位置づけとして事業を行っておるわけですが、これ、拡充事業ですね。新規事業ではなくて。

といたしますと、この生きがい活動については湯ったりミニデイサービス、それから水中ウォーキング、それからいきいきサロン等々がございます。それらの方の昨年度の登録人数、それから今回予算化されました800万については、どのくらいの登録人数を想定しているか、その点の説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

各事業ごとの本年度の参加人数と来年度の募集人員ということのお尋ねでございます。湯ったりミニデイサービスにつきましては、本年度は100名のご参加をいただきました。来年度につきましても同様に100名の募集を予定しております。

それから、水中ウォーキングにつきましては、本年度は46名の方にご参加をいただきました。来年度につきましては拡充をいたしまして、倍の80名の募集をする予定でございます。それから、各サロンにつきましては湯本とこちらのヘルスケアサロン合計で約50名弱の方のご利用をいただいているところでございます。

これにつきましては募集定員ということはなく、広くご参加を呼びかけて、参加者の拡大を図っていくという予定であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この3つの事業のうちで、特に湯ったりミニデイサービスは大変評判がよくて、希望者が今年度はかなりふえるんじゃないかというような予想がされます。とい

いますのは、まだ募集は始まっておらないと思うんですが、既に締め切りにもしもりまりましたら大変だということで、申し込みに今から行ってくるんだという方がございます。

ですから、予算上は800万ですが、この湯ったりミニデイサービスにおいて、希望者が一応予定は100名であっても、もっともふえた場合に予算がなくなりますから、いや、もうあなた方は申し込み遅いからだめですよということがあるんですか。なければ、無制限とは言いませんが、何人でも受け入れるというふうな考えがあるんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その予算の絡みでご参加をお断りするという、そういうことではございませんで、月1回ご利用いただくわけなんです、バスの送迎が、バスに1回乗れる人数が最大25名ということで、それが4組になりますので、そこで100名というような設定をしております。

それから、受け入れをさせていただいている温泉施設のほうの受け入れ態勢の問題もございます。ですので、ご希望いただける方全員にご参加いただきたいというふうには思っておりますが、そういった送迎、それから受け入れ施設側の事情もございますので、100名限りというふうなことで実施をさせていただくというふうなことでございます。ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の説明ですと、やはり早い者が、申請したほうが勝ちというような感じが受けられますが、そうでなくて、せっかくこれ村民の方の生活習慣病並びに高齢者の健康増進を兼ねてこれを実施するわけですから、希望者であれば幾ら予算がオーバーしても、補正予算でも何でもいから補助するというような考えのもとにこれをやっていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

受け入れしていただける施設側と調整も必要でございます。この場でそういたしますというふうな答えはすぐにはお答えはできませんが、去年もちょうど100名のお申し込みでございまして、オーバーしてお断りしたという方はございませんでした。

昨年から水中ウオークも始まったということで、比較的若い方については水中ウオークのほうにご参加をいただいて、ある程度ご高齢の方が湯ったりミニデイのご利用というふうなうまい感じのすみ分けになりましたので、本年度もそういったふうになっていければいいなというふうには思っておりますが、オーバーした場合の対応につきましては、これからさま

ざまな方面と調整をいたしまして、極力ご参加をいただけるように対応してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の件につきましては、ただいまの課長の答弁で私も少しは安心いたしましたので、そういう希望者の方があまして、ふえるような過程になりましたらば、特段の配慮をお願いしておきたいと思います。

それでは次に、98ページをお願いいたします。

19節営農再開支援事業の補助金。それは確か、さっきの説明でシイタケのほだ木の補助金かなと思ったんですが、違いますれば、その点の説明をお願いします。それが関連しておりますので、次のページ、100ページの3目放射能対策費の中で、19節負担金で安全なキノコ原木供給支援事業で上がっている。これ、同じ事業体のことなんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

まず98ページの19節負担金、補助及び交付金のところでございますが、こちらにつきましては水田に対する塩化カリの配布の部分でございます。営農再開支援事業で1,000万、1セット22万円です。

100ページの3目放射能対策費、19節負担金、補助金及び交付金でございますが、こちらにつきましては原木の供給支援事業ということで、現在、28年度は2,000本を予定しております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 営農再開の事業については、それで了解いたしました。

それで、安全なキノコのこの原木の供給です。原木やっている方も大変、村内ではやめた方が多いです。それで、いまだにやっている方があるんですけども、このキノコの原木をやはり村内ではたしか供給できないと思います。それで、放射能がないような地区から買入れて事業をやっておるわけでございますけれども、その出たキノコがやはりここで生産いたしますと売物にならない、売れない、売ってはならないというふうな指示が出ているそうでございます。

それで、どうしたらよいか思案に暮れているような話を私も言われまして、これからのキノコ、こういうふうにして支援事業をして補助金を出して買ってもらっても、全然それが効果にならないというようなことでは、何らこれ、支援しても意味がないかと思いますが、そ

の辺はどのように考えますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

議員、おっしゃいますとおり、この安全なキノコ原木等供給支援事業ということで、原木は供給しているわけですが、生産されたシイタケが売れないというふうなことで、その分については東電への補償賠償というふうな形で請求しているわけですが。

ただ、原木も全く何もしないと最初の部分で、生産されなければ補償されないということもありますので、その原木キノコの供給支援事業につきましては福島県と一緒に今現在やっておりますので、なるべくこの原木の供給をして生産をしていただいて、そういう事実、そういう部分を維持していただくというふうな形で考えております。

本当に補償、賠償というか、東電の補償しか今のところ収入がないというようなことでございますので、大変苦しい状況にあるのはもうわかっておりますが、今のところこの方法しかないというふうな形でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このキノコの支援対策については、今の話を聞きますと、東電からの賠償金の対象とするためにやっているように聞こえるんですけども、そうでなくて、せっかくキノコをやろうという意欲がある方には、これでない支援策はないんですか。

これではキノコをやったって売り物にならない、食べられない。大体、指導所あたりの話ですと売ってはならんというような指示がなされているようですから、これ、やってせっかく支援をして原木を買ってもらって、売れないものをつくって、ただ東電の賠償金目当てにやっているというんでは、本当の農業振興政策にはならないと思うんですが、どうですか、その点は。これをやめろとは言いませんが、何らかの方策はないんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

原木のシイタケ農家さんはやっぱり県内でもだんだん減っております、移行するとすれば菌床シイタケに移行するというようなことにはなりますが、その菌床シイタケに移行するのにも技術、あとはそういう施設というものがやっぱり必要になりますので、急に移行するというふうなこともなかなかできない状況でおりますし、また、キノコの人たちはやっぱり原木のキノコに対する愛着というかプライドというか、そういったのもあって、なるべく原木キノコをやりたいというふうなことでお話はされておりますので、移行するとすれば菌床シイタケに移行するのが一番、同じ生産の中ではいいとは思ひますが、なかなかそこにも移行

できていないのが現状でございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 現在、供給支援を受けている方と、原木ではキノコが売り物にならないから、今、菌床ということを言いますが、菌床に移行する場合にもかなり金額が必要なようです。

ですから、それも含めて、それは別として、この原木を供給する支援を受けなくて、別な方法に切りかえるほうがよろしいんじゃないかと、そのもろもろのことを農業のことについて、今、受けている方とは話し合はしたことがあるんですか、しているんですか。したとすれば、どのような話の進め方をやっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

原木のキノコの農家さんとは、今あります原木のほだ木のそういった農業系の廃棄物を処理とか、そういった部分ではお話ししておりますが、実際にここから職種を変えるということまでの立ち入った話にはまだなっておりません。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先ほど聞き逃したんですけれども、これ10万ですね、補助金、支援金。10万で何本の予定でいるんですか。

〔「2,000です」の声あり〕

○9番（後藤 修君） 2,000本。1本幾らするものですか。現在の、どこから買っているんだか知りませんが、それら1本当たりどのくらいの金になりますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在は、原木は秋田のほうが多いというふうなことを聞いております。1本150円します。3分の1の補助になっておりますので1本当たり50円ということで、2,000本で10万円というふうな形で予算の計上をさせていただいております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いろいろ聞きましたけれども、とにかくこの方はシイタケ一本で長い年月を農業振興に取り組んできた方でございますので、大変困っているようでございますので、今後、産業課としてもよいアドバイスをさせていただいて力になっていただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

私の質問は以上で終わります。

○議長（小山克彦君） これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

なお、7日月曜日の本会議は午後1時からの開会となりますので、お間違いのないようにお願いします。

（午後 4時31分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 5 号)

平成28年3月天栄村議会定例会

議事日程（第5号）

平成28年3月7日（月曜日）午後1時開議

- 日程第 1 議案第34号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 議案第35号 平成28年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第 3 議案第36号 平成28年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第 4 議案第37号 平成28年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第 5 議案第38号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第39号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第40号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第41号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第 9 議案第42号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第43号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
- 日程第11 議案第44号 平成28年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第45号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第46号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第47号 平成28年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第15 陳情審査報告
- 日程第16 閉会中継続審査申出
- 日程第17 発議案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書提出について
- 日程第18 発議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について
- 日程第19 発議案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君
参事兼 産業振興 課長	吉成	邦市	君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎	君
参事兼 会計 管理 者	小山	志津夫	君	湯支所 本長	兼子	弘幸	君
天保 育所 長	山本	サト子	君	学校 教育 課長	清浄	精司	君
生涯学 習課 長	内山	晴路	君				

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木	利弘		書記	星	千尋
書記	森	和昭				

◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第34号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第34号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,753万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,851万4,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度1億6,525万8,000円、比較1,440万4,000円の減。1節から3節の現年度分で1,605万8,000円の減、4節から6節の滞納繰越分で165万4,000円の増を見込んでおります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度860万7,000円、146万1,000円の減。同じく現年度分で145万8,000円の減、滞納繰越分で3,000円の減を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度5万円、昨年同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度1億3,929万5,000円、949万3,000円の増、療養給付費の増に伴う増額であります。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度373万9,000円、142万5,000円の減、対象額の減でございます。

3目特定健康診査等負担金、本年度111万7,000円、8万2,000円の減、ほぼ前年同額でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度4,762万9,000円、950万2,000円の増、療養給付費の増に伴う増額であります。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、本年度4,271万6,000円、931万5,000円の増、療養給付費の増に伴う増額であります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度8,835万9,000円、713万1,000円の減、対象者の減によるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度373万9,000円、142万5,000円の減。

2目特定健康診査等負担金、本年度111万7,000円、8万2,000円の減、いずれも対象額の減によるものでございます。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度3,558万5,000円、30万6,000円の増、ほぼ同額でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度1,234万2,000円、625万2,000円の減、対象額の減によるものでございます。

2目保健財政共同安定化事業交付金、本年度1億9,170万5,000円、2,033万3,000円の増、療養給付費の増に伴う増額でございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度4万8,000円、7,000円の減、国保基金の利子でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度5,319万1,000円、1,659万円、法定繰り入れ分の増でございます。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、存目1,000円の計上でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、存目1,000円。

2目その他繰越金3,292万円、730万1,000円の減、前年度繰越金の見込み額であります。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度10万円、昨年同額でございます。

2目退職被保険者等延滞金、3目一般被保険者加算金、4目退職被保険者等加算金、5目過料、いずれも存目1,000円でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、存目1,000円でございます。

3項雑入、1目滞納処分費。次のページをお願いいたします。2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、6目雑入、いずれも存目1,000円の計上であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度520万円、48万6,000円の減。13節委託料の一番上、電算委託料でございますが、新システムの導入によりまして50万円ほどの減額となったものでございます。

2目連合会負担金、本年度58万7,000円、1万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項徴税费、1目賦課徴收費、本年度289万6,000円、24万3,000円の増、ほぼ同額の計上でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度16万3,000円、昨年同額でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度9万7,000円、2,000円の減、ほぼ同額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度3億5,670万円、2,205万1,000円の増。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度3,678万1,000円、756万6,000円の増、いずれも増加の見込みでございます。

3目一般被保険者療養費、本年度300万円、27万円の減。

4目退職被保険者等療養費、本年度9万4,000円、3万1,000円の減。

5目支払審査手数料、125万1,000円、前年同額でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度4,420万2,000円、518万1,000円の増。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度670万6,000円、209万5,000円の増、いずれも増加の見込みであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度10万円、昨年同額であります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度1万円、前年同額でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度1万円、2目退職被保険者等移送費、本年度1万円、いずれも昨年同額でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度420万円、同額でございます。

2 目支払手数料、本年度3,000円、同額でございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度60万円、同額でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、本年度8,721万6,000円、36万7,000円の減、ほぼ同額でございます。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度8,000円、昨年同額でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、本年度6万4,000円、1万5,000円の減。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度8,000円、前年同額であります。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度存目1,000円でございます。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度5,000円、同額でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度4,563万7,000円、284万5,000円の減、対象者の減でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金、本年度1,495万9,000円、570万1,000円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度1億6,532万2,000円、1,255万8,000円の減、割り当て金の減でございます。

8 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度780万円、60万7,000円の減。次のページ、13節委託料の一番上、特定健康診査委託料につきまして、対象者数が減になるということで、ほぼ65万円ほどの減となったものでございます。

2 項保険事業費、1 目保健衛生普及費、本年度696万円、499万8,000円の増、次のページの13節、委託料の下段、国保ヘルスアップ事業業務委託料が皆増でございます。この事業につきましては、医療費の適正化、それから効果的な保険事業の実施を図るために保険者、それから健康保険組合が策定をすることとされましたデータヘルス計画の策定の業務委託料でございます。全額国保補助でございます。

2 目疾病予防費、本年度552万4,000円、昨年同額でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、存目1,000円であります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度100万円。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度1万円、昨年度と同額でございます。

3 目償還金、4 目小切手支払未済償還金、5 目一般被保険者還付加算金、6 目退職被保険者等還付加算金、存目1,000円、それから同額計上でございます。

2項延滞金、1目延滞金、存目1,000円であります。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度13万3,000円、8万3,000円の減、収納率向上対策事業分の繰り出しでございます。

2目診療施設勘定繰出金、本年度1,205万1,000円、比較304万3,000円の増、国保診療勘定の運営費分の繰り出しであります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1,820万7,000円、397万3,000円の増であります。

30ページをお願いいたします。

診療施設勘定。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度477万6,000円、73万2,000円の減。

2目社会保険診療報酬収入、本年度248万4,000円、96万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度1,911万6,000円、214万8,000円の減。

4目一部負担金収入、本年度382万8,000円、195万6,000円の減、いずれも本年度までの実績を踏まえて計上したものでございます。

5目その他の診療報酬収入、存目1,000円であります。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度24万円、2万4,000円の増、自費診療代等でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度17万2,000円、前年同額であります。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、存目1,000円であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度482万6,000円、39万9,000円の減、運営費分の繰り入れであります。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度1,205万1,000円、304万3,000円の増、運営費分の繰り入れであります。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度1万5,000円、前年同額であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度50万円、前年同額でございます。前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度50万4,000円、1万2,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度3,325万4,000円、221万1,000円の減。昨年度レセプトコンピューターの更新がございました。その分210万円ほどが減額となったものでございます。

36ページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度37万6,000円、前年同額でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度114万7,000円、20万6,000円の増。11節需用費の修繕費でございますが、レントゲン装置の修繕を見込みまして、20万円ほど増となったものでございます。

2目医療用消耗器材費、本年度34万8,000円、5万2,000円の減。

3目医薬品衛生材料費、本年度1,260万円、80万円の減、薬剤等の購入費でございます。

4目委託料、本年度38万9,000円、25万9,000円の減、血液検査の委託料でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度40万円、前年同額でございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 10ページの1節の4、5、6の医療給付費分、滞納繰越分、それが、この4、5、6合わせると845万6,000円となっておりますが、昨年度の滞納分は680万2,000円だったんですね。それが増えているということは、滞納者に対してどのような対策をしているか、まず一応聞いておきます。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、8期納付、つまりことしの1月末日までが8期の納期限というふうになっておりまして、2月以降が滞納というふうになってくるものですから、2月、3月、4月、そして現年度に関しては5月までをかけまして、何とか滞納繰り越しについては減らしていきたいというふうに思っております。

具体的には、先日も申し上げましたけれども、税務課職員はもちろんなんですが、全職員体制で滞納整理対策本部というのを設置しておりますので、それをまた4月に立ち上げまして、4月・5月に重点的に滞納者宅を訪問して、滞納繰り越しが少しでも減るように対策したいと思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そういうことで、じゃ、2月、3月、4月、5月、大体4月、5月をめどにして、全職員で滞納額を減らしていきたいと、こういうお話でしたが、全額全部ということは無理かなと思うんですが、大体見込みとしては徴収額は何%ぐらいは見込んでおりますか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

あくまでも滞納繰越分で申し上げますと、昨年度の滞納繰越分の決算額が11.82%でございました。滞納繰越分に関しましては、今現在で収納率が20%っております。ですから、滞納繰り越しだけでいうと前年より減っているんですが、現年度分がちょっとまだ残っているというふうになってきます。これが5月末日を過ぎますと繰り越してしまうので、何とか例年どおり現年度分につきましては収納率を上げたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

それで、あと1点ほど税務課の課長にお伺いしますが、昨年で質問したんですが、4の滞納分、区分4、5、6。この各4、5、6ごとに世帯数は何世帯になっておりますか伺います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦議員。

これは来年度の予算で、繰越分というのは何件って、これは27年度じゃないものね。

〔「来年の見込み」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 見込みでいいのかな。

○3番（大浦トキ子君） はい。

○議長（小山克彦君） 税務課長森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

あくまでも滞納繰り越しにつきましては、5月末までは現年度の収納というふうになってきますので、何世帯かという回答ができないものですから、その辺はご理解いただければというふうに思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 4月、5月以降、全職員体制で滞納額を減らしていきたいと、こういう答弁でありましたので、ぜひとも前年度よりもっと多く滞納額、減らしていけるように頑張ってくださいと思います。

あと、もう1つあるんですが、これは関連したことなんですが、住民課の担当課長だと思うんですが、3点ほど。

国保基金は現在幾らになっているか。

あと2つ。それで、国保の運営が2018年から国から県のほうに移行してまいります。その時点で国保の基金は村独自で今までどおりできるのか、それとも、県のほうで統一して全部の市町村を一括してやるのか、まず、それを伺いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1点目の国民健康保険基金の残高でございますが、8,639万6,040円でございます。

2点目の基金の帰属と申しますか、市町村ごとなのか、県統一なのかということですが、市町村ごとに活用していくと。県で統一するものではなくて、それぞれ市町村ごとに活用していくというふうな取り扱いになっているところであります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君に申し上げます。

今の国保基金の残高の質問は、27年度の補正のときに3番議員、同じ質問を聞いています。後、十分注意して質問してください。

○3番（大浦トキ子君） はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 国保の基金の運営は市町村単位、独自でやっていくというような答弁でありましたので、これは一本化となると、だんだん村で独自で積み立てた基金がなくなるという可能性もありますので、これはいいなと思っております、村単位でやるということは。

あと、医療費もやっぱり基金と同じく、市町村単位で独自でやるんですか。というのは、村は医療機関というのが余り近くにないもので、市とか、郡山市とか須賀川市、あっちのほうの病院とか多くありますので、そっちのほうのと一括になっちゃいますと、そちらのほうの医療費も全部村のほうの負担になるんじゃないかという、そういう心配があるんですが、それは今までどおり村の医療費は村ということで、それでよろしいんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

基本的には、今までどおり市町村ごとに実績に応じてということですが、一部、共同事業ということで、県全体で格差をちょっとずつ補正しようという事業がございますので、全く市町村の実績どおりということではなくて、一部そういう補正が入ることです。おおむね従来どおり市町村ごとの実績に応じてということにはなろうかと思えます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

質問を終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第35号 平成28年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第35号 平成28年度牧本財産区特別会計についてご説明申し上げます。

平成28年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262万1,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお開き願います。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金の1,000円の存目計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、これも同じく1,000円の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度12万7,000円、12万6,000円の増で、これは土地の貸付分の増でございます。

2目利子及び配当金、本年度5,000円の1,000円の増でございます。

3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、1,000円の存目計上でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度7万4,000円、57万5,000円の減でございます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1,000円の存目計上でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度241万1,000円、241万円の増。これは東京電力の送電線の線下の樹木伐採補償料、5年に1度いただくものでございますが、それが入ることによって大きく増加したものでございます。

次のページをお開き願います。

3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度239万4,000円、比較215万8,000円の増。これにつきましては、25節の財政調整基金に対する基金積立金が増加したものです。

2 目財産管理費、本年度12万7,000円、19万6,000円の減。これにつきましては、7節の土木作業員を減少して計上するものでございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円の同額計上でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第36号 平成28年度大里財産区特別会計予算について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第36号 平成28年度大里財産区特別会計についてご説明
申し上げます。

平成28年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万2,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお開き願います。

事項別明細書によりご説明します。

2、歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、1,000円の存目計上でござい
ます。

2款財産収入、1目財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1万円の増額計上でござい
ます。

2目利子及び配当金、1,000円の存目計上です。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、3万8,000円、1万2,000円の減でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度23万1,000円、1万2,000
円の増でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、1,000円の存目計上でございます。

次のページをお開き願います。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度21万3,000円で、前年
と同額の計上でございます。

2目財産管理費、本年度5万9,000円、同額計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万円で同額計上でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第37号 平成28年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、兼子弘幸君。

[湯本支所長 兼子弘幸君登壇]

○湯本支所長（兼子弘幸君） 議案第37号 平成28年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度湯本財産区特別会計の予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175万1,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをお開き願います。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度3,000円、比較ゼロ、東北電力からの電力柱の土地貸し付けによるものでございます。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ、基金利子でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度167万4,000円、比較3万9,000円の減でございます。一般会計からの繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度6万9,000円、比較3万9,000円の増です。歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度20万円、比較ゼロ、昨年と同額計上でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、本年度3万7,000円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、本年度146万4,000円、比較ゼロ、昨年度と同額計上でございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度5万円、比較ゼロ、昨年と同額計上でございます。

以上、ご審議の上、ご議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第38号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第38号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,394万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円の存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度2,384万5,000円、比較684万1,000円の増となっております。こちらにつきましては、ハイテク大山工業団地に4社昨年より立地が増えているためでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円の存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度10万円、比較ゼロ、前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円の存目計上でございます。

次のページで歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2,295万8,000円、比較694万2,000円の増となっております。こちらにつきましては、繰出金のほうで昨年度より575万3,000円が増えております。また、委託料のほうで地質調査委託料のほう、99万4,000円の増額となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度99万1,000円、比較10万1,000円の減。

以上でございます。ご審議のほど議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この工業団地ですが、先日ちょっと話がありましたが、福島田中が残り団地を全部購入するというので、残りの区画はこれで完売ということになりますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

団地につきましては3つに分かれておまして、北側の団地、南側の団地、そして今ご質問いただきました福島田中と隣接している一番小さいほうの団地というようなことで、北側の団地と一番下のところは完売になりました。真ん中の南側、道路入って行って、前、サーバーコーポレーションのあったところでございますが、あそこがまだ半分までいきませんが、約4割ぐらいまだ残っておりますので、そこは今後、企業立地のほうに向けて推進をしていく考えでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 今、地質調査というふうな話がありましたが、前のみたいに、いわゆる地面が軟弱でパイルを仕込まないとだめだというふうな、そんなようなことも考えられるということでしょうか、この残った土地とか、新たに新規として貸す土地です。これについてもそういったことが考えられますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

13節の委託料で地質調査委託料が今年計上しておりますが、こちらにつきましては、企業様のほうから立地の打診なりそういった部分で立地のお話があつて契約が進むといった場合には、その場所を地質調査をしてお知らせするというのを今やっております。こちらにつきましては計上してなくて、補正とかではとっていたんですが、今回は当初予算にとっておきまして迅速に対応できるように、こちらのほうに見込みであります。とっております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっと意味がわからないんですが、私はパイルとか何かを前、打ち込んで販売したと。こういう必要がいわゆる残った土地についてもあるのかどうか、そういう可能性はあるんですか。パイルや何かを打ち込まなくちゃいけないという可能性は、地質調査の結果悪ければ、そういうことになるということでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

パイルが必要かどうかというふうなことでございますが、こちらにつきましては、その立地する企業さんにもよりのこととなります。やっぱり重量物をそこに置く、あとはそういったラインの組み立てを置くといった場合には、多分パイルの打ち込みというか、地質調査をして、弱ければ必要というような形になりますが、それ以外のそういった重量物が要らないというふうな部分につきましては、今回もいわせ食品輸送部のほうにつきましては、事務所と駐車場というところでしたので、今回はそちらのほうについてはパイル等の心配はありませんが、そういったパイルの心配のあるところは、やっぱり重量物を扱う、あとはラインを敷くというふうな形のところについては地質調査をして、データをちゃんとお示するというような形になってくると思います。

以上でございます。

○6番（渡部 勉君） はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 今、渡部さんが言った関連質問なんですが、地質調査はなんでかんで大規模になれば建物を建てるのにはやらなければならないのではないのでしょうか、天栄村だって。ほかは確認申請とって、ほかの地区は住宅でやっても、天栄村の場合は届けだけで住宅を建てるわけだ。だけどやっぱり会社とかああいうでっかくなってくれば、地質調査というのは当然、これはやることでないのか、間違いなく。予算とるのは当たり前だと俺は思うよ。

やる必要がないから安くするとか、会社が軽量の会社で別に問題ないと、地盤は。そういう会社ならばやらなくてもいいということかい。それは、やらなきゃならないでしょう。これだけ大規模になってくれば何平米からは地質調査をやらなきゃいけないと俺は思うよ、学校でも幼稚園でも全て、天栄村だって。ここはやる必要がない、ほかの住宅等はやらないから、やらないって問題じゃないんだから。その点はどうなんだい。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

建物を建てる分については、全て地質調査は必要でございます。その中で、今、先ほどお話ししましたように、パイルが必要か必要じゃないかというふうな判断をいただくというふうな形になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第39号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第39号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,316万1,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度992万8,000円、16万7,000円の減でございます。これにつきましては、施設使用料の減となっております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度3万円、4,000円の増となっております。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、存目の計上となっております。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度320万円、120万円の増となっております。前年度の繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,216万1,000円、103万7,000円の増でございます。これにつきましては、15節工事請負費の増によります。また、25節積立金の増によるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度100万円、前年度と同様でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第40号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第40号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億622万2,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,093万4,000円、159万9,000円の減でございます。これにつきましては、排水使用料の減によるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、存目の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、存目の計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億4,070万6,000円、185万4,000円の増でございます。一般会計の繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度97万6,000円、3万6,000円の増でございます。これにつきましては、大山地区排水処理施設事業の特別会計繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度360万円、260万円の増でございます。前年度の繰越金でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目の計上でございます。

7款諸収入、2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、存目の計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業費、本年度1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度9,855万5,000円、166万

8,000円の増でございます。これにつきましては、次のページ、100ページをお願いいたします。15節工事請負費でございます。郡山・矢吹線ほかのマンホールの調整による増でございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度1億716万7,000円、172万3,000円の増でございます。これにつきましては、償還金、元金の償還でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、50万円の減でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時20分まで休議いたします。

(午後 2時00分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時20分)

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第41号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第41号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計
についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231万4,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、存目の計
上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度98万7,000円、2万8,000円
の減でございます。使用料の減によります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円、存目の計上でご
ざいます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度132万4,000円、57万円の減でございます。
前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度227万7,000円、49万1,000
円の減でございます。昨年と同様の計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度3万7,000円、10万7,000円の減ございま
す。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第42号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

[参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第42号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計
についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,787万7,000円と定める。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方
債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000万
円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

122ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、簡易水道施設整備事業。限度額、7,000万円。起債の方法、証書借入または

証券発行。利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利債に借りかえすることができる。

125ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度162万円、161万9,000円の増でございます。消火栓の工事負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度720万1,000円、比較ゼロでございます。これにつきましては、水道使用料でございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度1,000円、存目の計上となっております。

次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度3,275万4,000円、341万6,000円の増でございます。簡易水道等施設整備費の国庫補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度3,257万円、4,031万1,000円の減でございます。一般会計繰入金の減でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度373万円、110万4,000円の増でございます。前年度の繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目の計上でございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、本年度7,000万円、7,000万円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度1,105万3,000円でございます。72万2,000円の増でございます。これにつきましては、15節工事請負費の増となっております。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、本年度1億3,532万4,000円、3,520万2,000円の増でございます。これにつきましては、15節工事請負費の増によりますところでございます。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額150万円、9万5,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 129ページなんですけれども、15節工事請負費、消火栓交換工事請負とかかっているんですけれども、これはどこの場所ですか。また、新規の消火栓の設置はないんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

これにつきましては、田良尾字宮下地内、J A夢みなみの湯本支店の付近なんですけど、その既設の消火栓3基を交換する予定でございます。新規はございません。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第43号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第43号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別

会計についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135万8,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

138ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度66万1,000円、昨年と同様の計上となっております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度15万円、10万円の増でございます。前年度の繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度54万6,000円、50万5,000円の減でございます。一般会計の繰入金の減でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度135万3,000円、40万5,000円の減でございます。ほぼ前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5,000円、前年度と同様の計上となっております。

よろしくをお願いいたします。

○議長(小山克彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(小山克彦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第44号 平成28年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第44号 平成28年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,151万5,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

148ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度9,905万円、102万円の増であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、存目1,000円であります。

2目督促手数料、本年度1万6,000円、前年同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億566万6,000円、1,014万6,000円の増、給付費の増に伴う増額でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度5,551万4,000円、2,785万9,000円、給付費の増に伴う増額であります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度213万2,000円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度300万3,000円、54万3,000円の減。

次、米印、地域支援事業交付金（介護予防事業）、106万3,000円の減であります。これらは、制度改正に伴いまして科目を組みかえるものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度 1 億7,271万2,000円、1,784万4,000円の増、給付費の増に伴う増額であります。

2 目地域支援事業支援交付金、本年度238万8,000円、119万8,000円の増、制度改正に伴う増でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、本年度9,480万3,000円、1,056万6,000円の増、給付費の増に伴う増額であります。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度106万6,000円。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、150万1,000円。米印、地域支援事業交付金（介護予防事業）も国庫と同じく制度改正に伴う組みかえでございます。

財政安定化基金支出金、交付金、1,000円の減でございます。制度改正に伴う科目の廃止でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、存目1,000円。

2 目利子及び配当金、本年度 1 万円、前年同額であります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、2 目物品売払収入、いずれも存目1,000円であります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、本年度7,710万3,000円、966万9,000円の増、給付費の増に伴う増でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度106万6,000円。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度150万1,000円。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、本年度71万4,000円。

5 目その他一般会計繰入金、本年度720万9,000円。

地域支援事業繰入金（介護予防事業）、これも制度改正に伴う組みかえなどがございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度854万9,000円、608万6,000円の減であります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度750万円、250万円の増、前年度繰越金であります。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、2 目第 1 号被保険者加算金、3 目過料、いずれも存目1,000円であります。

2 項預金利子、1 目預金利子、存目1,000円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金、4 目雑入、いずれも存目

1,000円であります。

歳出、1款総務費、1款総務管理費、1目一般管理費、本年度155万1,000円、6万5,000円の減、ほぼ前年同額であります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度15万円、6万4,000円の減であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度252万9,000円、8万8,000円の減。

2目認定調査等費、本年度291万8,000円、8万9,000円の減でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度6万1,000円、1万6,000円の増。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億9,680万円、1,680万円の増でございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、存目1,000円であります。

3目地域密着型介護サービス給付費、本年度1,728万円、1,080万円の増でございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、存目1,000円あります。

5目施設介護サービス給付費、本年度3億1,800万円、4,600万円の増でございます。

6目特例施設介護サービス給付費、存目1,000円あります。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度84万円、36万円の減でございます。

8目居宅介護住宅改修費、本年度84万円、96万円の減でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,400万円、前年同額あります。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、存目1,000円あります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度324万円、696万円の減。制度改正に伴う減でございます。

2目特例予防介護サービス費、存目1,000円あります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度288万円、287万9,000円の増でございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目1,000円あります。

5目介護予防福祉用具購入費、本年度24万円、12万円の減であります。

6目介護予防住宅改修費、本年度48万円、12万円の減であります。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度72万円、72万円の減となります。

8目特例介護予防サービス計画給付費、存目1,000円あります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度42万円、6万円の減であります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度1,320万円、同額あります。

2目高額介護予防サービス費、存目1,000円あります。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度189万

円、54万円の増であります。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、存目1,000円であります。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度72万円、12万円の減であります。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、本年度3,600万円、600万円の増であります。

2目特例特定入所者介護サービス費、3目特定入所者支援サービス費、4目特例特定入所者支援サービス費、いずれも存目1,000円であります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、存目1,000円であります。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度1万円、前年同額であります。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度561万6,000円。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度135万円、制度改正による目の新設でございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、本年度150万円、こちらも制度改正による目の新設でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、本年度540万円、184万5,000円の増、制度改正に伴う増額であります。

2目権利擁護事業費、本年度50万円、45万5,000円の増。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度55万円、54万9,000円の増、いずれも制度改正に伴う増であります。

4目、任意事業費、存目1,000円であります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度5万円。

6目生活支援体制整備事業費、本年度120万円。

介護予防ケアマネジメント事業費、540万円の減、制度改正に伴うものでございます。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度6万4,000円、6万4,000円皆増でございます。

介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費、介護予防一般高齢者施策事業費、総合事業費精算金、いずれも制度改正による目の廃止でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、2目第1号被保険者保険料還付金、いずれも存目1,000円でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、前年度同額でございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 159ページなんですけれども、この3、4、5、6、7、8目の、これ、1つ1つどういうことをやるのかちょっと理解できないので、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

159ページの3目地域密着型介護予防サービス給付費ですが、この地域密着型サービスと同じで、現在、天栄村では施設がまだございません。4月1日から認知症のグループホームはできますが、そこが要支援2の方から入所ができるようになります。その要支援2の方がこの介護予防サービス給付費に当たります。ここから支出するようになります。

介護の1から5までにつきましては、157ページの2、1、3、地域密着型介護サービス給付費、こちらから支出するようになります。

要介護の1から5につきましては、157ページの3目の地域密着型介護サービス給付費から、要支援2の方につきましては、159ページの3目の地域密着型介護予防サービス給付費から支出するというふうになります。

その下の特例につきましては、該当者がいないため存目になっています。

〔「どういう意味だか」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） これは、まず介護の認定を受けてから入所というふうになるんですが、緊急的な場合に、介護認定を受ける場合は審査会の認定を受ける必要がありますので、そこも、それを待たずに緊急的に入る方、そういう方も一応特例として認めるということになっておりますので、そういう方がいらっしゃった場合はこの4目、ここの特例サービス給付費から支出が出るというふうになります。

5目の介護予防福祉用具購入費。

〔「そこはいいです」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） よろしいでしょうか。

7目の介護予防サービス計画給付費、これは、個人ごとにサービス計画というのをつくっていきます。この方は例えばグループホームに入りますよというような計画、在宅ですとヘルパーが週に1回とかデイサービスを週に1回使いますよというような個人ごとの計画をつくるものもあります。その計画をつくる際の手数料といいますか給付費になります。

8目の特例につきましては、先ほどと同じ認定を受ける前の方で特別につくる方につきましては特例というこの項目から支出するようになります。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ、民間の新しいグループホームができるからこう新しくなったということですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君
〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

159ページの3目につきましては、地元にてできるということで入所される方を見込んだ予算計上となっております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第12、議案第45号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第45号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計
予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,592万7,000円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

172ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額1,000円
の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額5万1,000円、比
較1万4,000円、基金の利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額5,000万円、前年度の繰越金でござ
います。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額9,087万5,000円、比較ゼロ。余剰電力の
売却収入で、昨年と同様でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9,392万7,000円、比
較1万4,000円の増でございます。こちらでございますが、ほぼ例年どおりの予算となっ
ておりますが、委託料の風力発電設備保守点検委託料で約200万円ほど防雷塔の点検保守が今
年度はありましてふえております。それ以外には、基金積立金が昨年よりは若干落ちており
まして350万ほど減額、公課費、消費税で290万の増額となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額200万円。

以上でございます。ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第13、議案第46号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第46号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,596万3,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

180ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度2,079万1,000円、156万4,000円の減。

2目普通徴収保険料、本年度367万4,000円、32万1,000円の減であります。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、存目1,000円であります。

2目督促手数料、本年度3,000円、前年同額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度52万2,000円、2,000円の減。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,878万円、3万2,000円の増でございます。

3目広域連合分賦金、本年度24万9,000円、2,000円の減。

4目保健事業費繰入金、本年度32万7,000円、3万3,000円の増であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度 1 万円、9,000 円の増、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、2 目過料、いずれも存目 1,000 円であります。

2 項受託事業収入、1 目健診受託事業収入、本年度 84 万 2,000 円、前年同額であります。

3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度 10 万円、5 万円の増であります。

2 目還付加算金、存目 1,000 円であります。

4 項預金利子、1 目預金利子、存目 1,000 円であります。

5 項雑入、1 目雑入、本年度 66 万円、比較 5 万 9,000 円の増。人間ドック事業の補助収入でございます。

184 ページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、本年度 18 万 9,000 円、前年同額であります。

2 目徴収費、本年度 33 万 3,000 円、2,000 円の減であります。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度 4,324 万 5,000 円、185 万 3,000 円の減であります。

3 款保険事業費、1 項保険事業費、1 目保険事業費、本年度 204 万 3,000 円、9 万 1,000 円の増でございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度 10 万円、5 万円の増。

2 目還付加算金、存目 1,000 円でございます。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度 3,000 円、前年同額でございます。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 4 万 9,000 円、8,000 円の増であります。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第14、議案第47号 平成28年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第47号 平成28年度天栄村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成28年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給水戸数1,477戸。
- （2）年間総配水量63万367立方メートル。
- （3）1日平均配水量1,727立方メートル。
- （4）主要な建設改良工事、石綿管更新事業、3,316万5,000円でございます。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益1億323万3,000円。

第2項営業外収益5,619万2,000円。

次のページをお願いいたします。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用1億3,354万1,000円。

第2項営業外費用2,488万2,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,685万1,000円は、過年度損益勘定留保資金1億1,199万5,000円、消費税資本的収支調整額485万6,000円を補てんするものとする。）

収入。第1款資本的収入。

第1項企業債3,000万円。

第2項負担金334万8,000円。

第3項補償費1,000円。

支出。第1款資本的支出。

第1項建設改良費6,891万1,000円。

第2項企業債償還金8,128万9,000円。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額、3,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内のうち据え置き期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費1,461万6,000円。

次のページをお願いいたします。

（他会計からの補助金）

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,494万9,000円である。

（たな卸資金の購入限度額）

第9条 たな卸資金の購入限度額は、137万円とする。

平成28年3月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度9,636万8,000円、82万3,000円の減でございます。水道使用料の減によるものでございます。

2目受託工事収益、本年度678万2,000円、578万円の増でございます。これにつきましては、消火栓工事の収益でございます。2カ所でございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、手数料でございます。

4目負担金、本年度2,000円、存目の計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度6万円、預金の利息でございます。

2目他会計補助金、3,494万9,000円、608万1,000円の減でございます。一般会計補助金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目雑収益、本年度2万円、給水装置工事事業者指定の手数料でございます。

4目諸費税還付金、本年度1,000円、存目の計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度2,116万2,000円、9万5,000円の減でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度975万2,000円、586万5,000円の減でございます。主な減の理由でございますが、5節修繕費でございます。昨年度滅菌器を交換いたしました、その工事が今年度ないものによる減でございます。

2目配水及び給水費、本年度1,534万3,000円、215万3,000円の増でございます。これにつきましては、6節になります修繕費が、メーター交換が増えたものでございます。

3目受託工事費、本年度678万3,000円、577万9,000円の増でございます。これにつきましては、次のページ、4節の修繕費でございます。消火栓交換工事の増によるものでございます。場所につきましては、太多郎地内と荒井屋敷地内でございます。

4目総係費、本年度2,263万5,000円、153万7,000円の増でございます。これにつきましては、使用料の増によるものでございます。失礼しました。

5目減価償却費、本年度7,863万3,000円、143万9,000円の減でございます。

次に、6目資産減耗費、本年度30万1,000円、19万7,000円の減でございます。これは、固定資産除却費、石綿管の減でございます。

7目その他営業費用でございます。本年度9万4,000円、口座振替の手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度2,378万1,000円、205万1,000円の減でございます。これは、企業債の利息の減でございます。

2目雑支出、本年度10万1,000円、過年度水道料の還付でございます。

3目消費税、本年度100万円、113万6,000円の減でございます。消費税の減でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、2目過年度損益修正損、本年度1,000円、存目の計

上となっております。

4項予備費、1目予備費、100万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度3,000万円、500万円の減でございます。事業債の減でございます。

2項負担金、1目負担金、本年度334万8,000円、334万7,000円の増でございます。これにつきましては、消火栓の消火栓関連管路舗装工事の負担金でございます。

3項補償費、1目補償費、本年度1,000円、存目の計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度6,298万6,000円、794万9,000円の減でございます。主な理由としましては、1節工事請負費の減によるものがございます。

2目固定資産購入費、本年度592万5,000円、37万8,000円の増でございます。これにつきましては、中央監視盤工事の増によるものがございます。

次のページをお願いいたします。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度8,128万9,000円、304万円の増でございます。これにつきましては、元利償還金、企業債償還金の増によるものがございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（小山克彦君） 日程第15、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりました事件3件について総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成28年3月7日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員長、廣瀬和吉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。付託年月日、28年3月1日。件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。審査結果、採択。委員会の意見、スポーツによる外傷や交通事故による軽度外傷性脳損傷は、誰もが一般の生活の中で遭遇する可能性のある事故からの病気である。しかしながら、教育現場や家庭では、正確な認識と理解が進んでいないことが多く、重篤な事案となった場合にも自己の初動調査のおくれにより事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題など後手に回る状況にあることから、この病気にかかるその危険性の啓発周知や障害予防の方策、予後の相談できる窓口などの設置が求められる事案であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

受理番号3、付託年月日、28年3月1日。給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について。審査結果、採択。委員会の意見、現在、多くの大学生が何らかの奨学金を利用しているが、卒業後、不安定雇用や低賃金により安定した収入を得て返済することができず、これの返済に苦しむ若者が増加している。また、OECD加盟国34カ国のうち半数近くの国は大学の授業料は無償であるとともに、多くの国では公的な奨学金制度が整備されており、大学授業料が有償でかつ国による給付型奨学金制度がないのは日本だけであることから、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求めることが必要であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員会からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成28年3月7日。天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号2。付託年月日、28年3月1日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。審査結果、採択。委員会の意見、現在の福島県の最低賃金は、全国順位で31位と低位であり、2010年に掲げた雇用戦略対話での目標金額からも大きく乖離している。このことは、復興途上にある福島県にとって若者を初めとした労働人口の確保や景気回復をさらに困難にさせる要因となることが危惧され、環境整備としての賃金引き上げは県及び村の復興促進のためにも重要であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成28年受理番号1、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、平成28年受理番号2、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、平成28年受理番号3、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についての陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（小山克彦君） 日程第16、閉会中継続審査申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） 平成28年 3月 7日。天栄村議会議長、小山克彦殿。
天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思いま
すが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。3時45分
の再開といたします。

(午後 3時31分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時45分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第17、発議案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、廣瀬和吉君。

[4番 廣瀬和吉君登壇]

○4番（廣瀬和吉君） 発議案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月7日。

提出者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 須藤政孝

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由。

スポーツにより外傷や交通事故による軽度外傷性脳損傷は、誰もが一般の生活の中で遭遇する可能性のある事故からの病気である。

しかしながら、教育現場や家庭では、正確な認識と理解が進んでいないことが多く、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れにより、事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題など後手に回る状況にあることから、この病気にかかる、その危険性の啓発周知や障害の予防の方策、予後の相談の出来る窓口などの設置が求められる事案であると考えため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第18、発議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、揚妻一男君。

〔5番 揚妻一男君登壇〕

○5番（揚妻一男君） 発議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月7日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由。

現在の福島県の最低賃金は、全国順位で31位と低位であり、2010年に掲げた「雇用戦略対話」での目標金額からも大きく乖離している。

このことは復興途上にある福島県にとって若者を始めとした労働人口の確保や景気回復を

更に困難にさせる要因となることが危惧され、環境整備としての賃金引き上げは、県および村の復興促進のためにも重要であると考えため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島県労働局長

意見書については別紙のとおりでございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第19、発議案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、服部晃君。

〔2番 服部 晃君登壇〕

○2番（服部 晃君） 発議案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月7日。

提出者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 須藤政孝

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由。

現在、多くの大学生が何らかの奨学金を利用しているが、卒業後不安定雇用や低賃金により、「安定した収入を得て返済する」ことができず、これの返済に苦しむ若者が増加している。

また、OECD加盟国34ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償であるとともに、多くの国では公的な奨学金制度が整備されており、大学の授業料が有償でかつ、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけであることから、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求めることが必要であると考えため。

意見書送付先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（小山克彦君） 以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。
これをもって平成28年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（午後 3時54分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月25日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 熊 田 喜 八

署 名 議 員 須 藤 政 孝

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	3月1日	原案可決
2号	天栄村情報公開条例の制定について	3月1日	原案可決
3号	天栄村個人情報保護条例の制定について	3月1日	原案可決
4号	天栄村農業促進ハウス条例の制定について	3月2日	原案可決
5号	天栄村農村交流施設設置に関する条例の制定について	3月2日	原案可決
6号	天栄村鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例の制定について	3月2日	原案可決
7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月2日	原案可決
8号	天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3月2日	原案可決
9号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月2日	原案可決
10号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月2日	原案可決
11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月2日	原案可決
12号	天栄村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
13号	天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
14号	天栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
15号	天栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
16号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
17号	天栄村営テニスコート設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月3日	原案可決
18号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月3日	原案可決
19号	工事請負契約の一部変更について	3月3日	原案可決
20号	平成27年度天栄村一般会計補正予算について	3月3日	原案可決
21号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
22号	平成27年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
23号	平成27年度大里財産区特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
24号	平成27年度湯本財産区特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
25号	平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
26号	平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
27号	平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
28号	平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
29号	平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
30号	平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
31号	平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月3日	原案可決
32号	平成27年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月3日	原案可決
33号	平成28年度天栄村一般会計予算について	3月4日	原案可決
34号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月7日	原案可決
35号	平成28年度牧本財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決
36号	平成28年度大里財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
37号	平成28年度湯本財産区特別会計予算について	3月7日	原案可決
38号	平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
39号	平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
40号	平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
41号	平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月7日	原案可決
42号	平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
43号	平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月7日	原案可決
44号	平成28年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月7日	原案可決
45号	平成28年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月7日	原案可決
46号	平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月7日	原案可決
47号	平成28年度天栄村水道事業会計予算について	3月7日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書提出について	3月7日	原案可決
発議2号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月7日	原案可決
発議3号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出について	3月7日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H28 1	平成28年 1月8日	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	大阪府東大阪市六万寺町3-12-33 軽度外傷性脳損傷仲間 の会 代表 藤本 久美子	総 務 常任委員会
H28 2	平成28年 2月16日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	産 業 建 設 常任委員会
H28 3	平成28年 2月16日	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について	日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H28 1	平成28年 3月1日	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	採 択
H28 2	平成28年 3月1日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	採 択
H28 3	平成28年 3月1日	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について	採 択